

付属資料 1

東北町国土強靱化地域計画 (別冊)

リスクシナリオごとの対応方策

令和3年3月
東北町

○リスクシナリオごとの対応方策（目次）

項 目		概要	全文
1-1	地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	3	25
1-2	大規模津波等による多数の死傷者の発生	—	—
1-3	異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫	4	35
1-4	火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態	5	43
1-5	暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生	6	49
1-6	情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生	6	51
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	7	55
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	8	63
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態	9	67
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	10	73
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）への水・食料等の供給不足	10	77
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	11	81
2-7	被災地における疾病・感染症等の大規模発生	12	87
3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	13	89
3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	14	93
3-3	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	14	95
4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞	15	97
4-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	16	101
4-3	石油コンビナート等の損壊、火災、爆発等	16	105
4-4	基幹的交通ネットワーク（陸上・海上・航空）の機能停止	17	107
4-5	食料等の安定供給の停滞	17	111

項 目		概要	全文
5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止	18	113
5-2	上水道等の長期間にわたる機能停止	18	117
5-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	19	119
5-4	地域交通ネットワークが分断する事態	19	121
6-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	20	123
6-2	有害物質の大規模流出・拡散	20	125
6-3	原子力施設からの放射性物質の放出	21	127
6-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	21	129
6-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	22	131
7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	22	133
7-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	23	135
7-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	24	141
7-4	鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	24	143

○リスクシナリオごとの対応方策（概要）

<p>事前に備えるべき目標</p> <p>1 人命の保護が最大限図られること</p>	
<p>リスクシナリオ</p> <p>1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生</p> <p>※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ</p>	
<p>リスクシナリオを回避するための対応方策の概要</p> <p>地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生を防ぐため、建築物等の耐震化や老朽化対策を推進するとともに、住民の避難場所の確保や防災意識の醸成、救助活動を実施する消防力の向上等を図る。</p>	
<p>対応方策一覧</p>	
<p>【住宅・病院・学校等の耐震化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震化 ・大規模建築物の耐震化 ・公営住宅の耐震化・老朽化対策 ・病院施設の耐震化 ・社会福祉施設等の耐震化 ・公立学校施設等の耐震化・老朽化対策 ・建築物等からの二次災害防止対策 ・ブロック塀等の安全対策 ・学校施設等の非構造部材の耐震化 ・文化財の防災対策の推進 <p>【公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策 ・県・市町村庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策 ・ため池施設の耐震化・老朽化対策 <p>【市街地の防災対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園における防災対策 ・幹線街路の整備 <p>【道路施設の防災対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策 ・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策 ・市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策 	<p>【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備 ・青い森鉄道の耐災害性の確保・体制の整備 <p>【空き家対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家対策 <p>【防火対策・消防力強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防火対策 ・消防力の強化 ・消防団の充実 ・防災ヘリコプター等の活動の確保 <p>【石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石油コンビナート等防災計画に基づく特別防災区域の防災対策 <p>【避難場所の指定・確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 ・福祉避難所の指定・協定締結 ・防災公共の推進 ・福祉施設・学校施設等の安全対策 <p>【避難行動支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の作成 ・避難行動要支援者名簿の活用 <p>【防災意識の啓発・地域防災力の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の設立・活性化支援 ・防災意識の啓発 ・防災訓練の推進 ・地区防災計画策定の推進

事前に備えるべき目標

1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ

1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

広域的かつ長期的な市街地等の浸水や河川の大規模氾濫による被害の発生を防ぐため、河川・ダム施設等の防災対策を推進するとともに、警戒・避難体制の整備や住民の避難場所の確保、救助活動を実施する消防力の向上等を図る。

対応方策一覧

【河川改修等の治水対策】

- ・河川改修等の治水対策

【河川・ダム施設等の防災対策】

- ・河川関連施設の耐震化・老朽化対策
- ・土地利用状況を考慮した治水対策
- ・内水危険箇所の被害防止対策
- ・農業用ダム・ため池の防災対策
- ・農業水利施設の防災対策・老朽化対策

【警戒避難体制の整備】

- ・洪水ハザードマップの作成
- ・避難勧告等発令の支援
- ・避難勧告等の発令基準の作成
- ・住民等への情報伝達手段の多様化
- ・県・市町村・防災関係機関における情報伝達

【避難場所の指定・確保】

- ・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
- ・福祉避難所の指定・協定締結
- ・防災公共の推進
- ・福祉施設・学校施設等の安全対策
- ・都市公園における防災対策

【避難行動支援】

- ・避難行動要支援者名簿の作成
- ・避難行動要支援者名簿の活用

【消防力の強化】

- ・消防力の強化
- ・消防団の充実

【防災意識の啓発・地域防災力の向上】

- ・水防災意識社会再構築ビジョンの取組
- ・防災意識の啓発
- ・地区防災計画策定の推進
- ・水防団の充実強化

事前に備えるべき目標

1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ

1-4 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生及び県土の脆弱性が高まる事態を防ぐため、警戒避難体制の整備や住民の防災意識の醸成、登山者等の安全対策等を推進するとともに、土砂災害対策施設の整備や老朽化対策の推進等を図る。

対応方策一覧

【警戒避難体制の整備（土砂災害）】

- ・土砂災害ハザードマップの作成・公表
- ・避難勧告等発令及び自主避難のための情報提供

【土砂災害対策施設の整備・老朽化対策】

- ・砂防関係施設の整備
- ・砂防関係施設の老朽化対策

【農山村地域における防災対策】

- ・農山村地域における防災対策
- ・農業用ダム・ため池の防災対策

【警戒避難体制の整備（火山噴火）】

- ・火山の警戒体制の強化

【登山者等の安全対策】

- ・登山者等の安全対策
- ・情報通信利用環境の強化

【避難場所の指定・確保】

- ・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
- ・福祉避難所の指定・協定締結
- ・防災公共の推進
- ・福祉施設・学校施設等の安全対策
- ・都市公園における防災対策

【避難行動支援】

- ・避難行動要支援者名簿の作成
- ・避難行動要支援者名簿の活用

【消防力の強化】

- ・消防力の強化
- ・消防団の充実

【防災意識の啓発・地域防災力の向上】

- ・土砂災害に対する防災意識の啓発
- ・自主防災組織の設立・活性化支援

<p>事前に備えるべき目標</p> <p>1 人命の保護が最大限図られること</p>		
<p>リスクシナリオ</p> <p>1-5 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生</p> <p>※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ</p>		
<p>リスクシナリオを回避するための対応方策の概要</p> <p>暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生を防ぐため、道路交通の確保に向けた防雪施設の整備や除排雪体制の強化を推進するとともに、代替交通手段の確保や住民の防災意識の醸成等を図る。</p>		
<p>対応方策一覧</p> <table border="0"> <tr> <td> <p>【防雪施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防雪施設の整備 <p>【道路交通の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 除排雪体制の強化 ・ 立往生車両の未然防止 <p>【代替交通手段の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代替交通手段の確保 </td> <td> <p>【情報通信の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信利用環境の強化 <p>【防災意識の啓発・地域防災力の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 冬季の防災意識の啓発 </td> </tr> </table>	<p>【防雪施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防雪施設の整備 <p>【道路交通の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 除排雪体制の強化 ・ 立往生車両の未然防止 <p>【代替交通手段の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代替交通手段の確保 	<p>【情報通信の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信利用環境の強化 <p>【防災意識の啓発・地域防災力の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 冬季の防災意識の啓発
<p>【防雪施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防雪施設の整備 <p>【道路交通の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 除排雪体制の強化 ・ 立往生車両の未然防止 <p>【代替交通手段の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代替交通手段の確保 	<p>【情報通信の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信利用環境の強化 <p>【防災意識の啓発・地域防災力の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 冬季の防災意識の啓発 	

<p>リスクシナリオ</p> <p>1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生</p> <p>※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ</p>		
<p>リスクシナリオを回避するための対応方策の概要</p> <p>情報伝達の不備等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生を防ぐため、行政機関における情報連絡体制や住民等への情報提供体制を強化するとともに、住民の防災意識の醸成や防災教育の推進等を図る。</p>		
<p>対応方策一覧</p> <table border="0"> <tr> <td> <p>【行政情報連絡体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県・市町村・防災関係機関における情報伝達 <p>【住民等への情報伝達の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民等への情報伝達手段の多様化 ・ 情報通信利用環境の強化 ・ 障害者等に対する避難情報伝達 ・ 外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化 </td> <td> <p>【防災意識の啓発・地域防災力の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災意識の啓発 ・ 防災情報の入手に関する普及啓発 ・ 地区防災計画策定の推進 <p>【防災教育の推進・学校防災体制の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災教育の推進 ・ 学校防災体制の確立 </td> </tr> </table>	<p>【行政情報連絡体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県・市町村・防災関係機関における情報伝達 <p>【住民等への情報伝達の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民等への情報伝達手段の多様化 ・ 情報通信利用環境の強化 ・ 障害者等に対する避難情報伝達 ・ 外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化 	<p>【防災意識の啓発・地域防災力の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災意識の啓発 ・ 防災情報の入手に関する普及啓発 ・ 地区防災計画策定の推進 <p>【防災教育の推進・学校防災体制の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災教育の推進 ・ 学校防災体制の確立
<p>【行政情報連絡体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県・市町村・防災関係機関における情報伝達 <p>【住民等への情報伝達の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民等への情報伝達手段の多様化 ・ 情報通信利用環境の強化 ・ 障害者等に対する避難情報伝達 ・ 外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化 	<p>【防災意識の啓発・地域防災力の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災意識の啓発 ・ 防災情報の入手に関する普及啓発 ・ 地区防災計画策定の推進 <p>【防災教育の推進・学校防災体制の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災教育の推進 ・ 学校防災体制の確立 	

事前に備えるべき目標

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止を防ぐため、支援物資等の供給体制の確保や水道施設・物流関連施設の防災対策の推進を図る。

対応方策一覧

【支援物資等の供給体制の確保】

- ・ 非常物資の備蓄
- ・ 災害発生時の物流インフラの確保
- ・ 石油燃料供給の確保
- ・ 避難所等への燃料等供給の確保
- ・ 避難場所における水等の確保
- ・ 災害応援の受入体制の構築
- ・ 救援物資等の受援体制の構築
- ・ 要配慮者（難病疾患等）への医療的支援
- ・ 災害用医薬品等の確保

【水道施設の防災対策】

- ・ 水道施設の耐震化・老朽化対策
- ・ 応急給水資機材の整備
- ・ 水道施設の応急対策

【道路施設の防災対策】

- ・ 緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策
- ・ 緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策
- ・ 市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策
- ・ 道路における障害物の除去

【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】

- ・ 鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備
- ・ 青い森鉄道の耐災害性の確保・体制の整備

【空港の防災対策】

- ・ 空港の業務継続体制の維持・確保等

【食料生産体制の強化】

- ・ 食料生産体制の強化
- ・ 農業・水産施設の老朽化対策

【食料生産体制の強化】

- ・ 食料生産体制の強化
- ・ 農業・水産施設の老朽化対策

事前に備えるべき目標

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生を防ぐため、孤立するおそれのある集落の把握や、これに通じる道路施設の防災対策を推進するとともに、代替交通・輸送手段の確保等を図る。

対応方策一覧

【集落の孤立防止対策】

- ・ 集落の孤立防止対策

【孤立集落発生時の支援体制の構築】

- ・ 孤立集落発生時の支援体制の確保

【防災ヘリコプターの運航の確保】

- ・ 防災ヘリコプターの連携体制の確立
- ・ 防災ヘリコプター等の活動の確保

【情報通信の確保】

- ・ 情報通信利用環境の強化

【道路施設の防災対策】

- ・ 緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策
- ・ 緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策
- ・ 市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策
- ・ 道路における障害物の除去
- ・ 復旧作業等に係る技術者等の確保

事前に備えるべき目標

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

自衛隊、警察、消防、海保等が有する救助・救急活動等の能力を十分に発揮できない事態や、被災等により活動できない事態を防ぐため、防災関連施設の耐震化・老朽化対策等を推進するとともに、関係機関の連携強化、救急・救助体制の強化や受援体制の構築等を図る。

対応方策一覧

【防災関連施設の耐震化・老朽化対策】

- ・ 県・市町村庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策

【災害対策本部等機能の強化】

- ・ 災害対策本部機能の強化

【関係機関の連携強化・防災訓練の推進】

- ・ 災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化
- ・ 防災航空隊への航空支援
- ・ 医療従事者確保に係る連携体制
- ・ 総合防災訓練の実施
- ・ 図上訓練の実施

【救急・救助活動の体制強化】

- ・ 消防力の強化
- ・ 消防団の充実
- ・ 災害医療・救急救護・福祉支援に携わる人材の育成
- ・ 救急・救助活動等の体制強化

【支援物資等の供給体制の確保】

- ・ 災害応援の受入体制の構築
- ・ 救援物資等の受援体制の構築

【防災意識の啓発・地域防災力の向上】

- ・ 防災意識の啓発
- ・ 防災訓練の推進
- ・ 自主防災組織の設立・活性化支援
- ・ 地域防災リーダーの育成
- ・ 地区防災計画策定の推進

<p>事前に備えるべき目標</p> <p>2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること</p>		
<p>リスクシナリオ</p> <p>2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶</p> <p>※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ</p>		
<p>リスクシナリオを回避するための対応方策の概要</p> <p>救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶を防ぐため、緊急車両・災害拠点病院等に対する燃料供給の確保や、輸送路の確保を図る。</p>		
<p>対応方策一覧</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>【緊急車両・災害拠点病院に対する燃料の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石油燃料供給の確保 ・緊急車両等への燃料供給の確保 ・医療施設の燃料等確保 <p>【防災ヘリ・ドクターヘリの燃料の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災ヘリコプターの燃料確保 </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>【道路施設の防災対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策 ・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策 ・市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策 ・道路における障害物の除去 </td> </tr> </table>	<p>【緊急車両・災害拠点病院に対する燃料の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石油燃料供給の確保 ・緊急車両等への燃料供給の確保 ・医療施設の燃料等確保 <p>【防災ヘリ・ドクターヘリの燃料の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災ヘリコプターの燃料確保 	<p>【道路施設の防災対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策 ・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策 ・市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策 ・道路における障害物の除去
<p>【緊急車両・災害拠点病院に対する燃料の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石油燃料供給の確保 ・緊急車両等への燃料供給の確保 ・医療施設の燃料等確保 <p>【防災ヘリ・ドクターヘリの燃料の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災ヘリコプターの燃料確保 	<p>【道路施設の防災対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策 ・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策 ・市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策 ・道路における障害物の除去 	

<p>リスクシナリオ</p> <p>2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）への水・食料等の供給不足</p>		
<p>リスクシナリオを回避するための対応方策の概要</p> <p>祭り期間中の災害発生等により、多数の県外来訪客等が避難できない事態や、避難生活が長期にわたること等により水・食料等の供給が不足する事態を防ぐため、避難場所や支援物資の供給を確保する。</p> <p>また、外国人観光客等に対する情報提供体制の強化等を図る。</p>		
<p>対応方策一覧</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>【帰宅困難者の避難体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光客の避難体制の強化 ・観光客等に対する広域避難の強化 <p>【支援物資等の供給体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常物資の備蓄 ・応急給水資機材の整備 ・災害応援の受入体制の構築 ・救援物資等の受援体制の構築 </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>【情報伝達の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化 ・交通規制等の交通情報提供 <p>【帰宅困難者の輸送手段の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスによる帰宅困難者の輸送 </td> </tr> </table>	<p>【帰宅困難者の避難体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光客の避難体制の強化 ・観光客等に対する広域避難の強化 <p>【支援物資等の供給体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常物資の備蓄 ・応急給水資機材の整備 ・災害応援の受入体制の構築 ・救援物資等の受援体制の構築 	<p>【情報伝達の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化 ・交通規制等の交通情報提供 <p>【帰宅困難者の輸送手段の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスによる帰宅困難者の輸送
<p>【帰宅困難者の避難体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光客の避難体制の強化 ・観光客等に対する広域避難の強化 <p>【支援物資等の供給体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常物資の備蓄 ・応急給水資機材の整備 ・災害応援の受入体制の構築 ・救援物資等の受援体制の構築 	<p>【情報伝達の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化 ・交通規制等の交通情報提供 <p>【帰宅困難者の輸送手段の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスによる帰宅困難者の輸送 	

事前に備えるべき目標

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

医療施設及び関係者の絶対的不足等による医療機能の麻痺を防ぐため、病院・福祉施設等の耐震化を推進するとともに、医療圏単位での医療連携体制の構築や災害医療派遣等による連携体制の構築等を図る。

また、避難に当たり配慮を要する方々に対する支援体制を構築する。

対応方策一覧

【病院・福祉施設等の耐震化】

- ・ 病院施設の耐震化
- ・ 社会福祉施設等の耐震化

【災害発生時における医療提供体制の構築】

- ・ 災害時医療の連携体制
- ・ 災害医療・救急救護・福祉支援に携わる人材の育成
- ・ 医療従事者確保に係る連携体制
- ・ 保健医療の連携体制
- ・ 応急手当等の普及啓発
- ・ 医療機関における水源の確保
- ・ 広域搬送の体制の確保
- ・ お薬手帳の利用啓発

【防災ヘリコプターの運航の確保】

- ・ 防災ヘリコプターの連携体制の確立

【要配慮者への支援等】

- ・ 要配慮者等への支援
- ・ 男女のニーズの違いに配慮した支援
- ・ 心のケア体制の確保
- ・ 児童生徒の心のサポート
- ・ 外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化
- ・ 動物救護対策

【道路施設の防災対策】

- ・ 緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策
- ・ 緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策
- ・ 市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策
- ・ 道路における障害物の除去

事前に備えるべき目標

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

被災地における疫病・感染症等の大規模発生を防ぐため、避難所における良好な生活環境の確保や平時における予防接種等を推進するとともに、下水道施設の機能確保を図る。

対応方策一覧

【感染症対策】

- ・ 避難所における衛生環境の維持
- ・ 感染症への意識向上及び対応策の整備
- ・ 予防接種の促進

【下水道施設の機能確保】

- ・ 下水道施設の耐震化・老朽化対策
- ・ 農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策
- ・ 下水道事業の業務継続計画の策定

事前に備えるべき目標

3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること

リスクシナリオ

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下を防ぐため、庁舎等の耐震化・老朽化対策や情報通信基盤の耐災害性の強化を推進するとともに、業務継続計画の策定や応援・受援体制の構築等を図る。

対応方策一覧

【災害対応庁舎等における機能の確保】

- ・ 公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策
- ・ 県・市町村庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策
- ・ 代替庁舎の確保
- ・ 行政施設の非常用電源の整備

【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】

- ・ 県・市町村・防災関係機関における情報伝達
- ・ 行政情報通信基盤の耐災害性の強化
- ・ 行政情報の災害対策

【行政機関の業務継続計画の策定】

- ・ 県及び市町村の業務継続計画の策定

【災害対策本部等機能の強化】

- ・ 災害対策本部機能の強化

【受援・連携体制の構築】

- ・ 県内市町村の広域連携体制の構築
- ・ 災害応援の受入体制の構築

【被災地の社会秩序の維持】

- ・ 被災地の社会秩序の維持

【防災訓練の推進】

- ・ 総合防災訓練の実施
- ・ 図上訓練の実施

<p>事前に備えるべき目標</p> <p>3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること</p>
<p>リスクシナリオ</p> <p>3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発</p>
<p>リスクシナリオを回避するための対応方策の概要</p> <p>信号機の全面停止等による重大交通事故の多発を防ぐため、信号機の電源対策や交通整理人員の確保等を図る。</p>
<p>対応方策一覧</p> <p>【災害に備えた道路交通環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時の交通整理体制の構築 ・ 信号機の非常用電源対策 ・ 信号機の老朽化対策

<p>リスクシナリオ</p> <p>3-3 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止</p>
<p>リスクシナリオを回避するための対応方策の概要</p> <p>電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止を防ぐため、行政情報通信基盤の耐災害性の強化や非常用電源の整備等を図る。</p>
<p>対応方策一覧</p> <p>【情報通信基盤の耐災害性の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業者・放送事業者の災害対策 ・ 県・市町村・防災関係機関における情報伝達 ・ 無線通信の多重化 ・ 総合防災訓練の実施 <p>【電力の供給停止対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー供給事業者の災害対策 ・ 行政施設の非常用電源の整備

事前に備えるべき目標

4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ

4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞を防ぐため、企業等における業務継続体制を強化するとともに、物流機能の維持・確保等を図る。

対応方策一覧

【企業における業務継続体制の強化】

- ・ 企業の業務継続計画作成の促進

【農林水産物の移出・流通対策】

- ・ 農林水産物の移出・流通対策

【物流機能の維持・確保】

- ・ 災害発生時の物流機能の確保
- ・ 輸送ルートの変替性の確保

【被災企業の金融支援】

- ・ 被災企業への金融支援等

【人材育成を通じた産業の体質強化】

- ・ 人材育成を通じた産業の体質強化

【道路施設の防災対策】

- ・ 緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策
- ・ 緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策
- ・ 市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策
- ・ 道路における障害物の除去

【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】

- ・ 鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備
- ・ 青い森鉄道の耐災害性の確保・体制の整備

【空港の防災対策】

- ・ 空港の業務継続体制の維持・確保等

<p>事前に備えるべき目標</p> <p>4 経済活動を機能不全に陥らせないこと</p>		
<p>リスクシナリオ</p> <p>4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止</p>		
<p>リスクシナリオを回避するための対応方策の概要</p> <p>社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策や石油製品の安定供給体制の構築を推進するとともに、企業における業務継続体制の強化等を図る。</p>		
<p>対応方策一覧</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>【エネルギー供給体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー供給事業者の災害対策 ・ 石油元売会社からの供給確保 ・ 石油燃料供給の確保 <p>【石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石油コンビナート等防災計画に基づく特別防災区域の防災対策 <p>【企業における業務継続体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の業務継続計画作成の促進 </td> <td style="vertical-align: top; padding-left: 20px;"> <p>【道路施設の防災対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策 ・ 緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策 ・ 市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策 ・ 道路における障害物の除去 </td> </tr> </table>	<p>【エネルギー供給体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー供給事業者の災害対策 ・ 石油元売会社からの供給確保 ・ 石油燃料供給の確保 <p>【石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石油コンビナート等防災計画に基づく特別防災区域の防災対策 <p>【企業における業務継続体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の業務継続計画作成の促進 	<p>【道路施設の防災対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策 ・ 緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策 ・ 市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策 ・ 道路における障害物の除去
<p>【エネルギー供給体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー供給事業者の災害対策 ・ 石油元売会社からの供給確保 ・ 石油燃料供給の確保 <p>【石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石油コンビナート等防災計画に基づく特別防災区域の防災対策 <p>【企業における業務継続体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の業務継続計画作成の促進 	<p>【道路施設の防災対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策 ・ 緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策 ・ 市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策 ・ 道路における障害物の除去 	

<p>リスクシナリオ</p> <p>4-3 石油コンビナート等の損壊、火災、爆発等</p>
<p>リスクシナリオを回避するための対応方策の概要</p> <p>石油コンビナート等の損壊、火災、爆発等を防ぐため、石油コンビナート等防災計画に基づく特別防災区域の防災対策を推進する。</p>
<p>対応方策一覧</p> <p>【石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石油コンビナート等防災計画に基づく特別防災区域の防災対策

事前に備えるべき目標

4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ

4-4 基幹的交通ネットワーク（陸上・海上・航空）の機能停止

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

基幹的交通ネットワークの機能停止を防ぐため、道路、鉄道、港湾・漁港、空港施設の防災対策の強化を図るとともに、高規格幹線道路等の整備を推進する。

対応方策一覧

【道路施設の防災対策】

- ・ 緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策
- ・ 緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策
- ・ 市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策
- ・ 道路における障害物の除去
- ・ 幹線街路の整備

【基幹的道路交通ネットワークの形成】

- ・ 基幹的道路交通ネットワークの形成

【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】

- ・ 鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備
- ・ 青い森鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備

【空港の防災対策】

- ・ 空港の業務継続体制の維持・確保等
- ・ 空港施設の機能維持・老朽化対策

リスクシナリオ

4-5 食料等の安定供給の停滞

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

食料等の安定供給の停滞を防ぐため、自給食料の確保に向けて、平時から県産食料品の生産・供給体制の強化等を図る。

対応方策一覧

【被災農林漁業者の金融支援】

- ・ 被災農林漁業者への金融支援

【食料流通機能の維持・確保】

- ・ 食料市場の早期復旧体制の構築
- ・ 災害発生時における適正価格の維持

【県産食料品の生産・供給体制の強化】

- ・ 食料生産体制の強化
- ・ 多様なニーズに対応した県産品づくり
- ・ 県産食料品の供給を支える人づくり
- ・ 食料品製造業者の供給体制強化
- ・ 農業・水産施設の老朽化対策

<p>事前に備えるべき目標</p> <p>5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること</p>		
<p>リスクシナリオ</p> <p>5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止</p> <p>※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ</p>		
<p>リスクシナリオを回避するための対応方策の概要</p> <p>電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策や石油製品の安定供給体制の構築を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入促進等を図る。</p>		
<p>対応方策一覧</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>【エネルギー供給体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー供給事業者の災害対策 ・ガス供給施設の老朽化対策 ・避難所等への燃料等供給の確保 ・企業の業務継続計画作成の促進 ・石油燃料供給の確保 <p>【石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石油コンビナート等防災計画に基づく特別防災区域の防災対策 </td> <td style="vertical-align: top; padding-left: 20px;"> <p>【再生可能エネルギーの導入促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの導入 ・電力系統の接続制約等の改善 <p>【道路施設の防災対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策 ・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策 ・市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策 ・道路における障害物の除去 </td> </tr> </table>	<p>【エネルギー供給体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー供給事業者の災害対策 ・ガス供給施設の老朽化対策 ・避難所等への燃料等供給の確保 ・企業の業務継続計画作成の促進 ・石油燃料供給の確保 <p>【石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石油コンビナート等防災計画に基づく特別防災区域の防災対策 	<p>【再生可能エネルギーの導入促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの導入 ・電力系統の接続制約等の改善 <p>【道路施設の防災対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策 ・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策 ・市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策 ・道路における障害物の除去
<p>【エネルギー供給体制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー供給事業者の災害対策 ・ガス供給施設の老朽化対策 ・避難所等への燃料等供給の確保 ・企業の業務継続計画作成の促進 ・石油燃料供給の確保 <p>【石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石油コンビナート等防災計画に基づく特別防災区域の防災対策 	<p>【再生可能エネルギーの導入促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの導入 ・電力系統の接続制約等の改善 <p>【道路施設の防災対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策 ・緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策 ・市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策 ・道路における障害物の除去 	

<p>リスクシナリオ</p> <p>5-2 上水道等の長期間にわたる機能停止</p> <p>※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ</p>
<p>リスクシナリオを回避するための対応方策の概要</p> <p>上水道等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、水道施設等の耐震化・老朽化対策や、早期復旧のための体制の整備等を図る。</p>
<p>対応方策一覧</p> <p>【水道施設の防災対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の耐震化・老朽化対策 ・水道施設の応急対策 ・水道事業者の業務継続計画の策定

<p>事前に備えるべき目標</p> <p>5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること</p>
<p>リスクシナリオ</p> <p>5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止</p>
<p>リスクシナリオを回避するための対応方策の概要</p> <p>汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、下水道施設や農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策等の推進を図る。</p>
<p>対応方策一覧</p> <p>【下水道施設の機能確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設の耐震化・老朽化対策 ・ 下水道事業の業務継続計画の策定 ・ 農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策 ・ 農業集落排水施設等の耐災害性の確保 ・ 避難所等におけるトイレ機能の確保 <p>【合併処理浄化槽への転換の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併処理浄化槽への転換の促進

<p>リスクシナリオ</p> <p>5-4 地域交通ネットワークが分断する事態</p>		
<p>リスクシナリオを回避するための対応方策の概要</p> <p>地域交通ネットワークが分断する事態を防ぐため、道路施設や鉄道施設の防災対策を推進するとともに、バス路線等の維持を図る。</p>		
<p>対応方策一覧</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="vertical-align: top; width: 50%;"> <p>【道路施設の防災対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策 ・ 緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策 ・ 市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策 ・ 道路における障害物の除去 <p>【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備 ・ 青い森鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備 </td> <td style="vertical-align: top; width: 50%;"> <p>【路線バスの運行体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 路線バスの運行体制の維持 </td> </tr> </table>	<p>【道路施設の防災対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策 ・ 緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策 ・ 市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策 ・ 道路における障害物の除去 <p>【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備 ・ 青い森鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備 	<p>【路線バスの運行体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 路線バスの運行体制の維持
<p>【道路施設の防災対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策 ・ 緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策 ・ 市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策 ・ 道路における障害物の除去 <p>【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備 ・ 青い森鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備 	<p>【路線バスの運行体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 路線バスの運行体制の維持 	

事前に備えるべき目標

6 重大な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ

6-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生を防ぐため、ダム施設、防災施設等の老朽化対策等を推進するとともに、ため池ハザードマップの作成により危険地区の周知や防災意識の醸成を図る。

対応方策一覧

【ため池、ダム等の防災対策】

- ・ダム施設の老朽化対策
- ・農業用ダム・ため池の防災対策
- ・ダム施設等の非常用電源の整備
- ・ため池ハザードマップの作成

【防災施設の機能維持】

- ・砂防関係施設の整備
- ・砂防関係施設の老朽化対策
- ・農山村地域における防災対策
- ・河道閉塞等による住民避難のための情報提供

リスクシナリオ

6-2 有害物質の大規模流出・拡散

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

有害物質の大規模流出・拡散による二次災害の発生を防ぐため、有害物質取扱事業所等に対する監視・検査指導等を通じた流出・拡散防止対策の推進や、坑廃水処理関係施設の稼働の確保等を図る。

対応方策一覧

【有害物質の流出・拡散防止対策】

- ・有害物質の流出・拡散防止対策
- ・公共用水域等への有害物質の流出・拡散防止対策
- ・毒性ガスの大規模漏えいに係る保安対策
- ・有害な産業廃棄物の流出等防止対策
- ・大気中への有害物質の飛散防止対策

【有害物質流出時の処理体制の構築】

- ・有害物質流出時の処理体制の構築
- ・有害物質の大規模流出・拡散対応

事前に備えるべき目標

6 重大な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ

6-3 原子力施設からの放射性物質の放出

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

原子力施設からの放射性物質の放出による二次災害の発生を防ぐため、国・事業者が責任をもって施設の安全性確保に取り組むことはもとより、県としても平時から安全協定に基づく立入調査や環境放射線モニタリング等を実施する。

また、万が一の原子力災害の発生に備え、地域防災計画の見直し、防災訓練の実施や防災資機材の整備など、防災対策の充実・強化を図る。

さらに、施設の安全性確保に係る事業者の対策や国の対応について、県議会、関係市町村長、原子力政策懇話会、県民説明会等の意見を踏まえつつ、安全性を検証していく。

対応方策一覧

【放射性物質の放出による被ばく防止対策】

- ・原子力施設の安全対策
- ・原子力施設に係る環境放射線モニタリング
- ・原子力災害時の防災対策
- ・原子力施設の安全性検証

リスクシナリオ

6-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐため、荒廃農地の発生防止・利用促進や森林資源の適切な保全管理を推進するとともに、砂防・治山施設等の老朽化対策等を実施する。

対応方策一覧

【荒廃農地の発生防止・利用促進】

- ・農地利用の最適化支援
- ・農地の生産基盤の整備推進

【森林資源の適切な保全管理】

- ・森林の計画的な保全管理
- ・森林整備事業等の森林所有者への普及啓発

【農山村地域における防災対策】

- ・農山村地域における防災対策

【農林水産業の生産基盤の防災対策】

- ・農業・水産施設の老朽化対策

<p>事前に備えるべき目標</p> <p>6 重大な二次災害を発生させないこと</p>
<p>リスクシナリオ</p> <p>6-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響</p>
<p>リスクシナリオを回避するための対応方策の概要</p> <p>風評被害等による地域経済等への甚大な影響の発生を防ぐため、平時より県産品に関する正確な情報を発信する体制の整備や、物流関係者との信頼関係の構築等を図る。</p>
<p>対応方策一覧</p> <p>【風評被害の発生防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正確な情報発信による風評被害の防止 ・ 物流関係者との信頼関係の構築 <p>【風評被害の軽減対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風評被害の軽減対策

<p>事前に備えるべき目標</p> <p>7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること</p>
<p>リスクシナリオ</p> <p>7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>
<p>リスクシナリオを回避するための対応方策の概要</p> <p>大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、災害廃棄物等の処理に関する連携体制の強化等を図る。</p>
<p>対応方策一覧</p> <p>【災害廃棄物の処理体制の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理計画の策定 ・ 災害廃棄物等の処理に関する連携の強化 ・ 農林水産業に係る災害廃棄物等の処理に関する連携の強化 ・ 大気中への有害物質の飛散防止対策

事前に備えるべき目標

7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ

7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、受援・連携体制の構築を図るとともに、建設業・農林水産業の担い手の育成・確保や産業を支える人材の育成等を図る。

対応方策一覧

【防災ボランティア受入体制の構築】

- ・ 防災ボランティア受入体制の構築
- ・ 防災ボランティアの育成

【技術職員等の確保】

- ・ 復旧作業等に係る技術者等の確保
- ・ 災害応援の受入体制の構築

【建設業の担い手の育成・確保】

- ・ 建設業の担い手の育成・確保

【農林水産業の担い手の育成・確保】

- ・ 農林水産業の担い手育成・確保
 - （農業の担い手育成・確保）
 - （林業の担い手育成・確保）
 - （水産業の担い手育成・確保）

【人材育成を通じた産業の体質強化】

- ・ 産業を支える人材の育成

【キャリア教育等の推進】

- ・ キャリア教育等の推進

【防災人材育成】

- ・ 災害医療・救急救護・福祉支援に携わる人材の育成
- ・ 自主防災組織の設立・活性化支援
- ・ 消防力の強化
- ・ 消防団の充実
- ・ 被害者認定調査等の体制確保

事前に備えるべき目標

7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ

7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、応急仮設住宅を迅速に供給する体制を確保するとともに、地域コミュニティ・農山漁村の活性化や地域を支えるリーダーの育成等を図る。

対応方策一覧

【応急仮設住宅の確保等】

- ・ 応急仮設住宅の迅速な供給

【地域コミュニティ力の強化】

- ・ 地域防災力の向上・コミュニティ再生
- ・ 地域コミュニティ力の強化
- ・ 農山漁村の活性化
- ・ 地域コミュニティを牽引する人材の育成
- ・ 地域を支えるリーダーの育成
- ・ 消防団の充実

【被災地域の治安維持】

- ・ 被災地の社会秩序の維持

リスクシナリオ

7-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

リスクシナリオを回避するための対応方策の概要

鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、鉄道の運行確保や代替交通・輸送手段の確保を図るとともに、道路施設の防災対策や高規格幹線道路等の整備を推進する。

対応方策一覧

【鉄道の運行確保】

- ・ 鉄道事業者との連携による早期復旧
- ・ 青い森鉄道の災害対策

【道路施設の防災対策】

- ・ 緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策
- ・ 緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策
- ・ 市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策
- ・ 道路における障害物の除去

【基幹的道路交通ネットワークの形成】

- ・ 基幹的道路交通ネットワークの形成

【代替交通・輸送手段の確保】

- ・ 代替交通手段の確保
- ・ 輸送ルートの代替性の確保

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
【住宅・病院・学校等の耐震化】		
1	<p><住宅の耐震化></p> <p>町民に対し、住宅の耐震診断及び耐震化の必要性について啓発を行うとともに、木造住宅の耐震診断及び耐震改修を行うための支援制度や有利な融資制度の周知を行っている。</p>	<p>平成27年時点の住宅の耐震化率は57.0%と低く、依然、耐震化が行われていない住宅があるとともに、積雪期における地震による被害リスクが大きいことから、耐震化を一層促進する必要がある。</p>
2	<p><大規模建築物の耐震化></p> <p>不特定多数の者が利用する耐震診断が義務化された民間所有の大規模建築物については、耐震化が図られている。</p>	<p>耐震診断が義務化されていない大規模建築物についても、耐震診断と耐震化を促進する必要がある。</p>
3	<p><公営住宅の耐震化・老朽化対策></p> <p>公営住宅の地震に対する安全性を向上させるため、老朽化対策に取り組んでいる。</p>	<p>全ての公営住宅は耐震基準を満たしている。今後は、安全性を強化・確保するため長寿命化計画に基づき、老朽化対策を推進する必要がある。</p>
4	<p><病院施設の耐震化></p> <p>災害発生時の医療機能確保のため、病院施設の耐震化を推進している。</p>	<p>災害発生時の医療機能確保のため、県と連携し、施設の耐震化並びに老朽化対策を促進する必要がある。</p>
5	<p><社会福祉施設等の耐震化></p> <p>災害発生時に、避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉施設、児童福祉施設等の社会福祉施設等の耐震化を推進している。</p>	<p>耐震化が図られていない社会福祉施設等について、調査していないことから、施設管理者と連携を図り、耐震化を推進する必要がある。</p>
6	<p><公立学校施設等の耐震化・老朽化対策></p> <p>児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難場所としての役割を果たす公立学校施設、社会体育施設及び会教育施設等の安全確保の充実を図るため、施設の耐震化・老朽化対策に取り組んでいる。</p>	<p>公立学校施設の耐震化は完了しているが、経年劣化により外壁等の損耗がある施設の老朽化対策が必要である。</p>
8	<p><建築物等からの二次災害防止対策></p> <p>余震等による建築物の倒壊等や被災した宅地の二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定については、県等関係機関の協力を得て対応することとしている。</p>	<p>円滑に判定活動を実施するための具体的な手順等が定められていないことから、具体的な判定実施マニュアルを作成するとともに、判定コーディネーターの育成を図る必要がある。</p>
9	<p><文化財の防災対策の推進></p> <p>地震発生時の倒壊や火災等により人的被害が発生するおそれがある文化財（建造物等）を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財防火デー巡回査察指導、文化財保護強調週間の消火訓練等を行っている。</p>	<p>文化財は火災に弱く、耐震性が十分でない可能性があることから、文化財パトロールの実施や文化財調査等により、文化財の保存状況を的確に把握の上、必要となる耐震対策や防火施設整備の強化を推進していく必要がある。</p>
10	<p><ブロック塀等の安全対策></p> <p>通学路や避難路等に所在するブロック塀等の所有者等に向けて、安全確認等について注意喚起するとともに、建設課に相談窓口を設置し、住民等からの相談に対応している。</p>	<p>所有者へ安全点検の周知は行っているが、実際に安全点検が行われているかは把握できていないため、不適合なブロック塀等の調査を行う必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生を防ぐため、建築物等の耐震化や老朽化対策を推進するとともに、住民の避難場所の確保や防災意識の醸成、救助活動を実施する消防力の向上等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	住宅の耐震化を一層促進するため、引き続き、国の防災・安全交付金等を活用し、県と連携を図りながら、木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助等を実施する。 また、町民が耐震化に関する相談や情報提供が受けられる体制を充実させるとともに、住宅の家具固定など、家庭での地震対策（自助）の重要性を普及啓発するため、町民の防災意識の醸成に繋がる取組を推進する。	県 町	住宅の耐震化率 【H26】 【R7】 57.0% → 95.0%
○	大規模建築物等の耐震化を一層促進するため、引き続き、県と連携を図りながら、耐震診断・耐震改修の必要性について普及啓発を図る。	県 町	不特定多数の者が利用する大規模建築物等の耐震化率（民間所有施設） 100.0%【H27】
○	公営住宅の安全性を一層向上させるため、今後は、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、計画的かつ効率的に公営住宅の老朽化対策を推進する。	町	町営住宅の耐震化率 100%【R2】
○	引き続き県と連携し、病院施設の耐震化や老朽化対策等を促進する。	県 町	
○	耐震化が図られていない社会福祉施設等を調査し、耐震化が必要な施設へ国の補助金等を周知し、耐震改修や改築の実施を促進する。	県 町 社会福祉法人等	
○	公立学校施設については、児童・生徒等の安全確保及び避難所等としての防災機能の強化を図るため、国の交付金等を活用し老朽化対策や感染症対策を取り入れた機能強化等を実施する。	町	公立学校施設の耐震化率 100%【H30】
○	円滑に判定活動を実施するため、青森県と連携して、具体的な判定実施マニュアルを作成するとともに、判定コーディネーターの育成を図る。	県 町	
	県と連携し、文化財パトロールの実施や文化財調査等により、文化財の保存管理状況の把握に努め、文化財所有者等が実施する耐震対策や防災設備の整備を支援する。	県 町	
	今後も引き続き県と連携し、所有者や施工業者に安全性確保について注意喚起していく。 また、道路パトロール時にブロック塀等の目視点検により危険箇所の把握に努める。	県 町	

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

現在の取組・施策		脆弱性評価
11	<p><学校施設等の非構造部材の耐震化></p> <p>町が管理する公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、公共施設マネジメントの推進に係る基本方針（東北町公共施設等総合管理計画）に基づき、施設の更新・統廃合や耐震化・長寿命化などの取組を進めている。</p>	<p>公共建築物・インフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新・統廃合や耐震化・長寿命化等を計画的に行う必要がある。</p>
【公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策】		
12	<p><公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策></p> <p>町が管理する公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、公共施設マネジメントの推進に係る基本方針（東北町公共施設等総合管理計画）に基づき、施設の更新・統廃合や耐震化・長寿命化などの取組を進めている。</p>	<p>公共建築物・インフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新・統廃合や耐震化・長寿命化等を計画的に行う必要がある。</p>
13	<p><県・市町村庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策></p> <p>災害発生時に防災拠点となる庁舎及び消防署等の耐震化を進めている。</p>	<p>災害時の災害対策本部を設置する役場本庁舎について、必要な耐震基準を満たしていないため、耐震基準を満たすための改修工事を行う必要がある。</p> <p>また、災害対策本部機能が確保されるよう、引き続き適切な維持管理を行うとともに、計画的な老朽化対策を進め、災害発生時の被害を極力抑える必要がある。</p>
16	<p><ため池施設の耐震化・老朽化対策></p> <p>ため池施設に係る地震等に起因する災害を未然に防止するため、防災重点ため池の点検および、ため池管理者への維持管理等の指導を行っている。</p>	<p>県が実施した一斉点検の結果、より詳細な点検が必要なため池が5か所あることから、引き続きため池の点検および、ため池管理者への指導が必要である。</p>
【市街地の防災対策】		
17	<p><都市公園における防災対策></p> <p>総合運動公園を緊急避難場所と指定している。また、県が大規模災害時の広域防災拠点として使用するための協定を締結している。</p>	<p>災害発生時に避難場所や防災拠点となる総合運動公園は、緊急時に使用可能な非常用発電設備等が整備されていないことから、非常時の設備について整備を検討する必要がある。</p>
18	<p><幹線街路の整備></p> <p>市街地における災害発生時の避難路の確保や延焼を防止するため、国・県と連携して幹線街路の整備を推進している。</p>	<p>都市計画道路の未整備区間が多く、市街地での災害発生時における避難路の確保や延焼防止が課題であるため、幹線街路の整備を推進する必要がある。</p>
【道路施設の防災対策】		
19	<p><緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	<p>依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。</p>
20	<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	<p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進するため、個別施設計画の策定を進めるとともに、研修会を開催し、施設を管理する職員の意識醸成と知識習得を図る。</p> <p>さらに、公共施設の効率的な維持管理や更新等に係る情報の共有と、課題の調整を図りながら、更新、統廃合及び長寿命化等の取組を推進する。</p>	町	町立学校施設の非構造部材の耐震化率 100%【H27】
○	<p>公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進するため、個別施設計画の策定を進めるとともに、研修会を開催し、施設を管理する職員の意識醸成と知識習得を図る。</p> <p>さらに、公共施設の効率的な維持管理や更新等に係る情報の共有と、課題の調整を図りながら、更新、統廃合及び長寿命化等の取組を推進する。</p>	町	町管理橋梁88橋のうち老朽化対策を実施する数 【H28】 【R3】 0橋 → 7橋(予定)
○	庁舎の災害対策本部機能を確保するため、引き続き東北町公共施設等総合管理計画に基づき、定期的な点検や適切な修繕等を実施していく。	町	
	<p>青森県ため池安全・安心力アップ中期プランに基づき、県等関係各所と連携を図りながら、より詳細な点検が必要とされる5か所のため池の詳細調査を実施した上で、今後必要となる対策を講じる。</p> <p>また引き続き、ため池管理者への維持管理等の指導を行っていく。</p>	県 町	
○	県から必要な助言等を受けながら、国の交付金等を活用し、非常用電源設備等の整備について検討を行う。	県 町	
○	市街地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、都市計画マスタープランの見直しを行うとともに、国・県と連携を図りながら、国の交付金等を活用し、幹線街路の整備を実施する。	国 県 町	
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町	

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

現在の取組・施策		脆弱性評価
21	<p><市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。</p>	<p>整備後、相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。</p>
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】		
22	<p><鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備></p> <p>災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、JR及び民営鉄道事業者と情報共有を図るとともに、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等に対し、補助を行っている。</p>	<p>災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、引き続き、JR及び民営鉄道事業者との情報共有を図るほか、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する施設整備等を促進していく必要がある。</p>
23	<p><青い森鉄道の耐災害性の確保・体制の整備></p> <p>県が所有する青い森鉄道線の鉄道施設について、鉄道輸送の安全を確保するため、安全管理規程により、事業の運営の方針や管理の体制、方法などを定めている。</p>	<p>災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐震化など耐災害性をより一層確保する必要がある。</p>
【空き家対策】		
24	<p><空き家対策></p> <p>災害による空き家の倒壊等を防止するため、「東北町空家等対策計画」に基づき、空き家の発生予防や適正管理、利活用等を推進している。</p>	<p>大規模災害発生時における空き家の倒壊による避難路の閉塞や火災発生などの防止が課題であることから、倒壊の恐れ等がある危険な空き家(特定空家)の解体を促すとともに、活用が可能な空き家の適正管理や利活用等を推進する必要がある。</p>
【防火対策・消防力強化】		
25	<p><防火対策></p> <p>防火意識を啓発するため、毎年春と秋に県下一斉で行われる火災予防運動にあわせて、消防団で火災予防パレードを実施しているほか、地域住民へ住宅用火災警報器の設置を推進している。</p>	<p>火災件数及び火災による死者数を減少させるため、引き続き、防火意識の啓発及び住宅用火災警報器の普及を図る必要がある。</p>
26	<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>	<p>大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p>
27	<p><消防団の充実></p> <p>町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p> <p>また、消防団員の確保及び新入団員加入促進のため、消防団協力事業所表示制度を導入し、消防団員の確保に努めている。</p>	<p>近年、当町の消防団員は定数よりは少ないものの、消防団員の数は横ばいで維持している。</p> <p>しかし、他市町村では年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。</p>
28	<p><防災ヘリコプター等の活動の確保></p> <p>災害発生時に防災ヘリコプター等が、被災地周辺に離着陸できるように、全市町村に1カ所以上、県内90カ所を場外離着陸場に指定している。</p>	<p>必要となる防災ヘリコプターの場外離着陸場については確保されているが、市町村から場外離着陸場の追加申請等がある場合は、現場確認の上、指定手続きを行う必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検や維持補修等を実施する。	県 町	
	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう、JR及び民営鉄道事業者と一層の情報共有を図るとともに、引き続き、国の補助制度等を活用し民営鉄道事業者が行う施設の安全対策等の取組を促進していく。	県 鉄道事業者	
○	平時における大量の貨物輸送に対応した鉄道施設の耐震化等について、輸送事業者の適切な負担の下に、計画的に対策を実施する。	県	
○	倒壊の恐れ等がある危険な空き家の解体の促進や、活用が可能な空き家の適正管理や利活用等を推進するため、青森県と連携して、空き家の実態調査、空き家等対策計画の策定、空き家の適正管理や利活用を促進するための人材育成やサポート体制の構築などを行う。	県 町	
○	防火意識の啓発及び住宅火災による被害軽減を図るため、引き続き火災予防運動を実施するほか、住宅用火災警報器の普及活動を実施する。	県 消防本部 町	
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県 消防本部 町	
○	引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 町	
○	既存の場外離着陸場については、引き続き、定期的に場外離着陸場の現況調査を実施する。 また、市町村から場外離着陸場の追加申請等がある場合は、迅速に現場確認を行い、指定に向けた手続きを実施する。	県	

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

現在の取組・施策		脆弱性評価
【石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実】		
29	<p>＜石油コンビナート等防災計画に基づく特別防災区域の防災対策＞</p> <p>石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の防止を図るため、青森県石油コンビナート等防災計画に基づき、県及び関係機関と連携し、防災訓練の実施等、防災対策を実施している。</p>	石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の防止を図るため、県及び関係機関と連携し、防災訓練の実施等、防災対策を実施する必要がある。
30	<p>＜指定緊急避難場所及び指定避難所の指定＞</p> <p>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図っている。</p>	大規模災害時における住民や観光客等の避難所を確保するため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進めていく必要がある。
31	<p>＜福祉避難所の指定・協定締結＞</p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方に適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保するための取組を行っている。 現在、福祉避難所として、民間の老人・障害施設から3事業者4施設と協定を結び、指定している。</p>	福祉避難所の指定数が少なく、大規模災害時に要配慮者の避難生活が困難になる恐れがあるため、社会福祉施設等を運営する事業者等と協議を進め、福祉避難所を拡大に努める必要がある。
32	<p>＜防災公共の推進＞</p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進している。 地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p>	災害時発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実に行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証する必要がある。
33	<p>＜福祉施設・学校施設等の安全対策＞</p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。
【避難行動支援】		
34	<p>＜避難行動要支援者名簿の作成＞</p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿の作成をしている。</p>	名簿の登録情報について、年1回の更新としているが、常に最新の状況となっていないため、更新の頻度について検討する必要がある。
35	<p>＜避難行動要支援者名簿の活用＞</p> <p>災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき災害時避難行動要支援者ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画（個別の避難支援プラン）の策定するための検討を行っている。</p>	災害時避難行動要支援者ごとの個別計画（個別の避難支援プラン）が策定されていない方がいることから、策定を推進する必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
36	<p>＜自主防災組織の設立・活性化支援＞</p> <p>災害発生時に地域の被害を防止・軽減するため、自助・共助の要となる自主防災組織の設立に向け、自主防災組織リーダー研修会等への参加を呼びかけているほか、自主防災組織の活動費を助成する支援を行っている。</p>	自主防災組織の組織率は55%（令和2年11月現在）であるが、さらなる地域防災力向上のため、未組織地域の自主防災組織設立の支援を行うとともに、既存組織の活性化を図っていく必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	石油コンビナート等特別防災区域の災害防止対策を適切に行うため、引き続き、県及び関係機関と連携し、防災訓練の実施等、防災対策を実施する。	県 町 事業者	
○	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進めていく。	町	
○	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、引き続き連携市町村と連携を図りながら、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者を含め、さらなる施設福祉避難所の支援拡大に取り組む。 また、福祉避難所の所在について、広報紙やホームページ等により町民への周知と理解を図る。	町 事業所	福祉避難所の協定締結数 【R2】 【R7】 4 → 8
○	「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。	県 町	
○	避難計画の作成を着実に進めるため、関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	県 町 事業者	
○	名簿の登録情報について最新かどうかの確認を行うため、民生委員による災害時避難行動要支援者との面談を実施し、登録情報が古い場合は更新を行う。	町	
○	民生委員等を含めた体制づくりを充実させ、個別計画（個別の避難支援プラン）の策定を推進していく。	町	
○	自主防災組織の設立促進と活動の活発化に向けて、引き続き、県と連携を図り、リーダー研修会や防災啓発研修等の取組みを実施する。	県 町	自主防災組織の組織率 【R2】 【R7】 55% → 70%

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

現在の取組・施策		脆弱性評価
37	<p><防災意識の啓発></p> <p>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、「広報とうほく」や町のホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。</p>	<p>災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。</p>
38	<p><防災訓練の推進></p> <p>町民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、防災訓練を行っている。</p>	<p>東日本大震災の教訓を踏まえた防災訓練や、近年、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続していく必要がある。</p>
39	<p><地区防災計画策定の推進></p> <p>コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地区防災計画について、普及啓発を行っている。</p>	<p>大規模災害時において、行政等と連携した自助・共助による災害対策により、地区防災計画制度の普及啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	地域住民の防災意識を高めるため、引き続き、県と連携を図りながら防災意識の啓発を図る。 また、広報活動、防災訓練等を通じた啓発活動を実施する。	県 町	
○	引き続き、近年の激甚災害や地域特性に応じた防災訓練を実施する。	町	
	地域住民等及び市町村に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の市町村地域防災計画への規定についても進めていく。	県	

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
【河川改修等の治水対策】		
62	<p>＜河川改修等の治水対策＞</p> <p>洪水災害に対する安全度の向上を図るため、国の防災・安全交付金等を活用し、河川改修等の整備を推進している。</p>	<p>計画規模降雨による氾濫から浸水被害を防ぐため、河川改修等の対策を進める必要がある。</p>
【河川・ダム施設等の防災対策】		
63	<p>＜河川関連施設の耐震化・老朽化対策＞</p> <p>地震等による堤防の損傷等を防止し、津波等に対する堤防高を確保するため、老朽化対策や耐震対策を推進している。</p>	<p>河川関連施設の状況を適切に把握するとともに、計画的に耐震化・老朽化対策を実施していく必要がある。</p>
64	<p>＜内水危険箇所の被害防止対策＞</p> <p>内水による浸水被害の発生防止と被害軽減を図るため、整備されている排水ポンプ場の維持管理を行っている。</p>	<p>内水による家屋の浸水被害を防ぐため、浸水対策をより一層推進する必要がある。</p>
65	<p>＜農業用ダム・ため池の防災対策＞</p> <p>将来にわたるため池の機能発揮に向けて、管理マニュアルを基に定期的に点検等を実施している。</p> <p>また、防災重点ため池の長寿命化計画について、町は策定済みであり、土地改良区には策定の推進を図っている。</p>	<p>町が管理する防災重点ため池については、防災重点ため池の見直しにより追加されることから長寿命化計画の策定を継続していく必要がある。</p>
66	<p>＜農業水利施設の防災対策・老朽化対策＞</p> <p>集中豪雨等による災害の未然防止と被害の最小化を図るため、河川工作物や農業用排水路等の機能保全に向け、老朽化対策等を実施している。</p>	<p>老朽化等により本来の機能が失われた河川工作物や、自然的・社会的条件変化により脆弱化した農業用排水路等があることから、近年の集中豪雨等の増加も踏まえ、必要な老朽化対策等を推進していく必要がある。</p>
68	<p>＜土地利用状況を考慮した治水対策＞</p> <p>河川における上下流バランスを考慮しつつ、地域特性に合った効果的な整備を図るため、輪中堤の整備や宅地嵩上げ等によるハード整備と土地利用規制等によるソフト対策を組み合わせた治水対策を推進している。</p>	<p>市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、その流域の持つ保水・遊水機能を確保するなど、総合的な治水対策を推進する必要がある。また、早期の堤防整備などの対策が困難な地域においては、輪中堤等によるハード整備と土地利用規制等によるソフト対策を組み合わせるなど、土地利用状況を考慮した治水対策を推進する必要がある。</p>
【警戒避難体制の整備】		
69	<p>＜洪水ハザードマップの作成＞</p> <p>洪水発生に際し、住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、浸水想定区域図を基に洪水ハザードマップを作成している。</p> <p>また、洪水ハザードマップ並びに防災に関する情報等をまとめた冊子を作成し、毎戸配布している。</p>	<p>水防法改正により、近年の集中豪雨を踏まえ、想定し得る最大規模降雨に基づき洪水浸水想定区域の指定・公表を基に洪水ハザードマップを作成しているが、洪水予報河川や水位周知河川等に指定されていない小規模河川でも氾濫による被害が発生していることから、小規模河川の氾濫推定図を作成する必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

広域のかつ長期的な市街地等の浸水や河川の大規模氾濫による被害の発生を防ぐため、河川・ダム施設等の防災対策を推進するとともに、警戒・避難体制の整備や住民の避難場所の確保、救助活動を実施する消防力の向上等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	洪水災害に対する安全度の向上を図るため、引き続き、国の防災・安全交付金等を活用し、計画的かつ効率的に河川改修等を推進する。	国 県 町	
○	河川関連施設について、国の交付金等を活用し、計画的に耐震化・老朽化対策等を実施していく。	県	
○	内水による浸水被害の防止に向けて、国の防災・安全交付金等の活用を検討しながら、浸水対策に取り組む。	国 県 町	
○	町管理の防災重点ため池について、計画的に点検を実施の上、長寿命化計画を策定する。 土地改良区が管理する防災重点ため池に係る長寿命化計画の策定に向けて、引き続き指導する。	県 町 土地改良区	個別施設ごとの長寿命化計画 (農業用ため池)の策定数 【R2】 【R7】 00% → 100%
○	河川工作物や農業用排水路等について、機能不全による被害発生を防止するため、県と連携を図りながら、補強・改修等を実施する。	県 町	
	引き続き、河川の流域が持つ保水・遊水機能を確保するなどの総合的な治水対策を推進するほか、早期の堤防整備などの対策が困難な地域においては、輪中堤等によるハード整備と土地利用規定などによるソフト対策を組み合わせるなど、土地利用状況を考慮した治水対策を推進する。	県	
○	洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水浸水想定区域を計画的に指定・公表を基に洪水ハザードマップの改訂を実施する。 小規模河川について、氾濫推定図を作成し洪水ハザードマップへの掲載を検討する。	国 県 町	

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

現在の取組・施策		脆弱性評価
72	<p><避難勧告等発令の支援></p> <p>洪水発生に際し、住民が迅速な避難を行えるよう、防災関係機関相互の情報伝達網を整備するとともに、雨量、水位等風水害に関する情報を収集する体制の構築に努めている。</p>	<p>災害のおそれがある場合、多くの情報を収集・分析し、それに基づき避難勧告等を発令・伝達しなければならないことから、関係各課との適切な役割分担の体制を構築するとともに、雨量、水位等に関する情報について、河川管理者や気象台等からの専門的な知見を活用できるよう、平時から連携体制を構築していく必要がある。</p>
73	<p><避難勧告等の発令基準の作成></p> <p>町から住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、国の「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、災害種別ごと（水害、土砂災害）の避難勧告等発令基準を策定している。</p>	<p>国のガイドラインの改訂等があった場合は、適宜、避難勧告等の発令基準を見直していく必要がある。</p>
74	<p><住民等への情報伝達手段の多様化></p> <p>住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）、災害情報共有システム（Ｌアラート）、防災無線、広報車、ホームページ、ぼうさいメール、SNS、防災アプリ等、多様な伝達手段の確保に努めている。</p>	<p>避難勧告等を迅速・確実に住民等に伝達するため、速報性の高いTV放送、耐災害性が高い防災無線、屋内外を問わず受信できる町ホームページ、ぼうさいメール、SNS、防災アプリ等の様々な伝達手段を組み合わせる必要がある。</p>
75	<p><県・市町村・防災関係機関における情報伝達></p> <p>災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、町、防災関係機関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。</p> <p>また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。</p>	<p>県、町、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。</p> <p>また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。</p>
【避難場所の指定・確保】		
76	<p><指定緊急避難場所及び指定避難所の指定></p> <p>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図っている。</p>	<p>再掲</p> <p>大規模災害時における住民や観光客等の避難所を確保するため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進めていく必要がある。</p>
77	<p><福祉避難所の指定・協定締結></p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方に適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保するための取組を行っている。</p> <p>現在、福祉避難所として、民間の老人・障害施設から3事業者4施設と協定を結び、指定している。</p>	<p>再掲</p> <p>福祉避難所の指定数が少なく、大規模災害時に要配慮者の避難生活が困難になる恐れがあるため、社会福祉施設等を運営する事業者等と協議を進め、福祉避難所を拡大に努める必要がある。</p>
78	<p><防災公共の推進></p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進している。</p> <p>地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p>	<p>再掲</p> <p>災害時発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実にを行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証する必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>災害のおそれがある場合の関係各課の役割分担について、地域防災計画に基づく災害対策本部運営訓練等により、実効性を検証し、改善を図っていくとともに、河川管理者や気象台等との連携体制を平時から構築する。</p> <p>また、洪水予報河川及び水位周知河川の洪水災害に備え、円滑に避難勧告等を発令できるよう、県と連携を図りながら、洪水タイムラインの策定やホットラインの構築を進める。</p>	国 県 町	
○	<p>国のガイドラインの改定等があった場合は、当町の地域特性を踏まえ、避難勧告等の発令基準の見直しを行う。</p>	町	
○	<p>さらなる情報伝達手段の多重化・多様化に向けて、避難勧告等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者と平時からの連携強化に努める。</p> <p>また、災害時のＬアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。</p>	県 町	
○	<p>災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、町、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。</p>	県 町	<p>訓練の実施回数</p> <p>非常通信訓練 2 回 (東北地方 1 回、全国 1 回)</p> <p>Ｌアラート操作訓練 (毎月 1 回)</p>
○	<p>災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進めていく。</p>	町	
○	<p>災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、引き続き連携市町村と連携を図りながら、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者を含め、さらなる施設福祉避難所の支援拡大に取り組む。</p> <p>また、福祉避難所の所在について、広報紙やホームページ等により町民への周知と理解を図る。</p>	町 事業所	<p>福祉避難所の協定締結数</p> <p>【R2】 【R7】</p> <p>4 → 8</p>
○	<p>「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。</p>	県 町	

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

現在の取組・施策		脆弱性評価	
79	<p><福祉施設・学校施設等の安全対策></p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	再掲	<p>災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。</p>
80	<p><都市公園における防災対策></p> <p>総合運動公園を緊急避難場所と指定している。また、県が大規模災害時の広域防災拠点として使用するための協定を締結している。</p>	再掲	<p>災害発生時に避難場所や防災拠点となる総合運動公園は、緊急時に使用可能な非常用発電設備等が整備されていないことから、非常時の設備について整備を検討する必要がある。</p>
【避難行動支援】			
81	<p><避難行動要支援者名簿の作成></p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿の作成をしている。</p>	再掲	<p>名簿の登録情報について、年1回の更新としているが、常に最新の状況となっていないため、更新の頻度について検討する必要がある。</p>
82	<p><避難行動要支援者名簿の活用></p> <p>災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき災害時避難行動要支援者ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画（個別の避難支援プラン）の策定するための検討を行っている。</p>	再掲	<p>災害時避難行動要支援者ごとの個別計画（個別の避難支援プラン）が策定されていない方がいることから、策定を推進する必要がある。</p>
【消防力の強化】			
83	<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>	再掲	<p>大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p>
84	<p><消防団の充実></p> <p>町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。また、消防団員の確保及び新入団員加入促進のため、消防団協力事業所表示制度を導入し、消防団員の確保に努めている。</p>	再掲	<p>近年、当町の消防団員は定数よりは少ないものの、消防団員の数は横ばいで維持している。しかし、他市町村では年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。</p>
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】			
85	<p><水防災意識社会再構築ビジョンの取組></p> <p>高瀬川水系において、堤防の決壊や越水等による大規模な被害に備え、従来のハード対策に加え、避難行動や水防活動や「洪水お知らせメール」サービス等災害情報等のソフト対策を一体的・計画的に取り組むため、河川管理者である国・県と、流域沿川市町村・関係機関が連携して「高瀬川大規模氾濫時の減災対策協議会」を設立し、対策を推進している。</p>		<p>高瀬川水系（高瀬川、赤川、土場川、砂土路川等）において、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組により、減災対策協議会を設立し、氾濫被害の最小化を目指す対策を進めていることから、この取組を国・県とともに継続的に実施していく必要がある。</p>
86	<p><防災意識の啓発></p> <p>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、「広報とうほく」や町のホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。</p>	再掲	<p>災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	避難計画の作成を着実に進めるため、関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	県 町 事業者	
○	県から必要な助言等を受けながら、国の交付金等を活用し、非常用電源設備等の整備について検討を行う。	県 町	
○	名簿の登録情報について最新かどうかの確認を行うため、民生委員による災害時避難行動要支援者との面談を実施し、登録情報が古い場合は更新を行う。	町	
○	民生委員等を含めた体制づくりを充実させ、個別計画(個別の避難支援プラン)の策定を推進していく。	町	
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県 消防本部 町	
○	引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 町	
○	堤防の決壊や越水等に伴う大規模な被害に備え、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、国・県と連携しながら河川のハード・ソフト対策を推進する。	国 県 町	
○	地域住民の防災意識を高めるため、引き続き、県と連携を図りながら防災意識の啓発を図る。また、広報活動、防災訓練等を通じた啓発活動を実施する。	県 町	

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

現在の取組・施策			脆弱性評価
87	<p><地区防災計画策定の推進></p> <p>コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地区防災計画について、普及啓発を行っている。</p>	再掲	<p>大規模災害時において、行政等と連携した自助・共助による災害対策により、地区防災計画制度の普及啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。</p>
88	<p><水防団の充実強化></p> <p>消防団が水防団を兼ねており、水防訓練を行い、技術力の向上を図っている。</p>		<p>水防団の充実強化等による人材育成、適切な組織体制を構築する必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	地域住民等及び市町村に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の市町村地域防災計画への規定についても進めていく。	県	
	引き続き、水防団員の確保に努めるとともに、水防訓練等を通じて技術力の向上を図っていく。	県 町	

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-4 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
【警戒避難体制の整備（土砂災害）】		
89	<p><土砂災害ハザードマップの作成・公表></p> <p>土砂災害の発生に際し、土砂災害警戒区域周辺住民の円滑な警戒避難を確保するため、土砂災害ハザードマップを作成・公表している。</p>	<p>平時から、災害発生時における警戒避難につながる体制を構築するため、土砂災害警戒区域や避難場所等が記載されている土砂災害ハザードマップを住民に周知する必要がある</p>
90	<p><避難勧告等発令及び自主避難のための情報提供></p> <p>住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、国の「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、災害種別ごと（水害、土砂災害）の避難勧告等発令基準を策定している。 土砂災害のおそれが高まった場合は、住民が自主避難できるよう、土砂災害警戒情報等の情報を住民へ伝達している。</p>	<p>土砂災害のおそれがある場合、住民の適切な自主避難行動を促すため、避難勧告等の発令方法や伝達方法を必要に応じて見直していくとともに、平時から住民に対して土砂災害警戒情報等について理解促進を図っていく必要がある。</p>
【土砂災害対策施設の整備・老朽化対策】		
91	<p><砂防関係施設の整備></p> <p>土砂災害に対し安全安心な県民生活を確保するため、砂防堰堤等の土砂災害対策を実施している。</p>	<p>土砂災害危険箇所整備率が約3割と低いことから、砂防関係施設の整備を進める必要がある。</p>
92	<p><砂防関係施設の老朽化対策></p> <p>土砂災害を防止する砂防関係施設の機能及び性能を長期にわたり維持・確保するため、長寿命化計画を策定している。</p>	<p>既存砂防関係施設の中には、施工後長期間経過し、その機能及び性能が低下したものがいることから、計画的に点検・評価を実施し、長寿命化計画を策定する必要がある。</p>
【農山村地域における防災対策】		
95	<p><農山村地域における防災対策></p> <p>農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。 水田等で雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。</p>	<p>治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、長寿命化計画の策定を進めるとともに、引き続き必要に応じて整備を進める必要がある。 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。</p>
96	<p><農業用ダム・ため池の防災対策></p> <p>将来にわたるため池の機能発揮に向けて、管理マニュアルを基に定期的に点検等を実施している。 また、防災重点ため池の長寿命化計画について、町は策定済みであり、土地改良区には策定の推進を図っている。</p>	<p>町が管理する防災重点ため池については、防災重点ため池の見直しにより追加されることから長寿命化計画の策定を継続していく必要がある。</p>
【警戒避難体制の整備（火山噴火）】		
100	<p><火山の警戒体制の強化></p> <p>火山噴火時の土砂災害対策のため、火山噴火緊急減災対策事業を推進している。 （岩木山、八甲田山、十和田）</p>	<p>火山噴火時の土砂災害対策について、ハード・ソフト両面の対策が不備であることから、砂防部局として行動計画（タイムライン）を策定する必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生及び県土の脆弱性が高まる事態を防ぐため、警戒避難体制の整備や住民の防災意識の醸成、登山者等の安全対策等を推進するとともに、土砂災害対策施設の整備や老朽化対策の推進等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	住民に対する土砂災害警戒区域や避難場所等の周知を図るため、広報紙やホームページ等により、土砂災害ハザードマップの周知を図る。	県 町	
○	土砂災害に対する住民の警戒避難体制を強化するため、避難勧告等の発令基準や伝達方法等について必要に応じて見直していく。 また、広報・ホームページによる周知や、防災訓練等の機会を通じて、土砂災害の危険性や早期避難の重要性に関する啓発を行う。	国 県 町	
○	災害履歴のある箇所のほか、避難所、防災拠点、要配慮者利用施設が立地する箇所などを対象として、国の防災・安全交付金等を活用し、砂防関係施設の整備を推進する。	県	
○	砂防関係施設長寿命化計画に基づき、国の防災・安全交付金等を活用しながら、施設の機能及び性能を維持・確保する。	県	
○	荒廃地(荒廃するおそれのある場所含む)の早期復旧のため、治山施設等を整備すると共に、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。 ダムや水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、維持管理を適切に実施するとともに、必要に応じて水田の区画整理など、農業農村整備事業を実施する。	県 町	
○	町管理の防災重点ため池について、計画的に点検を実施の上、長寿命化計画を策定する。 土地改良区が管理する防災重点ため池に係る長寿命化計画の策定に向けて、引き続き指導する。	県 町 土地改良区	個別施設ごとの長寿命化計画 (農業用ため池)の策定数 【R2】 【R7】 00% → 100%
○	火山噴火活動時の土砂災害対策として実施する仮設砂防堰堤等の緊急ハード対策や警戒避難対策用の監視観測装置等の緊急ソフト対策、さらにこれらの対策を迅速に実施出来るよう平常時から行う準備事項をとりまとめた「火山噴火緊急減災対策砂防計画(行動計画含む)」を策定する。	国 県	

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-4 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

現在の取組・施策		脆弱性評価
【登山者等の安全対策】		
101	<p>＜登山者等の安全対策＞</p> <p>住民、登山者、観光客等が噴火の規模等に応じた適切な防災対応をとることができるよう、防災行政無線や緊急速報メール等を活用し、情報提供するとともに、噴火警戒レベル等に応じた登山道や道路の通行規制を行うなど、登山者等の安全対策を講じることとしている。</p>	<p>登山道では、緊急速報メール等を活用した情報伝達の範囲が限定されるため、情報伝達手段の多様化を図る必要がある。</p> <p>また、噴火警戒レベルに応じた登山者等の安全を確保するため、噴火シナリオ等をもとに安全対策を図る必要がある。</p>
102	<p>＜情報通信利用環境の強化＞</p> <p>情報通信利用環境として、町が管理する公共施設の一部において、Wi-Fiサービスを提供している。</p>	<p>避難所に指定されている公共施設以外の場所や観光施設等でWi-Fi利用環境が不十分なところが見受けられるため、民間事業者と共に取組を促進する必要がある。</p>
【避難場所の指定・確保】		
103	<p>＜指定緊急避難場所及び指定避難所の指定＞</p> <p>災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図っている。</p>	<p>再掲</p> <p>大規模災害時における住民や観光客等の避難所を確保するため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進めていく必要がある。</p>
104	<p>＜福祉避難所の指定・協定締結＞</p> <p>一般の避難所では避難生活に支障が生じる方に適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保するための取組を行っている。</p> <p>現在、福祉避難所として、民間の老人・障害施設から3事業者4施設と協定を結び、指定している。</p>	<p>再掲</p> <p>福祉避難所の指定数が少なく、大規模災害時に要配慮者の避難生活が困難になる恐れがあるため、社会福祉施設等を運営する事業者等と協議を進め、福祉避難所を拡大に努める必要がある。</p>
105	<p>＜防災公共の推進＞</p> <p>災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進している。</p> <p>地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある集落や避難経路・避難場所を把握している。</p>	<p>再掲</p> <p>災害時発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実に行うためには、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証する必要がある。</p>
106	<p>＜福祉施設・学校施設等の安全対策＞</p> <p>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。</p>	<p>再掲</p> <p>災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。</p>
107	<p>＜都市公園における防災対策＞</p> <p>総合運動公園を緊急避難場所と指定している。また、県が大規模災害時の広域防災拠点として使用するための協定を締結している。</p>	<p>再掲</p> <p>災害発生時に避難場所や防災拠点となる総合運動公園は、緊急時に使用可能な非常用発電設備等が整備されていないことから、非常時の設備について整備を検討する必要がある。</p>
【避難行動支援】		
108	<p>＜避難行動要支援者名簿の作成＞</p> <p>災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿の作成をしている。</p>	<p>再掲</p> <p>名簿の登録情報について、年1回の更新としているが、常に最新の状況となっていないため、更新の頻度について検討する必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	登山客等に対する情報伝達は、山小屋等で規制情報を確実に伝達する体制を整備するとともに、緊急速報メール等による確実な情報伝達方法を検討する。 また、噴火シナリオ等の検討結果を踏まえ、山小屋の機能強化や退避舎等の必要性について検討する。	県	
○	災害発生時における情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fi利用環境の拡大を促進するとともに、町が管理する施設のWi-Fi利用環境の充実を図る。	県 町 民間事業者	
	災害発生時における住民等の安全確保のため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進めていく。	町	
○	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、引き続き連携市町村と連携を図りながら、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者を含め、さらなる施設福祉避難所の支援拡大に取り組む。 また、福祉避難所の所在について、広報紙やホームページ等により町民への周知と理解を図る。	町 事業所	福祉避難所の協定締結数 【R2】 【R7】 4 → 8
○	「防災公共推進計画」に位置付けられた危険箇所等の防災対策を進めるとともに、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民が参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。	県 町	
○	避難計画の作成を着実に進めるため、関係課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	県 町 事業者	
○	県から必要な助言等を受けながら、国の交付金等を活用し、非常用電源設備等の整備について検討を行う。	県 町	
○	名簿の登録情報について最新かどうかの確認を行うため、民生委員による災害時避難行動要支援者との面談を実施し、登録情報が古い場合は更新を行う。	町	

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-4 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

現在の取組・施策		脆弱性評価
109	<p><避難行動要支援者名簿の活用></p> <p>災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき災害時避難行動要支援者ごとの具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画（個別の避難支援プラン）の策定するための検討を行っている。</p>	再掲
【消防力の強化】		
110	<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>	再掲
111	<p><消防団の充実></p> <p>町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p> <p>また、消防団員の確保及び新入団員加入促進のため、消防団協力事業所表示制度を導入し、消防団員の確保に努めている。</p>	再掲
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
112	<p><土砂災害に対する防災意識の啓発></p> <p>土砂災害の発生に際し、土砂災害警戒区域の周辺住民の円滑な警戒避難を確保するため、市町村において土砂災害ハザードマップを作成・公表している。</p>	
114	<p><自主防災組織の設立・活性化支援></p> <p>災害発生時に地域の被害を防止・軽減するため、自助・共助の要となる自主防災組織の設立に向け、自主防災組織リーダー研修会等への参加を呼びかけているほか、自主防災組織の活動費を助成する支援を行っている。</p>	再掲
115	<p><地区防災計画策定の推進></p> <p>コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地区防災計画について、普及啓発を行っている。</p>	再掲

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	民生委員等を含めた体制づくりを充実させ、個別計画（個別の避難支援プラン）の策定を推進していく。	町	
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県 消防本部 町	
○	引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 町	
○	引き続き、市町村における土砂災害ハザードマップの修正等について助言等を行うとともに、住民に対する土砂災害警戒区域や避難場所等の周知を促進する。	県 町	
○	自主防災組織の設立促進と活動の活発化に向けて、引き続き、県と連携を図り、リーダー研修会や防災啓発研修等の取組を実施する。	県 町	自主防災組織の組織率 【R2】 55% → 【R7】 70%
	地域住民等及び市町村に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の市町村地域防災計画への規定についても進めていく。	県	

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-5 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
【防雪施設の整備】		
117	<p>＜防雪施設の整備＞</p> <p>冬期間の安全な道路交通等を確保するため、防雪柵や雪崩防止柵等の防雪施設の整備を推進している。</p>	<p>新たに防雪施設を整備すべき箇所、老朽化が進み再整備すべき施設や、なだれ防止保安林等を新たに指定すべき地域が生じる場合もあることから、風雪により道路等の状況が悪化する箇所を把握し、防雪柵、雪崩防止柵などの防雪施設の整備を進める必要がある。</p>
【道路交通の確保】		
118	<p>＜除排雪体制の強化＞</p> <p>降雪等による道路交通の阻害を解消するため、地域の特性を考慮した効率的な計画を立て、除排雪を実施している。</p>	<p>近年の局地的な豪雪・暴風雪による交通障害等に対応する必要があることから、国・県・市町村との連携強化や相互支援体制を構築する必要がある。</p> <p>自然環境の変化等により、早朝からの大雪や水分の多い重い雪に対応していく必要がある。</p>
119	<p>＜立往生車両の未然防止＞</p> <p>豪雪時等の異常気象による立ち往生車両の発生を未然に防止するため、事前通行止めを適切に行い、関係機関と連携を取り除雪を行っている。</p>	<p>災害対策基本法に基づく道路区間指定を行うための手順や車両の移動方法が煩雑かつ関係者が多岐に渡るため、関係者間で十分に確認、調整を行う必要がある。</p>
【代替交通手段の確保】		
120	<p>＜代替交通手段の確保＞</p> <p>災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、関連事業者（鉄道・バス等）と情報共有を図っている。</p>	<p>災害発生時等に道路が通行困難となった場合に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、関連事業者（鉄道・バス等）と情報共有を図る必要がある。</p>
【情報通信の確保】		
121	<p>＜情報通信利用環境の強化＞</p> <p>情報通信利用環境として、町が管理する公共施設の一部において、Wi-Fi サービスを提供している。</p>	<p>避難所に指定されている公共施設以外の場所や観光施設等でWi-Fi 利用環境が不十分なところが見受けられるため、民間事業者と共に取組を促進する必要がある。</p>
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
122	<p>＜冬季の防災意識の啓発＞</p> <p>豪雪災害等による人的被害を防ぐため、除雪機械や雪下ろしの事故防止について、ホームページや広報等により啓発を行っている。</p>	<p>雪下ろし事故の発生防止や、落雪・雪崩等といった災害への対応に加え、降雪期・厳寒期における地震等の発生といった複合的な災害への備えの必要性等についても、周知を図っていく必要がある。</p>
123	<p>＜地区防災計画策定の推進＞</p> <p>コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地区防災計画について、普及啓発を行っている。</p>	<p>大規模災害時において、行政等と連携した自助・共助による災害対策により、地区防災計画制度の普及啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生を防ぐため、道路交通の確保に向けた防雪施設の整備や除排雪体制の強化を推進するとともに、代替交通手段の確保や住民の防災意識の醸成等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	冬期間の安全な道路交通確保等に向けて、地域住民と連携を図りながら、雪害対策が必要な箇所を把握し、国の交付金等を活用して、防雪柵や雪崩防止柵等の防雪施設の整備や老朽化対策を実施する。	県 町	
○	近年の局地的な豪雪・暴風雪による交通障害等に対応するため、国、県、市町村による連携強化及び相互支援体制等の構築に取り組む。	国 県 町	
○	災害対策基本法に基づく道路区間指定を行うための手順や車両の移動方法に関する知識を習得するため、訓練の実施や運用方針の検討を行う。	県 警察署 町	
	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、関連事業者（鉄道・バス等）と情報共有を図っていくことを検討する。	県 町	
○	災害発生時における情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fi利用環境の拡大を促進するとともに、町が管理する施設のWi-Fi利用環境の充実を図る。	県 町 民間事業者	
○	県等との連携を図りながら、引き続き、雪下ろし事故防止に取り組むほか、降雪期・厳冬期における複合災害への対応等も視野に入れながら、豪雪災害等に対する防災意識の向上に取り組む。	県 町 【総務課】	
	地域住民等及び市町村に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の市町村地域防災計画への規定についても進めていく。	県	

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
【行政情報連絡体制の強化】		
124	<p>＜県・市町村・防災関係機関における情報伝達＞</p> <p>災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、町、防災関係機関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。</p> <p>また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。</p>	<p>再掲</p> <p>県、町、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。</p> <p>また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。</p>
【住民等への情報伝達の強化】		
125	<p>＜住民等への情報伝達手段の多様化＞</p> <p>住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、防災無線、広報車、ホームページ、ぼうさいメール、SNS、防災アプリ等、多様な伝達手段の確保に努めている。</p>	<p>再掲</p> <p>避難勧告等を迅速・確実に住民等に伝達するため、速報性の高いTV放送、耐災害性が高い防災無線、屋内外を問わず受信できる町ホームページ、ぼうさいメール、SNS、防災アプリ等の様々な伝達手段を組み合わせる必要がある。</p>
126	<p>＜情報通信利用環境の強化＞</p> <p>情報通信利用環境として、町が管理する公共施設の一部において、Wi-Fiサービスを提供している。</p>	<p>再掲</p> <p>避難所に指定されている公共施設以外の場所や観光施設等でWi-Fi利用環境が不十分なところが見受けられるため、民間事業者と共に取組を促進する必要がある。</p>
128	<p>＜障害者等に対する避難情報伝達＞</p> <p>災害発生情報や避難情報等を迅速に伝達するため、「ぼうさいメール」による情報発信を行っており、広報紙や町ホームページに「ぼうさいメール」への登録方法を周知している。</p>	<p>障害者等の要配慮者は、障害の程度により外部からの情報を得られにくいため、避難情報が要配慮者に確実に伝わるよう伝達手段や体制を検討していく必要がある。</p>
129	<p>＜外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化＞</p> <p>外国人向けにホームページの一部を英語等標記で閲覧できるようにしている。</p> <p>また、一部の公共施設においてWi-Fiサービスを提供している。</p>	<p>一部再掲</p> <p>町が管理する施設等のWi-Fi環境を充実させるとともに、観光施設等においてWi-Fiサービスの利用環境が不十分な箇所が見受けられるため、利用範囲の拡大等の取組を促進する必要がある。</p>
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
130	<p>＜防災意識の啓発＞</p> <p>災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、「広報とうほく」や町のホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。</p>	<p>再掲</p> <p>災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。</p>
131	<p>＜防災情報の入手に関する普及啓発＞</p> <p>災害発生時において、住民等が確実に防災情報を入手できるよう、各家庭等において日頃から準備しておくべきことについて、配布した広報紙やハザードマップを通じて普及啓発を行っている。</p>	<p>災害に伴う大規模停電発生時等においても、住民等が確実に防災情報を入手できるよう、情報通信環境の変化等も踏まえた普及啓発を実施していく必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

情報伝達の不備等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生を防ぐため、行政機関における情報連絡体制や住民等への情報提供体制を強化するとともに、住民の防災意識の醸成や防災教育の推進等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、町、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	県 町	訓練の実施回数 非常通信訓練 2 回 (東北地方 1 回、全国 1 回) Ｌアラート操作訓練 (毎月 1 回)
○	さらなる情報伝達手段の多重化・多様化に向けて、避難勧告等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者と平時からの連携強化に努める。 また、災害時のＬアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。	県 町	
○	災害発生時における情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、W i - F i 利用環境の拡大を促進するとともに、町が管理する施設の W i - F i 利用環境の充実を図る。	県 町 民間事業者	
○	要配慮者へ災害発生情報や避難情報等を迅速に伝達するため、引き続き、「ぼうさいメール」の周知を行うほか、避難情報が確実に伝わるよう伝達手段や体制について検討する。	町 【福祉課】	
○	外国人を含む観光客等に対する防災情報提供体制を強化するため、町が管理する施設等の W i - F i 環境を充実させるとともに、民間事業者との連携を図りながら、W i - F i サービス利用範囲の拡大を促進する。	県 町 民間事業者	
○	地域住民の防災意識を高めるため、引き続き、県と連携を図りながら防災意識の啓発を図る。 また、広報活動、防災訓練等を通じた啓発活動を実施する。	県 町	
○	停電発生時のラジオの活用をはじめ、様々な I C T 機器を活用した防災情報の入手の方法や充電対策について、広報誌やホームページ等を通じて普及啓発を行う。	県 町	

事前に備えるべき目標 1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生

現在の取組・施策		脆弱性評価
【防災教育の推進・学校防災体制の確立】		
132	<p><防災教育の推進></p> <p>児童生徒等の防災意識を育成するため、防災教育に携わる教員を対象とした研修への積極的な参加や、防災関係機関による出前講座等の利用を推進している。</p>	<p>災害発生時の被害を軽減するためには、教職員、児童生徒等が災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を行うことが重要であることから、学校安全に係る教員研修や児童生徒への防災教育の充実を図っていく必要がある。</p>
133	<p><学校防災体制の確立></p> <p>学校における防災体制の整備等を図るため、各学校において危機管理マニュアルを策定し、避難訓練等を実施している。</p>	<p>危機管理マニュアルについては、社会環境の変化など各学校の実情を踏まえ、必要な見直しを図っていく必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	各学校において、発達段階に応じた防災教育が実施されるよう、教員研修や防災関係機関による普及啓発活動の充実を図る。	県 町	
○	各学校において、災害発生時に円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、引き続き、危機管理マニュアルの検証や見直しを推進する。	町	危機管理マニュアル策定率 【R2】 100% → 随時見直し

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
【支援物資等の供給体制の確保】		
134	<p><非常物資の備蓄></p> <p>災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料を備蓄するよう、啓発している。</p> <p>また、災害発生時における食料、飲料水、日用品等の物資供給に関する協定を企業等と締結し、災害発生時に事業者等が製造・調達することが可能な物資の提供を受ける流通在庫備蓄を進めている。</p>	<p>引き続き、公的備蓄を進めていくとともに、住民等に家庭内備蓄について啓発する必要がある。また、スーパー、飲料水メーカー等との物資供給に関する協定をさらに推進するなど備蓄の確保を図る必要がある。</p>
135	<p><災害発生時の物流インフラの確保></p> <p>災害発生時における避難所への救援物資等の円滑な輸送を確保するため、災害発生時に利用する輸送経路等について、県と連携しながら、道路等の物流インフラの強化策を検討している。</p>	<p>大規模災害発生時に、輸送経路等の寸断などにより物流機能の低下が懸念されることから、災害に強い物流インフラを確保する必要がある。</p>
136	<p><石油燃料供給の確保></p> <p>青森県石油商業組合上北支部東北ブロックとの間に「災害時における石油類の優先供給に関する協定」を締結し、災害時に備えた石油燃料の備蓄と、町の要請による優先供給を図っている。</p> <p>また、県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結している災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に基づき、業務継続が求められる医療機関、避難所等重要施設、緊急車両について県との情報共有を行うとともに、毎年度、当該情報を更新している</p>	<p>災害発生時においては青森県石油商業組合等関係機関との協定が有効に機能することが必要であることから、引き続き、供給先の情報更新や防災訓練の実施などにより連携体制を維持・強化する必要がある。</p>
137	<p><避難所等への燃料等供給の確保></p> <p>災害発生時に液化石油ガス等を調達するため、一般社団法人青森県エルピーガス協会との間で「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」を締結している。</p>	<p>災害発生時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、必要に応じて協定を見直す必要がある。</p>
138	<p><災害応援の受入体制の構築></p> <p>災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。</p>	<p>災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることが必要であることから、受入体制を構築することが必要である。また、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認するなど受入体制を強化する必要がある。</p> <p>特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、配慮する必要がある。</p>
139	<p><救援物資等の受援体制の構築></p> <p>災害発生時、他自治体等からの応急措置等の応援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の相互応援に関する協定、物資等の供給に関する協定を締結している。</p>	<p>協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、国民や企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっておらず、受援体制を強化させるため、これらを具体化する必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止を防ぐため、支援物資等の供給体制の確保や水道施設・物流関連施設の防災対策の推進を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	引き続き、県と連携を図りながら、住民に対して食料を備蓄するよう啓発するとともに、物資供給に関する協定の締結を推進する。 また、住民の3日分の食料備蓄を基本としつつも、これを一層促進する取組や、住民の備蓄を補完する県及び町の備蓄目標、役割分担等、これからの県全体としての災害備蓄の在り方について検討し、推進する。	県 町	
○	災害発生時に救援物資等の円滑な輸送を確保するため、県が進めている防災物流インフラ強化計画の策定に協力するとともに、計画策定後は、本計画に基づき県と連携しながら危険箇所対策を進めていく。	県 町	
○	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が供給されるよう、関係機関の情報を更新するとともに定期的に訓練を実施する。	県 町	
○	災害発生時に協定が有効に機能するよう、必要に応じて協定を見直す。	町	
○	引き続き、応援機関の受入体制を構築するとともに、環境を整備し、連絡・要請等の実施手順や手続等を確認、訓練・研修等によりその実効性を高める。 また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を構築するため、受援計画やマニュアル等を整備する。	町	受援計画の策定 【R2】 【R7】 0% → 100%
○	物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等について検討のうえ、受援体制を構築する。 また、受け入れた物資等の管理体制並びに運用に関するマニュアル等の整備を推進する。	町	受援計画の策定 【R2】 【R7】 0% → 100%

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

現在の取組・施策		脆弱性評価
140	<p><要配慮者（難病患者等）への医療的支援></p> <p>在宅で人工呼吸器等を使用している難病患者や小児慢性特定疾病患者等が、災害発生時も治療が継続できるようにするため、患者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等を確認し、必要な助言を行っている。</p>	<p>災害発生で停電になった場合は生命に関わることから、停電時に備えて、引き続き、在宅で人工呼吸器等を使用している患者には停電後も継続して人工呼吸器等を使用できる環境の整備を図る必要がある。</p> <p>また、透析患者については、透析治療が維持できるように受入可能な医療機関に関する情報を提供する体制を構築しておく必要がある。</p>
141	<p><災害用医薬品等の確保></p> <p>災害発生時に救護班が使用する医薬品等を確保するため、必要事項を地域防災計画で定めている。</p> <p>なお、医薬品や医療機器、医療用ガス等が不足する場合は、県が関係団体等と供給協定等を締結していることから、県へ供給要請を行うこととしている。</p>	<p>災害発生時に救護班が使用する医薬品等の確保に向けて、関係機関との協定の締結に努めるとともに、協定等が災害発生時に有効に機能するように、引き続き、防災訓練の実施などにより連携が必要である。</p>
142	<p><避難所における水源確保の推進></p> <p>災害発生時に避難所における水を確保するため、応急給水の体制を整え、応急給水資機材の整備を行うと共に、水道災害相互応援協定により圏内水道事業者が相互に水道施設の復旧と、運搬給水等による水の確保について応援することとしている。</p> <p>また、各水源に非常用発電機を設置し、停電時でも水の供給が確保できる体制であり、設備の保守点検を実施している。</p>	<p>災害発生時に避難所における水源を確保するため、水道応援対策の強化、多様な水源の利用の普及促進、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築が必要である。</p> <p>また、不測の事態に陥った場合でも、給水タンクの設置・移動給水車による対策、物資供給に関する協定の締結等、水等の確保に向けた取組が必要である。</p>
143	<p><地区防災計画策定の推進></p> <p>コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地区防災計画について、普及啓発を行っている。</p>	<p>再掲</p> <p>大規模災害時において、行政等と連携した自助・共助による災害対策により、地区防災計画制度の普及啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。</p>
【水道施設の防災対策】		
144	<p><水道施設の耐震化・老朽化対策></p> <p>災害時の給水機能を確保するため、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進めている。</p>	<p>人口減少を踏まえた計画の策定や、アセットマネジメント（長期的資産管理）を活用し、施策を推進する必要がある。</p>
145	<p><応急給水資機材の整備></p> <p>災害による断水発生時に、被災者が必要とする最小限の飲料水の確保ができるよう、水道事業者においては応急給水のための体制を整えとともに、応急給水資機材の整備を図っている。</p>	<p>災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるように、引き続き、応急資機材の整備を図る必要がある。</p>
146	<p><水道施設の応急対策></p> <p>災害発生時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水が可能となるように、水道事業者においては応急復旧のための体制を整えとともに、修繕資機材の整備を図っている。</p>	<p>災害により水道施設及び管路に被害が発生した場合、できるだけ速やかに給水を再開できるように、引き続き、修繕資機材の整備を図る必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>在宅で人工呼吸器等を使用している患者の名簿作成・更新に努めるとともに、患者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等の確認及び必要な助言を行う。</p> <p>透析患者については、受入可能な医療機関に関する情報を提供するための体制を構築するとともに、上十三医師会など関係機関との連携強化を図る。</p>	県 町	
○	<p>災害発生時に救護班が使用する医薬品等を確保するため、防災訓練の実施などにより、関係機関等との連携体制を強化していく。</p>	県 町	
	<p>災害発生時における避難所の水等を確保するため、引き続き水道事業者等の関係事業者と応援給水等に向けた連携を高め、多様な水源の利用について普及を図るとともに、住民への飲料水の備蓄や非常用持ち出し袋の準備等を啓発することに加え、公助による飲料水等の備蓄の取組を進める。</p> <p>また、飲料水をはじめとする災害時の物資の供給に関する協定の締結を推進するとともに、災害時の緊急輸送に関する協定締結事業者等との連携を図り、円滑な物資輸送を推進していく。</p>	県 町 水道企業団	
	<p>地域住民等及び市町村に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の市町村地域防災計画への規定についても進めていく。</p>	県	
○	<p>災害発生時の給水機能の確保に向けて、基幹管路や水道施設の耐震化を進め、給水区域の見直しやアセットマネジメント（長期的資産管理）等による経営の効率化を推進する。</p>	水道企業団	
○	<p>災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、必要に応じ、応急給水のための体制の見直し及び応急給水資機材の更新を図る。</p>	県 水道企業団	
○	<p>災害により水道施設及び管路に被害が発生しても迅速に給水が再開できるよう、引き続き、必要に応じ、応急復旧のための体制の見直し及び修繕資機材の更新を図る。</p>	水道企業団	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

現在の取組・施策		脆弱性評価
【道路施設の防災対策】		
147	<p><緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	再掲
148	<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	再掲
149	<p><市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。</p>	再掲
150	<p><道路における障害物の除去></p> <p>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。</p>	
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】		
151	<p><鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備></p> <p>災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、JR及び民営鉄道事業者と情報共有を図るとともに、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等に対し、補助を行っている。</p>	再掲
152	<p><青い森鉄道の耐災害性の確保・体制の整備></p> <p>県が所有する青い森鉄道線の鉄道施設について、鉄道輸送の安全を確保するため、安全管理規程により、事業の運営の方針や管理の体制、方法などを定めている。</p>	再掲
【空港の防災対策】		
154	<p><空港の業務継続体制の維持・確保等></p> <p>自然災害等の発生時に、速やかに空港の運用を再開するため、空港運営に携わるエアラインやターミナルビル管理者等関係者の役割を明確化し、復旧体制等を取り決め、共有している。 空路による輸送を確保するため、回転翼機等の空港利用に関する運用体制を取り決めている。</p>	

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町	
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検や維持補修等を実施する。	県 町	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県	
	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう、JR及び民営鉄道事業者と一層の情報共有を図るとともに、引き続き、国の補助制度等を活用し民営鉄道事業者が行う施設の安全対策等の取組を促進していく。	県 鉄道事業者	
○	平時における大量の貨物輸送に対応した鉄道施設の耐震化等について、輸送事業者の適切な負担の下に、計画的に対策を実施する。	県	
○	大規模災害発生時に想定される被災箇所について、国等関係機関と協議し、点検や補修方法等を検討する。 また、継続した運用体制を確保するため、空港管理事務所職員の飲料や食料等の備蓄を進める。	国 県 民間事業者	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

現在の取組・施策		脆弱性評価
【食料生産体制の強化】		
155	<p><食料生産体制の強化></p> <p>農業については、荒廃農地の発生の防止と、農業の生産性向上を図るため、農地中間管理事業を活用した農地貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援している。</p> <p>漁業については、宝湖「小川原湖」の環境保全に取り組み、資源管理によるワカサギ・シラウオ・シジミの水揚量の安定化を図り、食料生産体制の強化を行っている。</p>	<p>農業については、水稻、野菜、果物、花き、畑作物等の多彩な農業生産が行われ、災害発生時においても農産物が安定供給できるよう、平時から、生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。</p> <p>漁業については、小川原湖の環境保全を継続して資源管理に取り組んでいくことで、生産者だけではなく、後背施設である冷凍・冷蔵業や水産加工業の振興につなげ、食料生産体制の安定化を図っていく必要がある。</p>
156	<p><農業・水産施設の老朽化対策></p> <p>農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給する農業水利施設の長寿命化対策を実施するため、計画を策定しており、定期的に点検並びに維持管理を行っている。</p>	<p>老朽化した農業用排水路があることから、計画に基づき必要な老朽化対策等を推進していく必要がある。</p> <p>漁港施設については、老朽化対策が講じられていないため、老朽化対策を検討する必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>農業については、農業の振興と活性化に向けて、町、農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、農地の利用集積を推進するとともに、荒廃農地等利活用促進交付金事業を活用しながら再生利用を進め、荒廃農地の発生防止・解消に取り組む。</p> <p>漁業については、引き続き、小川原湖の環境保全を継続して資源管理に取り組み、食料生産体制の安定化を図っていく。</p>	町	
	<p>農業水利施設及び漁協施設の機能保全を図るため、長寿命化計画の策定や見直しを行い、計画的に老朽化対策を実施する。</p>	県 町	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
【集落の孤立防止対策】		
157	<p>＜集落の孤立防止対策＞</p> <p>災害発生時において、人命を守ることを最優先に、「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、青森県独自の「防災公共」の取組を県と一体となって推進している。</p> <p>この一環として、地震・大雨により孤立するおそれがある集落の把握や、そこに通じる道路・橋梁等の通行確保対策等に取り組んでいる。</p>	<p>防災公共推進計画を策定するに当たり、平成24年度に当町の孤立するおそれのある集落等について検討を行った結果、各拠点とのアクセスが確保されており、孤立する集落等はないが、近年多発する集中豪雨等により、想定外の事態が起こりうる可能性もあるため、引き続き、孤立するおそれがある集落の把握や、そこに通じる道路、橋梁等の通行確保対策等に取り組んでいく必要がある。</p>
【孤立集落発生時の支援体制の構築】		
158	<p>＜孤立集落発生時の支援体制の確保＞</p> <p>孤立集落が発生した場合は、食料や資機材等の物資輸送等の支援が必要となるため、市町村間の広域連携の観点から、他自治体との相互応援協定を締結している。</p>	<p>多数の孤立集落が同時に発生した場合でも対応が可能となるよう、関係機関による支援体制を確保する必要がある。</p>
【防災ヘリコプターの運航の確保】		
161	<p>＜防災ヘリコプターの連携体制の確立＞</p> <p>他都道府県の防災航空隊や防災関係機関と相互の連携・協力関係を確立するため、定期的に訓練を実施している。</p> <p>大規模災害が発生した場合の他都道府県からの広域航空消防応援に係る受入れ体制に係るマニュアルを作成し、体制を整えている。</p>	<p>防災関係機関相互の連携体制を確立するため、引き続き、統一的な航空機の運用調整の下、訓練を実施する必要がある。</p> <p>また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航空隊と大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう、引き続き、関係機関相互の連携・協力体制を確立するため訓練を実施する必要がある。</p>
162	<p>＜防災ヘリコプター等の活動の確保＞</p> <p>災害発生時に防災ヘリコプター等が、被災地周辺に離着陸できるように、全市町村に1カ所以上、県内90カ所を場外離着陸場に指定している。</p>	<p>必要となる防災ヘリコプターの場外離着陸場については確保されているが、市町村から場外離着陸場の追加申請等がある場合は、現場確認の上、指定手続きを行う必要がある。</p>
【情報通信の確保】		
164	<p>＜情報通信利用環境の強化＞</p> <p>情報通信利用環境として、町が管理する公共施設の一部において、Wi-Fiサービスを提供している。</p>	<p>避難所に指定されている公共施設以外の場所や観光施設等でWi-Fi利用環境が不十分なところが見受けられるため、民間事業者と共に取組を促進する必要がある。</p>
【道路施設の防災対策】		
165	<p>＜緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策＞</p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	<p>依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生を防ぐため、孤立するおそれのある集落の把握や、これに通じる道路施設の防災対策を推進するとともに、代替交通・輸送手段の確保等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害発生時の集落の孤立防止に向けて、県との連携を図りながら、引き続き、孤立のおそれがある集落や、道路・橋梁等の通行確保対策が講じられていない箇所を把握の上、必要な対策を実施する。	県 町	
○	県及び近隣市町村や防災関係機関と連携し、孤立集落発生時に支援する内容について、検討していく。	県 町	
○	ヘリコプター又は固定翼機を保有する防災関係機関相互の連携体制を確立するため、県総合防災訓練や合同指揮本部図上訓練等において、統一的な航空機の運用調整の下、訓練を実施する。 また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航空隊と大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう、関係機関相互の連携・協力体制を確立するため訓練を実施する。	県	
○	既存の場外離着陸場については、引き続き、定期的に場外離着陸場の現況調査を実施する。 また、市町村から場外離着陸場の追加申請等がある場合は、迅速に現場確認を行い、指定に向けた手続きを実施する。	県	
○	災害発生時における情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fi利用環境の拡大を促進するとともに、町が管理する施設のWi-Fi利用環境の充実を図る。	県 町 民間事業者	
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

現在の取組・施策		脆弱性評価
166	<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	再掲
167	<p><市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。</p>	再掲
168	<p><復旧作業等に係る技術者等の確保></p> <p>大規模災害等が発生した場合の応急対策業務（障害物除去用の重機・資機材等の調達を伴う工事）を速やかに実施するため、官民連携による対応力強化を図っている。</p>	再掲
169	<p><道路における障害物の除去></p> <p>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。</p>	再掲

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町	
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検や維持補修等を実施する。	県 町	
	道路啓開や応急対策業務を迅速に行うため、官民連携による対応力強化に引き続き取り組んでいく。	県	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
【防災関連施設の耐震化・老朽化対策】		
170	<p><県・市町村庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策></p> <p>災害発生時に防災拠点となる庁舎及び消防署等の耐震化を進めている。</p>	<p>再掲</p> <p>災害時の災害対策本部を設置する役場本庁舎について、必要な耐震基準を満たしていないため、耐震基準を満たすための改修工事を行う必要がある。</p> <p>また、災害対策本部機能が確保されるよう、引き続き適切な維持管理を行うとともに、計画的な老朽化対策を進め、災害発生時の被害を極力抑える必要がある。</p>
【災害対策本部等機能の強化】		
172	<p><災害対策本部機能の強化></p> <p>大規模災害発生時において応急措置を円滑かつ的確に講じるために設置する災害対策本部について、県や防災関係機関等と連携・協力体制を構築している。</p> <p>また、災害対策本部の効率的な運用を図るため、定期的に図上訓練を実施している。</p>	<p>災害対策本部は、災害に関する迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関との連絡調整等の災害発生時の応急対策において重要な役割を果たすことから、その体制や統制機能等について検証し、災害対策本部機能の強化・充実を図る必要がある。</p>
【関係機関の連携強化・防災訓練の推進】		
174	<p><災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化></p> <p>災害発生時に県内の消防力では対処できない場合に消防庁を通して出動する緊急消防援助隊を円滑に受け入れるため、青森県緊急消防援助隊受援計画に基づき、当地域の実情を踏まえた受援計画を策定中である。</p> <p>また、北海道東北各県持ち回りで行われる緊急消防援助隊のブロック合同訓練に毎年参加している。</p>	<p>消防本部では、これまでに緊急消防援助隊の受入れを訓練でしか行ったことがないため、北海道東北ブロック合同訓練に参加すること等により、災害発生時における対応の実効性を高める必要がある。</p>
175	<p><防災航空隊への航空支援></p> <p>大規模災害発生時、緊急消防援助隊航空部隊等の応援を受ける際、航空小隊が円滑に活動できるよう、協定に基づき航空隊経験者を航空支援員として派遣することとしている。</p>	<p>これまで航空支援員を派遣するような事態が発生していないことから、災害時における対応の実効性を高める必要がある。</p>
176	<p><医療従事者確保に係る連携体制></p> <p>町内の医師等をもってしても医療等の実施が困難な場合、これに要する人員及び資機材の確保について、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、必要に応じて災害時派遣医療チーム（DMAT）の派遣を含め県へ応援を要請することとしている。</p>	<p>災害発生時の保健医療活動を総合調整する県や関係機関との連携を強化していく必要がある。</p>
177	<p><総合防災訓練の実施></p> <p>大規模災害発生時の応急態勢の充実を図るため、防災関係機関の連携強化に向けて、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関が一同に会した防災訓練を実施している。</p>	<p>近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制の更なる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。</p>
178	<p><図上訓練の実施></p> <p>災害対策本部の運営、防災関係機関との連携強化や各種防災システムの機器操作の習熟を図るため、国・県の防災訓練を視察している。</p> <p>今後は図上訓練を定期的実施する予定である。</p>	<p>職員のスキルの維持、向上を図るとともに、防災関係機関との連携体制を構築するため、図上訓練を実施する必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

自衛隊、警察、消防、海保等有する救助・救急活動等の能力を十分に発揮できない事態や、被災等により活動できない事態を防ぐため、防災関連施設の耐震化・老朽化対策等を推進するとともに、関係機関の連携強化、救急・救助体制の強化や受援体制の構築等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	庁舎の災害対策本部機能を確保するため、引き続き東北町公共施設等総合管理計画に基づき、定期的な点検や適切な修繕等を実施していく。	町	
○	災害発生時に効率的な本部運営を行うため、災害対策本部の体制、機能、配置等を検証し、在り方を検討のうえ、災害対策本部の強化・充実を図る。 また、災害対策本部の効率的な運用を図るため、引き続き定期的に訓練を実施する。	町	
○	災害発生時に緊急消防援助隊の受入れを円滑に行うため、北海道東北ブロック訓練に参加すること等により、災害発生時における対応の実効性を高める。	県 消防本部 町	
○	大規模災害時に航空小隊が円滑に活動できるよう、航空支援員の活動も想定した訓練を実施し、災害時における対応力を高める。	県 消防本部 町	
○	災害発生時の医療提供体制確保のため、県や圏域で行われる会議や図上訓練への参加等により、県や関係機関との連携体制の強化を図る。	町	
○	大規模災害発生時の応急体制の更なる充実に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、防災関係機関の連携強化を図り、消防・警察・自衛隊等の関係機関並びに地域住民の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。	町 防災関係機関	
○	災害発生時に迅速に災害対策本部を設置・運営できるよう、また、防災関係機関と連携し適切な応急対策が実施できるよう、定期的に図上訓練を実施する。	町 防災関係機関	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

現在の取組・施策		脆弱性評価
【救急・救助活動の体制強化】		
179	<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>	<p>再掲</p> <p>大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p>
180	<p><消防団の充実></p> <p>町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p> <p>また、消防団員の確保及び新入団員加入促進のため、消防団協力事業所表示制度を導入し、消防団員の確保に努めている。</p>	<p>再掲</p> <p>近年、当町の消防団員は定数よりは少ないものの、消防団員の数は横ばいで維持している。</p> <p>しかし、他市町村では年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。</p>
181	<p><災害医療・救急救護・福祉支援に携わる人材の育成></p> <p>災害発生時における医療救護活動及び福祉支援活動を行うため、DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、DCAT（災害福祉支援チーム）の育成や訓練の実施、研修会の開催等に取り組んでいる。</p>	<p>災害発生時に被災地の医療・福祉ニーズに応じた活動が円滑に実施できるよう、高度な知識や専門的な技術を有する人材を育成するための訓練・研修を実施するとともに、チーム数の増加を図る必要がある。</p>
182	<p><救急・救助活動等の体制強化></p> <p>災害発生時における救命率の向上を図るため、定期に実施している地域メディカルコントロール協議会事例検討会や各種講習会を活用し、救急救命士及び救急隊員に対する指示・指導・助言体制の充実を図っている。</p> <p>また、救急救命士の新規育成を継続するとともに、救急救命士再教育要領に基づき救急救命士の再教育を実施している。</p> <p>救急救命士以外の消防職員に対しても、救急に係る専門的知識・技能を習得させ、災害発生時に適切な救急活動を実施できるよう各所属の業務の中で教育訓練を実施している。</p>	<p>災害発生時の救急体制のさらなる充実を図るため、救急救命士の育成を継続するとともに、救急救命士の資質向上のため、救急救命士の再教育を進める必要がある。</p> <p>また、消防職員が災害発生時に救急や救助に係る技能を発揮できるよう、継続的かつ効果的な教育訓練を実施する必要がある。</p>
【支援物資等の供給体制の確保】		
183	<p><災害応援の受入体制の構築></p> <p>災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。</p>	<p>再掲</p> <p>災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることが必要であることから、受入体制を構築することが必要である。また、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認するなど受入体制を強化する必要がある。</p> <p>特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、配慮する必要がある。</p>
184	<p><救援物資等の受援体制の構築></p> <p>災害発生時、他自治体等からの応急措置等の応援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の相互応援に関する協定、物資等の供給に関する協定を締結している。</p>	<p>再掲</p> <p>協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、国民や企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっておらず、受援体制を強化させるため、これらを具体化する必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。 また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県 消防本部 町	
○	引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 町	
○	災害発生時の医療救護活動及び福祉支援活動を行うため、DMAT、DPAT、DCATの育成等を計画的に推進していく。	県	
○	災害発生時の救急体制のさらなる充実を図るため、引き続き、救急救命士の育成、救急救命士に対する再教育を進めていく。 また、消防職員に対しても、災害発生時に救急や救助に係る技能を発揮できるよう、引き続き、実効性が高く効果的な教育訓練を実施する。	消防本部 町	
○	引き続き、応援機関の受入体制を構築するとともに、環境を整備し、連絡・要請等の実施手順や手続等を確認、訓練・研修等によりその実効性を高める。 また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を構築するため、受援計画やマニュアル等を整備する。	町	受援計画の策定 【R2】 【R7】 0% → 100%
○	物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等について検討のうえ、受援体制を構築する。 また、受け入れた物資等の管理体制並びに運用に関するマニュアル等の整備を推進する。	町	受援計画の策定 【R2】 【R7】 0% → 100%

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

現在の取組・施策		脆弱性評価
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
185	＜防災意識の啓発＞ 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、「広報とうほく」や町のホームページによる広報活動、防災訓練を通じて啓発を行っている。	再掲 災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施していく必要がある。
186	＜防災訓練の推進＞ 町民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、防災訓練を行っている。	再掲 東日本大震災の教訓を踏まえた防災訓練や、近年、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続していく必要がある。
187	＜自主防災組織の設立・活性化支援＞ 災害発生時に地域の被害を防止・軽減するため、自助・共助の要となる自主防災組織の設立に向け、自主防災組織リーダー研修会等への参加を呼びかけているほか、自主防災組織の活動費を助成する支援を行っている。	再掲 自主防災組織の組織率は55%（令和2年11月現在）であるが、さらなる地域防災力向上のため、未組織地域の自主防災組織設立の支援を行うとともに、既存組織の活性化を図っていく必要がある。
188	＜地域防災リーダーの育成＞ 地域防災リーダーの育成を図るため、県の自主防災組織リーダー研修会等に参加している。 また、防災士講座受講者に受講料補助を実施している。	地域防災力を高めるためには、地域防災の中心となる人材の育成が重要であることから、各地域の自主防災組織や町内会、防災知識・技能を有する防災士等との連携を進め、地域防災リーダーとなる人材の育成を行う必要がある。
189	＜地区防災計画策定の推進＞ コミュニティレベルで防災活動に関する認識の共有や様々な主体の協働の推進を図るため、一定地区内の住民及び事業者が行う自発的な防災活動に関して計画する地区防災計画について、普及啓発を行っている。	再掲 大規模災害時において、行政等と連携した自助・共助による災害対策により、地区防災計画制度の普及啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	地域住民の防災意識を高めるため、引き続き、県と連携を図りながら防災意識の啓発を図る。 また、広報活動、防災訓練等を通じた啓発活動を実施する。	県 町	
○	引き続き、近年の激甚災害や地域特性に応じた防災訓練を実施する。	町	
○	自主防災組織の設立促進と活動の活発化に向けて、引き続き、県と連携を図り、リーダー研修会や防災啓発研修等の取組みを実施する。	県 町	自主防災組織の組織率 【R2】 55% → 【R7】 70%
	地域防災リーダーの人材育成のため、各地域の自主防災組織や防災知識・技能を有する防災士等との連携を図りながら、県の自主防災組織リーダー研修会への参加や防災士講座受講者への受講料補助等を実施する。	県 町 防災士会	
	地域住民等及び市町村に対して地区防災計画に係る普及啓発を進めるほか、計画の策定に取り組む地域に対して支援を行うとともに、地区防災計画の市町村地域防災計画への規定についても進めていく。	県	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
【緊急車両・災害拠点病院に対する燃料の確保】		
190	<p>＜石油燃料供給の確保＞</p> <p>青森県石油商業組合上北支部東北ブロックとの間に「災害時における石油類の優先供給に関する協定」を締結し、災害時に備えた石油燃料の備蓄と、町の要請による優先供給を図っている。</p> <p>また、県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結している災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に基づき、業務継続が求められる医療機関、避難所等重要施設、緊急車両について県との情報共有を行うとともに、毎年度、当該情報を更新している</p>	再掲
191	<p>＜緊急車両等への燃料供給の確保＞</p> <p>災害発生時において、緊急車両や災害対応に従事する車両等への燃料を確保するため、青森県石油商業組合上北支部と「災害時における石油類の優先供給に関する協定」を締結している。</p>	
193	<p>＜医療施設の燃料等確保＞</p> <p>災害発生時において、医療施設への燃料を確保するため、県が青森県石油商業組合等の関係機関と締結している「災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定」に基づき燃料等の確保を推進している。</p>	
【防災ヘリ・ドクターヘリの燃料の確保】		
194	<p>＜防災ヘリコプターの燃料確保＞</p> <p>大規模災害発生時等に防災ヘリコプターが継続して運航できるよう航空燃料を確保するため、青森空港内に所在する供給事業者及び県外からタンクローリー等での燃料搬送も可能な県外の供給事業者それぞれと協定を締結し、燃料供給体制を構築している。</p> <p>また、各消防本部等に航空燃料を備蓄し、航空燃料の劣化を防ぐため定期的に燃料交換を行っている。</p>	
【道路施設の防災対策】		
196	<p>＜緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策＞</p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	再掲
197	<p>＜緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策＞</p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	再掲
198	<p>＜市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策＞</p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。</p>	再掲

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶を防ぐため、緊急車両・災害拠点病院等に対する燃料供給の確保や、輸送路の確保を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が供給されるよう、関係機関の情報を更新するとともに定期的に訓練を実施する。	県 町	
○	災害発生時において、協定に基づき緊急車両等への燃料の優先供給を確保できるよう、連絡体制に係る情報更新等を行う。	町	
○	災害発生時において、協定に基づき燃料の優先供給を確保できるよう、連絡体制に係る情報更新等を行う。	県 町	
○	備蓄燃料保管場所の耐震化・老朽化の状況を確認し、各消防本部等へ耐震化対策・老朽化対策を依頼する。 また、消防本部等に備蓄している航空燃料の劣化を防ぐため、4ヶ月毎に交換を実施する。	県 消防本部	
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町	
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検や維持補修等を実施する。	県 町	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

現在の取組・施策		脆弱性評価
199	<p><道路における障害物の除去></p> <p>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。</p>	<p>再掲</p> <p>地震や津波、風水害により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。</p>	<p>国 県</p>	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）への水・食料等の供給不足

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
【帰宅困難者の避難体制の確保】		
200	<p><観光客の避難体制の強化></p> <p>災害発生時の観光客の安全確保を図るため、危機管理の必要性を県内市町村や観光事業者・団体に普及啓発するセミナーを開催するなど、災害発生時を想定した観光客への適切な対応体制の整備を推進している。</p>	<p>個人観光客が多くを占める現状にあって、災害が発生し帰宅困難となった場合に対応するため、外国人を含む観光客が自力で避難し、情報収集できるような体制を構築し、観光客に安全・安心に滞在してもらえる受入環境を整備する必要がある。</p>
201	<p><観光客等に対する広域避難の強化></p> <p>災害発生時に地域住民や観光客等が安全に避難できる避難所等の確保のため、指定避難所等の指定を進めている。</p>	<p>町内で開催される祭りなどの期間中に、災害が発生し、観光客等が帰宅困難となった場合、町の避難所だけでは十分に対応できないことが想定されるため、周辺市町村へ避難する広域避難などの対応を検討する必要がある。</p>
【支援物資等の供給体制の確保】		
202	<p><非常物資の備蓄></p> <p>災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料を備蓄するよう、啓発している。 また、災害発生時における食料、飲料水、日用品等の物資供給に関する協定を企業等と締結し、災害発生時に事業者等が製造・調達することが可能な物資の提供を受ける流通在庫備蓄を進めている。</p>	<p>引き続き、公的備蓄を進めていくとともに、住民等に家庭内備蓄について啓発する必要がある。また、スーパー、飲料水メーカー等との物資供給に関する協定をさらに推進するなど備蓄の確保を図る必要がある。</p>
203	<p><応急給水資機材の整備></p> <p>災害による断水発生時に、被災者が必要とする最小限の飲料水の確保ができるよう、水道事業者においては応急給水のための体制を整えるとともに、応急給水資機材の整備を図っている。</p>	<p>災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、応急資機材の整備を図る必要がある。</p>
204	<p><災害応援の受入体制の構築></p> <p>災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。</p>	<p>災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることが必要であることから、受入体制を構築することが必要である。また、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認するなど受入体制を強化する必要がある。 特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、配慮する必要がある。</p>
205	<p><救援物資等の受援体制の構築></p> <p>災害発生時、他自治体等からの応急措置等の応援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の相互応援に関する協定、物資等の供給に関する協定を締結している。</p>	<p>協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、国民や企業等からの義援物資等について、具体的な受け入れの運用等が定まっておらず、受援体制を強化させるため、これらを具体化する必要がある。</p>
【情報伝達の強化】		
206	<p><外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化></p> <p>外国人向けにホームページの一部を英語等標記で閲覧できるようにしている。 また、一部の公共施設においてWi-Fiサービスを提供している。</p>	<p>町が管理する施設等のWi-Fi環境を充実させるとともに、観光施設等においてWi-Fiサービスの利用環境が不十分な箇所が見受けられるため、利用範囲の拡大等の取組を促進する必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

祭り期間中の災害発生等により、多数の県外来訪客等が避難できない事態や、避難生活が長期にわたること等により水・食料等の供給が不足する事態を防ぐため、避難場所や支援物資の供給を確保する。
また、外国人観光客等に対する情報提供体制の強化等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	外国人観光客が安心して本県を旅行できるようにするため、受入環境の改善を図るとともに、災害発生時において外国人観光客が自力で情報収集、避難ができる体制を整えるため、事業者や市町村、警察等と連携しながら、事業者の災害発生時対応力の向上を図る。	県 民間事業者	
	災害発生時に町の避難所だけでは十分に対応できない場合も想定し、県と連携を図りながら、周辺市町村へ避難する広域避難等について検討する。	県 町	
○	引き続き、県と連携を図りながら、住民に対して食料を備蓄するよう啓発するとともに、物資供給に関する協定の締結を推進する。 また、住民の3日分の食料備蓄を基本としつつも、これを一層促進する取組や、住民の備蓄を補完する県及び町の備蓄目標、役割分担等、これからの県全体としての災害備蓄の在り方について検討し、推進する。	県 町	
○	災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、必要に応じ、応急給水のための体制の見直し及び応急給水資機材の更新を図る。	県 水道企業団	
○	引き続き、応援機関の受入体制を構築するとともに、環境を整備し、連絡・要請等の実施手順や手続等を確認、訓練・研修等によりその実効性を高める。 また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を構築するため、受援計画やマニュアル等を整備する。	町	受援計画の策定 【R2】 0% → 【R7】 100%
○	物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等について検討のうえ、受援体制を構築する。 また、受け入れた物資等の管理体制並びに運用に関するマニュアル等の整備を推進する。	町	受援計画の策定 【R2】 0% → 【R7】 100%
○	外国人を含む観光客等に対する防災情報提供体制を強化するため、町が管理する施設等のWi-Fi環境を充実させるとともに、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fiサービス利用範囲の拡大を促進する。	県 水道企業団	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）への水・食料等の供給不足

現在の取組・施策		脆弱性評価
207	<p><交通規制等の交通情報提供> ※追補版</p> <p>自動車運転者等に県内の道路の交通規制状況を把握してもらうため、「青森みち情報」HPや道路情報板で通行止めなどの交通情報を提供している。</p>	<p>通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、国民の理解と協力を促していく必要がある。</p>
【帰宅困難者の輸送手段の確保】		
208	<p><バスによる帰宅困難者の輸送></p> <p>災害発生時等の交通手段確保のため、バス事業者と運行状況等に関する情報共有を図っているほか、路線維持を図るため、運行欠損・車両購入に対する補助を行っている。</p>	<p>災害発生時における人員輸送について、バス事業者等との連携体制が構築されていないことから、対応を検討していく必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	引き続き、交通情報を提供するとともに、災害時の自動車による不要不急の外出を控えるよう、県民の理解と協力を促していく。	県	
	引き続き、バス事業者と運行状況等に関する情報共有や、バス路線維持に係る補助を実施するほか、災害発生時における人員輸送について、バス事業者等との連携体制構築に向けて対応を検討していく。	県	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
【病院・福祉施設等の耐震化】		
209	＜病院施設の耐震化＞ 災害発生時の医療機能確保のため、病院施設の耐震化を推進している。	再掲 災害発生時の医療機能確保のため、県と連携し、施設の耐震化並びに老朽化対策を促進する必要がある。
210	＜社会福祉施設等の耐震化＞ 災害発生時に、避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉施設、児童福祉施設等の社会福祉施設等の耐震化を推進している。	再掲 耐震化が図られていない社会福祉施設等について、調査していないことから、施設管理者と連携を図り、耐震化を推進する必要がある。
【災害発生時における医療提供体制の構築】		
211	＜災害時医療の連携体制＞ 災害の発生において、適切な医療行為を確保するため、医師会と医療救護についての協定を締結している。	災害発生時に適切な医療行為が行えるよう、公的医療機関や医師会と連携体制の構築を図っていく必要がある。
212	＜災害医療・救急救護・福祉支援に携わる人材の育成＞ 災害発生時における医療救護活動及び福祉支援活動を行うため、DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、DCAT（災害福祉支援チーム）の育成や訓練の実施、研修会の開催等に取り組んでいる。	再掲 災害発生時に被災地の医療・福祉ニーズに応じた活動が円滑に実施できるよう、高度な知識や専門的な技術を有する人材を育成するための訓練・研修を実施するとともに、チーム数の増加を図る必要がある。
213	＜医療従事者確保に係る連携体制＞ 町内の医師等をもってしても医療等の実施が困難な場合、これに要する人員及び資機材の確保について、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、必要に応じて災害時派遣医療チーム（DMAT）の派遣を含め県へ応援を要請することとしている。	再掲 災害発生時の保健医療活動を総合調整する県や関係機関との連携を強化していく必要がある。
214	＜お薬手帳の利用啓発＞ 災害発生時に医療施設が被災し、患者情報の確認が困難な場合でも、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けられるよう、「お薬手帳」の活用を促進している。	持病者には、災害時に必要な投薬を受けられるよう「お薬手帳」の作成・携行について啓発していく必要がある。
215	＜保健医療の連携体制＞ 災害発生時の保健医療体制について、「自然災害時に備えた保健師活動のガイドライン」に基づき県と連携の強化を図るため、災害活動の体制づくりに取り組んでいる。	災害発生時に県の保健医療活動チーム等と適切な連携による効率的な活動が出来なければ、保健医療ニーズに応じた支援を行えないため、平時から県の開催する研修等へ参加して連携体制の強化を図る必要がある。
216	＜応急手当等の普及啓発＞ 災害発生時に地域の相互扶助による応急手当等を普及啓発するため、消防機関等において救命講習を実施している。	相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等に対応する体制を構築し、医療リソースの需要を軽減させていく必要がある。
217	＜医療機関における水源の確保＞ 災害発生時に人工透析等の医療提供体制を確保するため、医療機関における業務継続計画の策定を進めるなど医療機関の体制の強化を図っている。	人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平時からの地下水活用など水源の多重化や、優先的に水道を復旧させる等の協力体制を構築していく必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

医療施設及び関係者の絶対的不足等による医療機能の麻痺を防ぐため、病院・福祉施設等の耐震化を推進するとともに、医療圏単位での医療連携体制の構築や災害医療派遣等による連携体制の構築等を図る。
また、避難に当たり配慮を要する方々に対する支援体制を構築する。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	引き続き県と連携し、病院施設の耐震化や老朽化対策等を促進する。	県 町	
○	耐震化が図られていない社会福祉施設等を調査し、耐震化が必要な施設へ国の補助金等を周知し、耐震改修や改築の実施を促進する。	県 町 社会福祉法人等	
○	災害発生時に適切な医療行為が行えるよう、防災訓練の実施などにより、公的医療機関や医師会との連携体制を強化していく。	県 町	
○	災害発生時の医療救護活動及び福祉支援活動を行うため、DMAT、DPAT、DCATの育成等を計画的に推進していく。	県	
○	災害発生時の医療提供体制確保のため、県や圏域で行われる会議や図上訓練への参加等により、県や関係機関との連携体制の強化を図る。	町	
	災害発生時においても、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けることができるよう、「お薬手帳」の携行について普及啓発を図る。	県 町 薬剤師会	
	県と連携体制の強化を図るため、研修等への参加を通じて、災害発生時に効率的な活動が出来るように努めていく。	県 町	
	引き続き、応急手当等の普及啓発のため、消防機関等が実施している救命講習への受講を促していく。	県 消防本部	
	人工透析等の医療提供体制を確保するため、医療機関の水源について、地下水活用など水源の多重化について促していく。	県	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

現在の取組・施策		脆弱性評価
218	<p><広域搬送の体制の確保></p> <p>災害発生時に多数の傷病者が発生し、被災地域内での治療が困難な状況に陥った場合に、傷病者を被災地域外の医療施設まで航空機で搬送するため、患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、SUC（航空搬送拠点臨時医療施設）を設置することとして、資機材を整備している。</p>	<p>多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保する必要がある。</p>
【防災ヘリコプターの運航の確保】		
220	<p><防災ヘリコプターの連携体制の確立></p> <p>他都道府県の防災航空隊や防災関係機関と相互の連携・協力関係を確立するため、定期的に訓練を実施している。</p> <p>大規模災害が発生した場合の他都道府県からの広域航空消防応援に係る受入れ体制に係るマニュアルを作成し、体制を整えている。</p>	<p>再掲</p> <p>防災関係機関相互の連携体制を確立するため、引き続き、統一的な航空機の運用調整の下、訓練を実施する必要がある。</p> <p>また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航空隊と大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう、引き続き、関係機関相互の連携・協力体制を確立するため訓練を実施する必要がある。</p>
【要配慮者への支援等】		
221	<p><要配慮者等への支援></p> <p>県は、災害発生時に要配慮者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）に対する支援を行うため、避難所等で福祉・介護の専門的な視点で支援活動を行う災害福祉支援チーム（DCAT）の派遣体制を構築し、また、避難所等における要配慮者支援の重要性について、市町村に対する研修や会議を通じ啓発している。</p> <p>町は、県が進めているDCATの派遣体制整備に向けて、県が開催する研修会や会議に参加している</p>	<p>県は、避難所での福祉ニーズの把握や生活環境に配慮した対応等ができるようDCATチーム員を養成するとともに、県外から派遣があった場合の受入体制を整備する必要がある。</p> <p>町は、県のDCAT派遣体制整備に向けて、引き続き、県が開催する研修や会議に参加するとともに、県の取組に協力していく必要がある。</p>
222	<p><男女のニーズの違いに配慮した支援></p> <p>男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制を構築するため、誰もが安心して過ごすことのできる避難所づくりのための研修会に参加し、男女のニーズの違いに配慮した避難所運営に努めている。</p>	<p>避難所等では、生活環境が変化し、性別により役割分担がなされる傾向にあるなど、様々な不安や悩みを抱えることが考えられることから、引き続き、男女のニーズを的確に把握し、それぞれに配慮した支援を行う必要がある。</p>
223	<p><心のケア体制の確保></p> <p>心の健康づくりを推進するため、こころの病気とその対応についての普及啓発や支援者の育成、子どもらへのストレス対処方法等の情報提供、相談窓口の周知を行っている。</p>	<p>被災時は、平常時より強いストレスにさらされることから、誰でも心身へ及ぼす悪影響を考慮する必要がある。災害時のストレスに対応する方法も含めた心の健康づくりを推進していく必要がある。</p>
224	<p><児童生徒の心のサポート></p> <p>被災による急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害等の発症が心配される児童生徒等の心のケアを行うため、県のスクールカウンセラーの派遣等を行っている。</p>	<p>スクールカウンセラーの確保が課題となっていることから、災害発生時の迅速な対応や複数の学校への派遣など、児童生徒等の心のサポート体制を確保するため、計画的な拡充を進める必要がある。</p>
225	<p><外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化></p> <p>外国人向けにホームページの一部を英語等標記で閲覧できるようにしている。</p> <p>また、一部の公共施設においてWi-Fiサービスを提供している。</p>	<p>再掲</p> <p>町が管理する施設等のWi-Fi環境を充実させるとともに、観光施設等においてWi-Fiサービスの利用環境が不十分な箇所が見受けられるため、利用範囲の拡大等の取組を促進する必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	広域医療搬送を円滑に実施するため、引き続き、広域医療搬送の体制を構築するとともに、広域医療搬送を想定した訓練等を実施する。	県	
○	ヘリコプター又は固定翼機を保有する防災関係機関相互の連携体制を確立するため、県総合防災訓練や合同指揮本部図上訓練等において、統一的な航空機の運用調整の下、訓練を実施する。 また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航空隊と大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう、関係機関相互の連携・協力体制を確立するため訓練を実施する。	県	
○	県は、災害発生時における要配慮者の支援体制の整備に向けて、災害福祉支援チーム(DCAT)の養成研修を実施するとともに、県外からの支援受入体制について検討する。 町は、県のDCAT派遣体制整備に向けて、引き続き、県が開催する研修や会議に参加するとともに、県の取組に協力する。	県 町	
	男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制をつくっていくため、男女のニーズの違いに配慮した避難所運営マニュアルを策定し、避難所運営訓練等を実施していく。	県 町	
	災害時の対応を含めた心の健康づくりを推進するため、こころの病気とその対応についての普及啓発、ストレス対処方法等の情報提供、相談窓口の周知等を図る。 また、災害発生時には、DPAT(災害派遣精神医療チーム)との役割分担を踏まえた心のケア実施の支援体制が必要となることから、役割分担を踏まえた連携体制を構築する。	県 町	避難所運営マニュアルの策定 【R2】 【R7】 0% → 100%
	被災児童生徒等に対する心のサポートについて、災害発生時における迅速な対応が可能となるよう、引き続き、児童生徒等の心をケアする体制整備を図る。	県 町	小中学校へのスクールカウンセラー派遣率 【R2】 100%
○	外国人を含む観光客等に対する防災情報提供体制を強化するため、町が管理する施設等のWi-Fi環境を充実させるとともに、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fiサービス利用範囲の拡大を促進する。	県 町 民間事業者	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

現在の取組・施策		脆弱性評価
226	<p><動物救護対策></p> <p>現時点では取組なし</p>	<p>ペットの飼養に関する正しい知識やペットのしつけが十分でない場合、災害時のペットとの同行避難や避難所での適切な飼養が難しくなることがあるため、ペットの災害対策の意義や平時から行う対策、災害時の行動等について、普及啓発を図る必要がある。</p>
【道路施設の防災対策】		
227	<p><緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	<p>依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。</p>
228	<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	<p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p>
229	<p><市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。</p>	<p>整備後、相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。</p>
230	<p><道路における障害物の除去></p> <p>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。</p>	<p>地震や津波、風水害により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。</p>
231	<p><避難所外避難者の対策></p> <p>災害発生時に被災者の健康管理を行うため、「自然災害時に備えた保健師活動のガイドライン」に基づいた支援活動を行うための取組みを、検討している</p>	<p>車中など避難所以外への避難者の把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係部署間の連携構築を推進する必要がある。 また、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成の事前準備を促進する必要がある。</p>
232	<p><長期間にわたる避難生活対策></p> <p>災害発生時に被災者の健康管理を行うため、「自然災害時に備えた保健師活動のガイドライン」に基づいた支援活動の取組みについて検討している</p>	<p>主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉塞症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、関係機関と連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	災害時におけるペットの同行避難や避難所での適切な飼養についてマニュアル等を策定する。 また、平時の備え等について普及啓発を図るため、広報誌やホームページへの掲載等により周知する。	県 町	避難所運営マニュアルの策定 【R2】 【R7】 0% → 100%
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町	
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検や維持補修等を実施する。	県 町	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県	
	県と連携体制の強化を図るため、研修等への参加を通じて、災害発生時に効率的な活動が出来るように努めていく。 また、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成の事前準備を進めていく。	県 町	
	災害発生時の中長期的なケア・健康管理を含めた災害時の保健医療活動を実施する体制の強化を図るため、研修等へ参加していく。	県 町	

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること

リスクシナリオ 2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

現在の取組・施策		脆弱性評価
【感染症対策】		
233	<p>＜避難所における衛生環境の維持＞</p> <p>避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するためには、水、食料、トイレ、暖房等が必要であることから、町では、避難所運営に必要な資機材の備蓄を進めている。</p> <p>また、資機材が不足した場合に備え、市町村相互応援協定を締結しているほか、民間事業者等との協定による流通備蓄を進めている。</p>	<p>避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するため、水、食料、トイレ、暖房等の物資等について、公的備蓄を進めていくとともに、スーパー、メーカー、リース会社等と協力・連携する体制を構築する必要がある。</p>
234	<p>＜感染症への意識向上及び対応策の整備＞</p> <p>災害発生時に感染症が発生した際、迅速な対応ができるよう、平時から対応マニュアルを策定するとともに、関係職員が円滑に対応できるよう各種研修等に参加し、感染症への意識向上及び対応策の整備を図っている。</p>	<p>災害発生時における避難所等での感染症対策については、感染拡大防止を図り避難所運営を行わなければならない。そのため、各種研修会へ参加や訓練を実施する必要がある。</p> <p>また、住民も感染症に関する知識や感染防止の意識向上が必要であり、そのための啓発を行う必要がある。</p>
235	<p>＜予防接種の促進＞</p> <p>災害発生時における感染症の発生やまん延を防止するため、平時から予防接種を受けるよう、普及啓発を行っている。</p>	<p>接種率の低い予防接種は、災害発生時に感染症の発生やまん延が起こる可能性が高いことから、平時から予防接種の必要性について普及啓発を図るとともに、未接種者に対する接種勧奨を行う必要がある。</p>
【下水道施設の機能確保】		
236	<p>＜下水道施設の耐震化・老朽化対策＞</p> <p>災害発生時においても公衆衛生を確保するために、下水道施設のストックマネジメント事業計画及び実施計画に基づき、令和元年度から老朽化対策事業を実施している。</p> <p>管路施設については、腐敗の恐れがある箇所調査を行い、5年に1回の頻度で保守点検している。</p>	<p>供用開始が古い処理場・ポンプ場について、機械・電気設備が耐用年数を超えるものが多くなってきたことから、今後の運転管理の不安や処理機能の低下のリスクを抱えている。</p>
237	<p>＜農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策＞</p> <p>災害発生時においても公衆衛生を確保するため、農業集落排水施設の最適整備構想に基づき、老朽化対策を実施している。</p> <p>管路施設については、供用開始の古い地区は毎年約1kmの管渠清掃を行うとともに、管渠内部の点検を行い、維持補修を実施している。</p>	<p>供用開始が古い処理場・ポンプ場について、機械・電気設備が耐用年数を超えるものが多くなってきたことから、今後の運転管理の不安や処理機能の低下のリスクを抱えている。</p>
238	<p>＜下水道事業の業務継続計画の策定＞</p> <p>下水道施設が重要なライフラインであることから、災害時においても機能の維持又は速やかな復旧を行うため、業務継続計画を策定している。</p>	<p>毎年のように各地で激甚災害による被害が発生していることから、災害事例を研究し、災害時の対応設備の確保を図るとともに、業務継続計画を見直す必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

被災地における疫病・感染症等の大規模発生を防ぐため、避難所における良好な生活環境の確保や平時における予防接種等を推進するとともに、下水道施設の機能確保を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害発生時において、避難所における衛生的で良好な生活環境が確保できるよう、災害時の物資の調達に関する協定の締結を推進するとともに、受援体制の強化を図る。 また、県備蓄指針及び備蓄計画を踏まえ、公的備蓄を推進する。	県 町	
	国等で作成した「避難所における感染症対策マニュアル」等を参考に、避難所運営マニュアルを策定する。 また、住民に対し感染症に関する知識や感染防止の意識向上の啓発を行う。	県 町	
	予防接種の必要性について普及啓発を図るとともに、接種率が低い予防接種については、未接種者の個別接種勧奨を行う。	県 町	麻疹・風疹予防接種率 95%以上
	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ストックマネジメント計画に基づく老朽化した下水道施設の改築・更新を図っていく。 管路施設についても、引き続き定期的に点検を行い、点検結果を踏まえて改築・更新計画を策定する。	町	
	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、施設の長寿命化計画である最適整備構想を策定しており、今後も最適整備構想に基づき計画的に施設の改築・更新を行う。 また、施設の状況等（施設の急速な劣化による機能の低下など）により計画に問題が生じた場合は、最適整備構想の見直しを行う。	町	
	毎年のように各地で発生する災害を教訓に、国等から示される対応策等を踏まえ、適宜、業務継続計画を見直していく。	町	

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること

リスクシナリオ 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
【災害対応庁舎等における機能の確保】		
239	<p><公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策></p> <p>町が管理する公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、公共施設マネジメントの推進に係る基本方針（東北町公共施設等総合管理計画）に基づき、施設の更新・統廃合や耐震化・長寿命化などの取組を進めている。</p>	再掲
240	<p><県・市町村庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策></p> <p>災害発生時に防災拠点となる庁舎及び消防署等の耐震化を進めている。</p>	再掲
242	<p><代替庁舎の確保></p> <p>災害発生時に災害対策本部を設置することとなる役場本庁舎について、大規模災害等により庁舎が使用不能となる不測の事態を想定し、東北町業務継続計画（BCP）において代替施設を確保している。</p>	
243	<p><行政施設の非常用電源の整備></p> <p>役場本庁舎及び分庁舎や各行政施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。</p>	
【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】		
245	<p><県・市町村・防災関係機関における情報伝達></p> <p>災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、町、防災関係機関間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。 また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。</p>	再掲
246	<p><行政情報通信基盤の耐災害性の強化></p> <p>行政情報通信基盤の耐災害性を強化するため通信回線をメイン回線・サブ回線を異なるキャリアで構成し冗長化を図っている。 また、サーバ類が集積されている重要機能室周辺についても、耐震補強工事にて耐震性の強化を図っている。</p>	
247	<p><行政情報の災害対策></p> <p>災害発生等による行政データの毀損等を防止するため、バックアップデータを分散保管している。 また、サーバ類は地上高が高い場所へ設置され浸水対策を図り、UPSによって停電によるデータ破損が起きる可能性を低減する対策を図っている。</p>	

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下を防ぐため、庁舎等の耐震化・老朽化対策や情報通信基盤の耐災害性の強化を推進するとともに、業務継続計画の策定や応援・受援体制の構築等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進するため、個別施設計画の策定を進めるとともに、研修会を開催し、施設を管理する職員の意識醸成と知識習得を図る。 さらに、公共施設の効率的な維持管理や更新等に係る情報の共有と、課題の調整を図りながら、更新、統廃合及び長寿命化等の取組を推進する。</p>	町	<p>町管理橋梁88橋のうち老朽化対策を実施する数</p> <p>【H28】 【R3】 0橋 → 7橋 (予定)</p>
○	<p>庁舎の災害対策本部機能を確保するため、引き続き東北町公共施設等総合管理計画に基づき、定期的な点検や適切な修繕等を実施していく。</p>	町	
○	<p>引き続き、代替施設の確保を推進するとともに、代替施設の機能強化を図る。</p>	町	
○	<p>非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的な点検等を行っていく。</p>	町	
○	<p>災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、町、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。</p>	県 町	<p>訓練の実施回数</p> <p>非常通信訓練2回 (東北地方1回、全国1回) Lアラート操作訓練 (毎月1回)</p>
○	<p>災害・事故等発生時の業務継続確保を図るため、引き続き行政情報システム機器等の適切な維持管理等を実施する。</p>	町	
	<p>大規模災害時における行政データ保全のため、情報システムのクラウド化について検討する。</p>	町	

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること

リスクシナリオ 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

現在の取組・施策		脆弱性評価
【行政機関の業務継続計画の策定】		
248	<p><県及び市町村の業務継続計画の策定></p> <p>災害発生時に利用できる人、物、情報等に制約がある状況において、優先的に実施すべき業務を特定し、業務の執行体制や対応手順、業務継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めた「東北町業務継続計画（BCP）」を策定している。</p>	<p>業務継続計画の内容を職員に周知徹底し、災害発生時に優先的に実施すべき業務が迅速に実施できる体制を構築しておく必要がある。</p>
【災害対策本部等機能の強化】		
249	<p><災害対策本部機能の強化></p> <p>大規模災害発生時において応急措置を円滑かつ的確に講じるために設置する災害対策本部について、県や防災関係機関等と連携・協力体制を構築している。 また、災害対策本部の効率的な運用を図るため、定期的に図上訓練を実施している。</p>	<p>再掲</p> <p>災害対策本部は、災害に関する迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関との連絡調整等の災害発生時の応急対策において重要な役割を果たすことから、その体制や統制機能等について検証し、災害対策本部機能の強化・充実を図る必要がある。</p>
【受援・連携体制の構築】		
251	<p><県内市町村の広域連携体制の構築></p> <p>災害発生時に被災市町村が十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、円滑な応援活動を実施するため、県内全市町村による「大規模災害発生時の青森県市町村相互応援に関する協定」を締結している。</p>	<p>青森県においては、市町村相互応援協定に基づく相互応援を実施したことがないため、相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続き等を定期的に確認していくとともに、県及び県内市町村との連携体制を強化していく必要がある。</p>
252	<p><災害応援の受入体制の構築></p> <p>災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。</p>	<p>再掲</p> <p>災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることが必要であることから、受入体制を構築することが必要である。また、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認するなど受入体制を強化する必要がある。 特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、配慮する必要がある。</p>
【被災地の社会秩序の維持】		
253	<p><被災地の社会秩序の維持></p> <p>大規模災害発生時における災害警備活動を迅速・的確に実施するため、災害警備計画を策定し、毎年度、同計画に基づき救出救助部隊のほか治安対策、交通対策等の各部隊を編成し、被災地の社会秩序の維持を図ることとしている。</p>	<p>大規模災害発生時における災害警備活動を迅速・的確に実施するため、引き続き、災害警備計画を策定し、同計画に基づき、救出救助部隊のほか治安対策、交通対策の各部隊を編成し被災地の社会秩序を維持する必要がある。</p>
【防災訓練の推進】		
255	<p><総合防災訓練の実施></p> <p>大規模災害発生時の応急態勢の充実を図るため、防災関係機関の連携強化に向けて、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関が一同に会した防災訓練を実施している。</p>	<p>再掲</p> <p>近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制の更なる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。</p>
256	<p><図上訓練の実施></p> <p>災害対策本部の運営、防災関係機関との連携強化や各種防災システムの機器操作の習熟を図るため、国・県の防災訓練を視察している。 今後は図上訓練を定期的実施する予定である。</p>	<p>再掲</p> <p>職員のスキルの維持、向上を図るとともに、防災関係機関との連携体制を構築するため、図上訓練を実施する必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害発生時に優先的に実施すべき業務が迅速かつ確実に実施できるよう、庁内各課における業務継続の体制やマニュアル等の作成を進めていく。	町	
○	災害発生時に効率的な本部運営を行うため、災害対策本部の体制、機能、配置等を検証し、在り方を検討のうえ、災害対策本部の強化・充実を図る。 また、災害対策本部の効率的な運用を図るため、引き続き定期的に訓練を実施する。	町	
○	県内40市町村に青森県を加えた41自治体で新たに締結した「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づく迅速かつ円滑な相互応援を行うため、相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続等が記載されている「青森県市町村相互応援協定運用マニュアル」を定期的に確認するとともに、県及び県内市町村との連携体制を強化する。	町	
○	引き続き、応援機関の受入体制を構築するとともに、環境を整備し、連絡・要請等の実施手順や手続等を確認、訓練・研修等によりその実効性を高める。 また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を構築するため、受援計画やマニュアル等を整備する。	町	受援計画の策定 【R2】 【R7】 0% → 100%
	大規模災害発生時における災害警備活動を迅速・的確に実施するため、引き続き、災害警備計画を策定し、同計画に基づき、救出救助部隊のほか治安対策、交通対策の各部隊を編成し被災地の社会秩序の維持を図る。	県	
○	大規模災害発生時の応急体制の更なる充実に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、防災関係機関の連携強化を図り、消防・警察・自衛隊等の関係機関並びに地域住民の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。	町 防災関係機関	
○	災害発生時に迅速に災害対策本部を設置・運営できるよう、また、防災関係機関と連携し適切な応急対策が実施できるよう、定期的に図上訓練を実施する。	町 防災関係機関	

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること

リスクシナリオ 3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

現在の取組・施策		脆弱性評価
【災害に備えた道路交通環境の整備】		
257	<p><災害発生時の交通整理体制の構築></p> <p>災害発生時の信号機滅灯交差点における的確な交通規制を行うため、対策必要箇所に対応させた災害交通対策計画を策定して体制の確保を図っている。</p>	<p>災害発生時の信号機全面停止による重大事故を回避するため、引き続き、社会情勢の変化等に応じて災害交通対策計画を修正し、交通整理体制の構築を図る必要がある。</p>
258	<p><信号機の非常用電源対策></p> <p>停電に対する信号機の電源確保のため、信号機電源付加装置の設置を推進している。</p>	<p>災害発生時における停電による信号機の停止が原因で発生する重大事故を回避するため、引き続き、信号機電源付加装置や太陽光電源装置の整備を進める必要がある。</p>
259	<p><信号機の老朽化対策></p> <p>信号機の機能維持・確保を図るため、中・長期計画を策定し、これに基づき危機更新等の老朽化対策を実施している。</p>	<p>信号機の設置数は 2,592基にのぼり、老朽化対策の未実施箇所が残っていることから、計画的に解消を図っていく必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

信号機の全面停止等による重大交通事故の多発を防ぐため、信号機の電源対策や交通整理人員の確保等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>災害発生時の的確な交通規制の確保に向けて、必要に応じて災害交通対策計画を見直し、信号機電源付加装置の整備や、可搬式発電機の整備を図るとともに、協定に基づく民間警備員の派遣等により交通整理人員を確保する。</p>	警察本部	
	<p>信号機が停電により機能不全となった場合、重大な交通災害が発生するおそれがあることから、その機能を復活させるため、信号機電源付加装置の整備や、可搬式発電機の整備を図る。</p>	警察本部	
	<p>災害発生時においても信号機の機能が適切に維持・確保されるよう、老朽化対策の一層の推進に向けて、既設信号機の必要性等を検証のうえ総量の適正化を図りながら、計画的に機器等の更新設備を実施する。</p>	警察本部	

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること

リスクシナリオ 3-3 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
【情報通信基盤の耐災害性の強化】		
260	<p>＜電気通信事業者・放送事業者の災害対策＞</p> <p>電気通信事業者や放送事業者においては、災害発生時の通信・放送機能を確保するため、施設・設備の耐災害性の強化など各種の災害予防措置を講じている。</p> <p>また、町の共同受信施設、自主放送設備についても、各種の災害予防措置を講じている。</p>	<p>災害発生時において通信・放送機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある</p>
261	<p>＜県・市町村・防災関係機関における情報伝達＞</p> <p>災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、町、防災関係機関の間の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）」を県が整備し、関係機関との情報通信に活用している。</p> <p>また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築している。</p>	<p>再掲</p> <p>県、町、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。</p> <p>また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。</p>
262	<p>＜無線通信の多重化＞</p> <p>主要な無線中継所は、警察独自のマイクロ多重回線（2ルートによる冗長化）で接続した災害に強いシステムとなっている。</p>	<p>民間通信事業者の回線が停止した場合でも情報の収集や提供が可能となるよう、警察の無線通信（幹線）は、独自のマイクロ回線で接続されているが、一部の無線中継所は民間通信事業者の専用回線による接続となっていることから、民間通信事業と連携して、耐災害性を強化する必要がある。</p>
263	<p>＜総合防災訓練の実施＞</p> <p>大規模災害発生時の応急態勢の充実を図るため、防災関係機関の連携強化に向けて、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関が一同に会した防災訓練を実施している。</p>	<p>再掲</p> <p>近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制の更なる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。</p>
【電力の供給停止対策】		
264	<p>＜エネルギー供給事業者の災害対策＞</p> <p>電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。</p> <p>また、大規模災害時に電力施設に被害が生じた場合、迅速かつ円滑な復旧を図るため、町と電力事業者で協定を締結し、連携協力体制を構築している。</p>	<p>災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。</p>
265	<p>＜行政施設の非常用電源の整備＞</p> <p>役場本庁舎及び分庁舎や各行政施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。</p>	<p>再掲</p> <p>災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止を防ぐため、行政情報通信基盤の耐災害性の強化や非常用電源の整備等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	災害発生時における通信・放送機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき通信網の多重化、予備電源の確保、防災資器材の整備など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気通信事業者・放送事業者との連携を強化していく。	県 町 民間事業者	
○	災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、町、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	県 町	訓練の実施回数 非常通信訓練 2 回 (東北地方 1 回、全国 1 回) アラート操作訓練 (毎月 1 回)
	民間通信事業者の回線が長時間使用できなくなり、無線システムに障害が生じた場合は、代替回線構築により無線システムを復旧させる等、引き続き、災害対処能力の向上を図る。	警察本部	
○	大規模災害発生時の応急体制の更なる充実に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、防災関係機関の連携強化を図り、消防・警察・自衛隊等の関係機関並びに地域住民の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。	町 防災関係機関	
	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	県 町 民間事業者	
○	非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的な点検等を行っていく。	町	

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

現在の取組・施策		脆弱性評価
【情報通信基盤の耐災害性の強化】		
267	<p><企業の業務継続計画作成の促進></p> <p>災害発生時における中小企業者等の経済活動の停滞を回避するため、県が作成した「青森県版BCP策定マニュアル」について、中小企業者等へ情報提供を行い業務継続計画（BCP）の策定を促進している</p>	<p>経済活動が停滞することがないように、中小企業等の業務継続計画（BCP）の策定を促進しているが、策定していない企業に対し、引き続き、商工関係団体等と連携し、業務継続計画（BCP）の必要性について普及啓発していく必要がある。</p>
【農林水産物の移出・流通対策】		
268	<p><農林水産物の移出・流通対策></p> <p>災害発生時においても、農林水産物の集出荷体制を確保するため、農林水産業施設の整備や、県内外の物流・販売関係者と信頼関係の構築を図っている。</p>	<p>災害発生時に物流機能が寸断され、農林水産物の出荷ができなくなることを防ぐため、引き続き、農林水産業施設の整備を進めていくとともに、リスク分散の観点から、さまざまな物流・販売関係者との信頼関係を日頃から構築しておく必要がある。</p>
【物流機能の維持・確保】		
269	<p><災害発生時の物流機能の確保></p> <p>災害発生時における救援物資等の輸送、受入れ、仕分け、保管等の物流機能確保のため、関係団体との協定を締結している。</p>	<p>災害発生時の物流に関する手順等が定められておらず、災害発生時の物流機能が円滑に行われないう可能性があるため、関係団体との連携協力体制を強化する必要がある。</p>
270	<p><輸送ルートの代替性の確保></p> <p>災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、航路運行事業者・航空会社等と情報共有を図るほか、離島航路について、地元市村が行う航路運航事業者の欠損に対する支援に対し、補助を行っている。</p>	<p>災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、引き続き、航路運航事業者及び航空会社等と情報共有を図る必要がある。</p>
【被災企業の金融支援】		
271	<p><被災企業への金融支援等></p> <p>県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金災害枠」について、罹災中小企業の負担を軽減し、早期再建を支援するため、信用保証料の補給を行っている。</p>	<p>罹災した企業が早期に事業を再開できるよう、県の災害融資制度と連携を図る必要がある。また、政府系金融機関等からの借入れに必要な罹災証明書を迅速に発行できる体制を整備する必要がある。</p>
【人材育成を通じた産業の体質強化】		
272	<p><人材育成を通じた産業の体質強化></p> <p>災害発生により被災した場合でも、早期に回復できる産業の体質強化のため、生産・製造技術やものづくり先進技術等の習得をテーマに経営者層や管理者に対し実践的な研修等を行い、経営基盤の維持・向上を図っている。</p>	<p>迅速な経済活動の再開のためには、リーダーシップを発揮する人材が不可欠であることから、引き続き企業の人材育成を強化する必要がある。</p>
【道路施設の防災対策】		
273	<p><緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	<p>依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞を防ぐため、企業等における業務継続体制を強化するとともに、物流機能の維持・確保等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	県及び商工関係団体等と連携し、業務継続計画（BCP）の必要性について普及啓発を図る。 また、策定した業務継続計画（BCP）に基づき、耐震化や電力確保対策等防災のための施設整備を行う場合に必要な資金の低利融資制度（BCP融資）についても併せて周知する。	県 町 民間事業者	
	農林水産物の集出荷体制を確保するため、計画的に農林水産業施設の整備を進めるとともに、県内外の様々な物流・販売関係者との強固な信頼関係の構築を図る。	県	
	災害発生時において協定に基づく物流機能の確保対策が円滑に実行されるよう、関係団体との連携を図りながら、課題を整理の上、手順の策定や訓練等を実施する。	町	
	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう航路運航事業者及び航空会社等と一層の情報共有を図っていく。	県	
	罹災した企業が早急に事業を再開できるよう、県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金災害枠」と連携するとともに、罹災証明書を迅速に発行するための初動体制を整備する。	県 町	
	迅速な経済活動の再開に必要なリーダーシップを発揮する人材の育成を図るため、経営者層や管理者に対しものづくり経営者育成実践研修を実施する。	県	
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町	

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

現在の取組・施策		脆弱性評価
274	<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	再掲
275	<p><市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。</p>	再掲
276	<p><道路における障害物の除去></p> <p>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。</p>	再掲
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】		
277	<p><鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備></p> <p>災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、JR及び民営鉄道事業者と情報共有を図るとともに、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等に対し、補助を行っている。</p>	再掲
278	<p><青い森鉄道の耐災害性の確保・体制の整備></p> <p>県が所有する青い森鉄道線の鉄道施設について、鉄道輸送の安全を確保するため、安全管理規程により、事業の運営の方針や管理の体制、方法などを定めている。</p>	再掲
【空港の防災対策】		
280	<p><空港の業務継続体制の維持・確保等></p> <p>自然災害等の発生時に、速やかに空港の運用を再開するため、空港運営に携わるエアラインやターミナルビル管理者等関係者の役割を明確化し、復旧体制等を取り決め、共有している。 空路による輸送を確保するため、回転翼機等の空港利用に関する運用体制を取り決めている。</p>	再掲

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町	
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検や維持補修等を実施する。	県 町	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県	
	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう、JR及び民営鉄道事業者と一層の情報共有を図るとともに、引き続き、国の補助制度等を活用し民営鉄道事業者が行う施設の安全対策等の取組を促進していく。	県 鉄道事業者	
○	平時における大量の貨物輸送に対応した鉄道施設の耐震化等について、輸送事業者の適切な負担の下に、計画的に対策を実施する。	県	
○	大規模災害発生時に想定される被災箇所について、国等関係機関と協議し、点検や補修方法等を検討する。 また、継続した運用体制を確保するため、空港管理事務所職員の飲料や食料等の備蓄を進める。	国 県 民間事業者	

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

現在の取組・施策		脆弱性評価
【エネルギー供給体制の強化】		
281	<p>＜エネルギー供給事業者の災害対策＞</p> <p>電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。</p> <p>また、大規模災害時に電力施設に被害が生じた場合、迅速かつ円滑な復旧を図るため、町と電力事業者で協定を締結し、連携協力体制を構築している。</p>	<p>再掲</p> <p>災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。</p>
282	<p>＜石油元売会社からの供給確保＞</p> <p>大規模災害発生時の病院等重要施設への石油燃料供給対策として、通常の流通経路によらない臨時的、緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、石油元売会社で構成する石油連盟との供給体制を整備している。</p>	<p>災害発生時には石油元売り会社の大型タンクローリーが直接重要施設に供給することから、重要施設の設備等の情報を正確に共有しておく必要がある。</p>
283	<p>＜石油燃料供給の確保＞</p> <p>青森県石油商業組合上北支部東北ブロックとの間に「災害時における石油類の優先供給に関する協定」を締結し、災害時に備えた石油燃料の備蓄と、町の要請による優先供給を図っている。</p> <p>また、県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結している災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に基づき、業務継続が求められる医療機関、避難所等重要施設、緊急車両について県との情報共有を行うとともに、毎年度、当該情報を更新している。</p>	<p>再掲</p> <p>災害発生時においては青森県石油商業組合等関係機関との協定が有効に機能することが必要であることから、引き続き、供給先の情報更新や防災訓練の実施などにより連携体制を維持・強化する必要がある。</p>
【石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実】		
284	<p>＜石油コンビナート等防災計画に基づく特別防災区域の防災対策＞</p> <p>石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の防止を図るため、青森県石油コンビナート等防災計画に基づき、県及び関係機関と連携し、防災訓練の実施等、防災対策を実施している。</p>	<p>再掲</p> <p>石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の防止を図るため、県及び関係機関と連携し、防災訓練の実施等、防災対策を実施する必要がある。</p>
【企業における業務継続体制の強化】		
285	<p>＜企業の業務継続計画作成の促進＞</p> <p>災害発生時における中小企業者等の経済活動の停滞を回避するため、県が作成した「青森県版BCP策定マニュアル」について、中小企業者等へ情報提供を行い業務継続計画（BCP）の策定を促進している。</p>	<p>再掲</p> <p>経済活動が停滞することがないよう、中小企業等の業務継続計画（BCP）の策定を促進しているが、策定していない企業に対し、引き続き、商工関係団体等と連携し、業務継続計画（BCP）の必要性について普及啓発していく必要がある。</p>
【道路施設の防災対策】		
286	<p>＜緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策＞</p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	<p>再掲</p> <p>依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策や石油製品の安定供給体制の構築を推進するとともに、企業における業務継続体制の強化等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。	県 町 民間事業者	
○	大規模災害発生時に円滑に必要な施設等に石油燃料が供給されるよう、定期的に石油連盟と情報交換等を実施する。 また、重要施設の設備等の調査を実施し、正確な情報を県と共有する。	県 町	
○	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が供給されるよう、関係機関の情報を更新するとともに定期的に訓練を実施する。	県 町	
	石油コンビナート等特別防災区域の災害防止対策を適切に行うため、引き続き、県及び関係機関と連携し、防災訓練の実施等、防災対策を実施する。	県 町 事業者	
○	県及び商工関係団体等と連携し、業務継続計画（BCP）の必要性について普及啓発を図る。 また、策定した業務継続計画（BCP）に基づき、耐震化や電力確保対策等防災のための施設整備を行う場合に必要資金の低利融資制度（BCP融資）についても併せて周知する。	県 町 民間事業者	
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町	

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

現在の取組・施策		脆弱性評価
287	<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	再掲
288	<p><市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。</p>	再掲
289	<p><道路における障害物の除去></p> <p>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。</p>	再掲

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町	
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検や維持補修等を実施する。	県 町	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県	

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-3 石油コンビナート等の損壊、火災、爆発等

現在の取組・施策		脆弱性評価
【石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実】		
290	<p>＜石油コンビナート等防災計画に基づく特別防災区域の防災対策＞</p> <p>石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の防止を図るため、青森県石油コンビナート等防災計画に基づき、県及び関係機関と連携し、防災訓練の実施等、防災対策を実施している。</p>	<p>再掲</p> <p>石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の防止を図るため、県及び関係機関と連携し、防災訓練の実施等、防災対策を実施する必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】			
石油コンビナート等の損壊、火災、爆発等を防ぐため、石油コンビナート等防災計画に基づく特別防災区域の防災対策を推進する。			
重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	石油コンビナート等特別防災区域の災害防止対策を適切に行うため、引き続き、県及び関係機関と連携し、防災訓練の実施等、防災対策を実施する。	県 町 事業者	

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-4 基幹的交通ネットワーク（陸上・海上・航空）の機能停止

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
【道路施設の防災対策】		
291	<p><緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	再掲
292	<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	再掲
293	<p><市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。</p>	再掲
294	<p><幹線街路の整備></p> <p>市街地における災害発生時の避難路の確保や延焼を防止するため、国・県と連携して幹線街路の整備を推進している。</p>	再掲
295	<p><道路における障害物の除去></p> <p>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。</p>	再掲
【基幹的道路交通ネットワークの形成】		
296	<p><基幹的道路交通ネットワークの形成></p> <p>被災地への速やかなアクセスや多様なルートを確認するため、高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を推進している。</p>	
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】		
297	<p><鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備></p> <p>災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、JR及び民営鉄道事業者と情報共有を図るとともに、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等に対し、補助を行っている。</p>	再掲
298	<p><青い森鉄道の耐災害性の確保・体制の整備></p> <p>県が所有する青い森鉄道線の鉄道施設について、鉄道輸送の安全を確保するため、安全管理規程により、事業の運営の方針や管理の体制、方法などを定めている。</p>	再掲

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

基幹的交通ネットワークの機能停止を防ぐため、道路、鉄道、港湾・漁港、空港施設の防災対策の強化を図るとともに、高規格幹線道路等の整備を推進する。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町	
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検や維持補修等を実施する。	県 町	
○	市街地において、災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、都市計画マスタープランの見直しを行うとともに、国・県と連携を図りながら、国の交付金等を活用し、幹線街路の整備を実施する。	国 県 町	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県	
○	被災地への確実かつ速やかなアクセスや多様なルートを確保するため、高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を実施する。	国 県	
	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう、JR及び民営鉄道事業者と一層の情報共有を図るとともに、引き続き、国の補助制度等を活用し民営鉄道事業者が行う施設の安全対策等の取組を促進していく。	県 鉄道事業者	
○	平時における大量の貨物輸送に対応した鉄道施設の耐震化等について、輸送事業者の適切な負担の下に、計画的に対策を実施する。	県	

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-4 基幹的交通ネットワーク（陸上・海上・航空）の機能停止

現在の取組・施策			脆弱性評価
【空港の防災対策】			
301	<p><空港の業務継続体制の維持・確保等></p> <p>自然災害等の発生時に、速やかに空港の運用を再開するため、空港運営に携わるエアラインやターミナルビル管理者等関係者の役割を明確化し、復旧体制等を取り決め、共有している。 空路による輸送を確保するため、回転翼機等の空港利用に関する運用体制を取り決めている。</p>	再掲	<p>大規模災害が発生した場合でも速やかに空港が運用再開できるよう、空港施設の点検や補修方法などをあらかじめ定めておく必要がある。</p> <p>また、大規模災害発生時には空港内での滞留が長引く場合、飲料や食料等のストック不足が懸念されることから、予め備蓄する必要がある。</p> <p>空港利用に係る取り決めについては、実効性を検証していく必要がある。</p>
302	<p><空港施設の機能維持・老朽化対策></p> <p>災害発生時における航空ネットワークの維持・確保のため、空港施設の計画的で効率的な維持管理及び施設更新を進めている。</p>		<p>空港施設の老朽化対策として維持管理・更新計画は既に策定済みであり、引き続き計画的で効率的な維持管理を推進する必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	大規模災害発生時に想定される被災箇所について、国等関係機関と協議し、点検や補修方法等を検討する。 また、継続した運用体制を確保するため、空港管理事務所職員の飲料や食料等の備蓄を進める。	国 県 民間事業者	
○	災害発生時における航空ネットワークの維持・確保のため、引き続き維持管理及び施設更新を計画的に進める。	県	

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 4-5 食料等の安定供給の停滞

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
【被災農林漁業者の金融支援】		
303	<p>＜被災農林漁業者への金融支援＞</p> <p>災害により被害を受けた農林漁業者の事業再開のため、利用可能な制度資金に関する情報を提供している。</p>	被災農林漁業者が速やかに事業再開できるよう、適切な融資制度の選択に係る情報提供や融資手続きの迅速化を図る必要がある。
【食料流通機能の維持・確保】		
304	<p>＜食料市場の早期復旧体制の構築＞</p> <p>生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図るため、市場関係者に対する助言・指導を行っている。</p>	災害発生後においても、速やかに市場が開設されるよう、平時から、市場関係者と連携し、市場再開に向けた体制を構築する必要がある。
305	<p>＜災害発生時における適正価格の維持＞</p> <p>食料品をはじめとした生活関連物資について、売り惜しみ等による価格の高騰等を抑止し、適正な価格での供給を維持するため、関係法令に基づく所要の措置を執るのに必要な、小売業者等の店頭での小売価格の調査を実施する体制を整備している。</p>	災害発生時には物資が不足し、価格が上昇しやすい傾向にあり、生活関連物資の適正かつ公平な供給ができなくなるおそれがあることから、適正な価格の維持のため、あらかじめ災害発生時における調査体制を構築する必要がある。
【県産食料品の生産・供給体制の強化】		
306	<p>＜食料生産体制の強化＞</p> <p>農業については、荒廃農地の発生の防止と、農業の生産性向上を図るため、農地中間管理事業を活用した農地貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援している。</p> <p>漁業については、宝湖「小川原湖」の環境保全に取り組み、資源管理によるワカサギ・シラウオ・シジミの水揚量の安定化を図り、食料生産体制の強化を行っている。</p>	再掲 農業については、水稻、野菜、果物、花き、畑作物等の多彩な農業生産が行われ、災害発生時においても農産物が安定供給できるよう、平時から、生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。
307	<p>＜多様なニーズに対応した県産品づくり＞</p> <p>消費者等のニーズが多様化していることから、農林水産物のブランド化の推進など、付加価値の高い生産を促進している。</p>	消費者等のニーズが多様化していること等を踏まえ、これに対応した安全・安心な農林水産物や加工食品を安定して供給するため、ニーズに即した品種の育成や加工食品の生産拡大をさらに推進していく必要がある。
308	<p>＜県産食料品の供給を支える人づくり＞</p> <p>本県の安全・安心な農林水産物や加工食品を今後とも供給していくため、農林水産業及び食品加工業の担い手育成や労働力確保が不可欠であることから、人材確保に向けた取組を実施している。</p>	本県の安全・安心な農林水産物や加工食品を安定供給するためには、後継者等の農林水産業及び食品加工業従事者の確保が必要であるが、現状では減少傾向にあることから、後継者の育成及び労働力確保の必要がある。
309	<p>＜食料品製造業者の供給体制強化＞</p> <p>供給体制強化のため、食料品製造事業者を対象に、工場診断や生産性向上への支援を行うとともに、人材育成に対する取組を行っている。</p>	災害発生時においても県産食料品が供給されるよう、引き続き、生産工場の診断や、今後の生産性の向上を担う人材の育成を行う必要がある。
310	<p>＜農業・水産施設の老朽化対策＞</p> <p>農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給する農業水利施設の長寿命化対策を実施するため、計画を策定しており、定期的に点検並びに維持管理を行っている。</p>	再掲 老朽化した農業用排水路があることから、計画に基づき必要な老朽化対策等を推進していく必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

基幹的交通ネットワークの機能停止を防ぐため、道路、鉄道、港湾・漁港、空港施設の防災対策の強化を図るとともに、高規格幹線道路等の整備を推進する。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	被災農林漁業者の速やかな事業再開に向けて、平時より融資制度の周知を図るとともに、手続きが速やかに行われるよう、関係機関との連携を強化する。	県 町	
	災害発生時等においても業務を確実に継続できる体制を検討するとともに、被災者等への食品の確保・提供のための機能の充実を図る。	県 町	
	災害発生時において、法令等に基づく所要の措置をとるのに必要な小売業者等の調査の迅速な実施に向けた体制を構築する。	県	
○	農業については、農業の振興と活性化に向けて、町、農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、農地の利用集積を推進するとともに、荒廃農地等利活用促進交付金事業を活用しながら再生利用を進め、荒廃農地の発生防止・解消に取り組む。 漁業については、引き続き、小川原湖の環境保全を継続して資源管理に取り組み、食料生産体制の安定化を図っていく。	町	
○	有機栽培や特別栽培など、消費者ニーズに対応した農業生産の普及を促進する。 また、農林水産物のブランド化や販路拡大を図るため、引き続き、関係機関等と連携の強化を図る。	県 町	
○	本県の農林水産業を維持・発展させ、農林水産物や加工食品を安定して供給するため、農林漁業者、食品加工業者の後継者の育成や、労働力確保に向けた取組を実施する。	県 町	
	供給体制を強化するため、生産性向上への支援を行うとともに、ものづくり基盤技術人材育成実習や研修等受講に要する費用の一部助成により人材の育成を図る。	県 町	
	農業水利施設及び漁協施設の機能保全を図るため、長寿命化計画の策定や見直しを行い、計画的に老朽化対策を実施する。	県 町	

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

リスクシナリオ 5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
【エネルギー供給体制の強化】		
311	<p>＜エネルギー供給事業者の災害対策＞</p> <p>電力事業者やガス事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。</p> <p>また、大規模災害時に電力施設に被害が生じた場合、迅速かつ円滑な復旧を図るため、町と電力事業者で協定を締結し、連携協力体制を構築している。</p>	再掲 災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じていく必要がある。
312	<p>＜ガス供給施設の老朽化対策＞</p> <p>中小企業者（県内ガス供給事業者）が組織する組合等（東北ガス事業協同組合）における施設等の高度化を推進するため、中小企業高度化資金貸付事業を実施している。</p>	災害発生時においても県内ガス供給事業者が円滑な供給を確保できるよう、引き続き、施設の整備等を図るための融資等の対策を講じる必要がある。
313	<p>＜避難所等への燃料等供給の確保＞</p> <p>災害発生時に液化石油ガス等を調達するため、一般社団法人青森県エルピーガス協会との間で「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」を締結している。</p>	再掲 災害発生時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、必要に応じて協定を見直す必要がある。
314	<p>＜企業の業務継続計画作成の促進＞</p> <p>災害発生時における中小企業者等の経済活動の停滞を回避するため、県が作成した「青森県版BCP策定マニュアル」について、中小企業者等へ情報提供を行い業務継続計画（BCP）の策定を促進している</p>	再掲 経済活動が停滞することがないように、中小企業等の業務継続計画（BCP）の策定を促進しているが、策定していない企業に対し、引き続き、商工関係団体等と連携し、業務継続計画（BCP）の必要性について普及啓発していく必要がある。
315	<p>＜石油燃料供給の確保＞</p> <p>青森県石油商業組合上北支部東北ブロックとの間に「災害時における石油類の優先供給に関する協定」を締結し、災害時に備えた石油燃料の備蓄と、町の要請による優先供給を図っている。</p> <p>また、県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結している災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に基づき、業務継続が求められる医療機関、避難所等重要施設、緊急車両について県との情報共有を行うとともに、毎年度、当該情報を更新している</p>	再掲 災害発生時においては青森県石油商業組合等関係機関との協定が有効に機能することが必要であることから、引き続き、供給先の情報更新や防災訓練の実施などにより連携体制を維持・強化する必要がある。
【石油コンビナート等防災計画に基づく防災体制の充実】		
316	<p>＜石油コンビナート等防災計画に基づく特別防災区域の防災対策＞</p> <p>石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の防止を図るため、青森県石油コンビナート等防災計画に基づき、県及び関係機関と連携し、防災訓練の実施等、防災対策を実施している。</p>	再掲 石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の防止を図るため、県及び関係機関と連携し、防災訓練の実施等、防災対策を実施する必要がある。
【再生可能エネルギーの導入促進】		
317	<p>＜再生可能エネルギーの導入＞</p> <p>公共施設に太陽光発電システムを設置するなど、再生可能エネルギーの導入に向けた取組みを推進している。</p>	地域分散型エネルギーシステムの構築による防災力・災害時の応急対応力の強化の観点から、地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進・活用していく必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策や石油製品の安定供給体制の構築を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入促進等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強化など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気事業者・ガス事業者との連携を強化する。</p>	<p>県 町 民間事業者</p>	
	<p>災害発生時においても、県内ガス供給事業者がガスの供給ができるよう、施設の維持や高度化に必要な資金の融資を行う。</p>	<p>県 民間事業者</p>	
○	<p>災害発生時に協定が有効に機能するよう、必要に応じて協定を見直す。</p>	<p>町</p>	
○	<p>県及び商工関係団体等と連携し、業務継続計画（BCP）の必要性について普及啓発を図る。 また、策定した業務継続計画（BCP）に基づき、耐震化や電力確保対策等防災のための施設整備を行う場合に必要な資金の低利融資制度（BCP融資）についても併せて周知する。</p>	<p>県 町 民間事業者</p>	
○	<p>災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が供給されるよう、関係機関の情報を更新するとともに定期的に訓練を実施する。</p>	<p>県 町</p>	
○	<p>災害発生時等において必要なエネルギーを自給するため、再生可能エネルギーについて、家庭や事業所等での太陽光発電システムの普及や、電力事業者による風力発電設備の促進に努める。</p>	<p>県 町</p>	

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

リスクシナリオ 5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

現在の取組・施策		脆弱性評価
318	<p><電力システムの接続制約等の改善></p> <p>2030年度の再生可能エネルギー発電導入量見込みを達成するために、送電線の増強や系統安定化のための対策を国に要望している。</p>	<p>送電網が脆弱な状況となっているため、再生可能エネルギー導入を拡大し、災害発生時においても有効に機能させるためには、送電線の着実な整備や蓄電池による系統安定化対策など、送電網の充実強化を図る必要がある。</p>
【道路施設の防災対策】		
319	<p><緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	<p>依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。</p>
320	<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	<p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p>
321	<p><市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。</p>	<p>整備後、相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。</p>
322	<p><道路における障害物の除去></p> <p>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。</p>	<p>地震や津波、風水害により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	脆弱な送電網を解消するため、送電網の充実強化を引き続き国に要望する。	県	
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町	
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検や維持補修等を実施する。	県 町	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県	

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

リスクシナリオ 5-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策			脆弱性評価
【水道施設の防災対策】			
323	<水道施設の耐震化・老朽化対策> 災害時の給水機能を確保するため、水道施設や管路の耐震化及び老朽化対策を計画的に進めている。	再掲	人口減少を踏まえた計画の策定や、アセットマネジメント（長期的資産管理）を活用し、施策を推進する必要がある。
324	<水道施設の応急対策> 災害発生時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水が可能となるように、水道事業者においては応急復旧のための体制を整えるとともに、修繕資機材の整備を図っている。	再掲	災害により水道施設及び管路に被害が発生した場合、できるだけ速やかに給水を再開できるよう、引き続き、修繕資機材の整備を図る必要がある。
325	<水道事業者の業務継続計画の策定> 災害時における上水道の安定供給を継続するため、事業継続計画（BCP）の策定を検討している。		災害発生時において上水道の安定供給が重要となることから、業務継続計画（BCP）を策定する必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策や石油製品の安定供給体制の構築を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入促進等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害発生時の給水機能の確保に向けて、基幹管路や水道施設の耐震化を進め、給水区域の見直しやアセットマネジメント（長期的資産管理）等による経営の効率化を推進する。	水道企業団	
○	災害により水道施設及び管路に被害が発生しても迅速に給水が再開できるよう、引き続き、必要に応じ、応急復旧のための体制の見直し及び修繕資機材の更新を図る。	水道企業団	
○	災害発生時においても上水道の安定供給を継続するため、事業継続計画（BCP）を策定する。また、計画の実効性を高めるため、定期的な訓練を実施し、訓練の反省をもとに、適宜、計画の見直しを行う。	町 水道企業団	

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

リスクシナリオ 5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

現在の取組・施策		脆弱性評価
【下水道施設の機能確保】		
327	<p>＜下水道施設の耐震化・老朽化対策＞</p> <p>災害発生時においても公衆衛生を確保するために、下水道施設のストックマネジメント事業計画及び実施計画に基づき、令和元年度から老朽化対策事業を実施している。</p> <p>管路施設については、腐敗の恐れがある箇所の調査を行い、5年に1回の頻度で保守点検している。</p>	<p>再掲</p> <p>供用開始が古い処理場・ポンプ場について、機械・電気設備が耐用年数を超えるものが多くなってきたことから、今後の運転管理の不安や処理機能の低下のリスクを抱えている。</p>
328	<p>＜下水道事業の業務継続計画の策定＞</p> <p>下水道施設が重要なライフラインであることから、災害時においても機能の維持又は速やかな復旧を行うため、業務継続計画を策定している。</p>	<p>再掲</p> <p>毎年のように各地で激甚災害による被害が発生していることから、災害事例を研究し、災害時の対応装備の確保を図るとともに、業務継続計画を見直す必要がある。</p>
329	<p>＜農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策＞</p> <p>災害発生時においても公衆衛生を確保するため、農業集落排水施設の最適整備構想に基づき、老朽化対策を実施している。</p> <p>管路施設については、供用開始の古い地区は毎年約1kmの管渠清掃を行うとともに、管渠内部の点検を行い、維持補修を実施している。</p>	<p>再掲</p> <p>供用開始が古い処理場・ポンプ場について、機械・電気設備が耐用年数を超えるものが多くなってきたことから、今後の運転管理の不安や処理機能の低下のリスクを抱えている。</p>
330	<p>＜農業集落排水施設等の耐災害性の確保＞</p> <p>災害発生時の停電により農業集落排水施設の排水機能が停止した場合でも対応するため、非常用ポンプを設置して対策を図っている。</p>	<p>常時、非常用ポンプが設置されていない農業集落排水施設があることから、全ての施設に非常用ポンプを設置する必要がある。</p>
331	<p>＜避難所等におけるトイレ機能の確保＞</p> <p>災害発生時の避難所等における衛生環境の維持のため、仮設トイレ等の確保に係る協定を締結している。</p>	<p>災害発生時の対応としては避難所等に設置されている既設のトイレの活用が中心となっていることから、汚水処理施設等の機能が停止した場合においても、避難所等の衛生環境を維持できるよう、既設のトイレ以外に必要なトイレの数量及び種類（仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ等）、調達方法を予め定めておく必要がある。</p>
【合併処理浄化槽への転換の促進】		
332	<p>＜合併処理浄化槽への転換の促進＞</p> <p>老朽化した単独処理浄化槽から、災害に強い合併処理浄化槽への転換等、合併処理浄化槽の設置を促進するため、公共下水道認可区域及び農業集落排水施設事業実施区域外の住宅を対象に合併浄化槽設置事業補助金制度を設けるとともに、当該制度の周知に努め普及啓発を行っている。</p>	<p>依然として多くの単独処理浄化槽が残っていることから、災害発生時に備え、引き続き単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、下水道施設や農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策等の推進を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ストックマネジメント計画に基づく老朽化した下水道施設の改築・更新を図っていく。 管路施設についても、引き続き定期的に点検を行い、点検結果を踏まえて改築・更新計画を策定する。</p>	町	
	<p>毎年のように各地で発生する災害を教訓に、国等から示される対応策等を踏まえ、適宜、業務継続計画を見直していく。</p>	町	
	<p>災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、施設の長寿命化計画である最適整備構想を策定しており、今後も最適整備構想に基づき計画的に施設の改築・更新を行う。 また、施設の状況等（施設の急速な劣化による機能の低下など）により計画に問題が生じた場合は、最適整備構想の見直しを行う。</p>	町	
	<p>災害発生時における農業集落排水施設の汚水流下機能及び消毒機能の確保に向けて、非常用ポンプを設置する。</p>	町	
	<p>災害発生時における仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレの調達について、県と連携を図りながら民間事業者との協力体制を構築するとともに、家庭における携帯トイレの備蓄についての普及啓発を図る。</p>	県 町	
	<p>単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換等、合併処理浄化槽の設置を促進するため、国の循環型社会交付金等を活用することにより、災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、単独処理浄化槽設置者に対し、転換の必要性について周知を図る。</p>	県 町	

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

リスクシナリオ 5-4 地域交通ネットワークが分断する事態

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
【道路施設の防災対策】		
333	<p><緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	再掲
334	<p><緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	再掲
335	<p><市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。</p>	再掲
336	<p><道路における障害物の除去></p> <p>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。</p>	再掲
【鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備】		
337	<p><鉄道施設の耐災害性の確保・体制の整備></p> <p>災害発生時における鉄道利用者の安全性確保及び交通手段確保のため、JR及び民営鉄道事業者と情報共有を図るとともに、民営鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等に対し、補助を行っている。</p>	再掲
338	<p><青い森鉄道の耐災害性の確保・体制の整備></p> <p>県が所有する青い森鉄道線の鉄道施設について、鉄道輸送の安全を確保するため、安全管理規程により、事業の運営の方針や管理の体制、方法などを定めている。</p>	再掲
【路線バスの運行体制】		
339	<p><路線バスの運行体制の維持></p> <p>災害発生時等の交通手段確保のため、バス事業者と運行状況等に関する情報共有を図っているほか、路線維持を図るため、運行欠損・車両購入に対する補助を行っている。</p>	再掲

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

地域交通ネットワークが分断する事態を防ぐため、道路施設や鉄道施設の防災対策を推進するとともに、バス路線等の維持を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町	
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検や維持補修等を実施する。	県 町	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県	
	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう、JR及び民営鉄道事業者と一層の情報共有を図るとともに、引き続き、国の補助制度等を活用し民営鉄道事業者が行う施設の安全対策等の取組を促進していく。	県 鉄道事業者	
○	平時における大量の貨物輸送に対応した鉄道施設の耐震化等について、輸送事業者の適切な負担の下に、計画的に対策を実施する。	県	
	引き続き、バス事業者と運行状況等に関する情報共有や、バス路線維持に係る補助を実施するほか、災害発生時における人員輸送について、バス事業者等との連携体制構築に向けて対応を検討していく。	県	

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ 6-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

現在の取組・施策		脆弱性評価
【ため池、ダム等の防災対策】		
341	<p><ダム施設の老朽化対策></p> <p>災害発生時においてダム施設が機能不全に陥らないよう、老朽化対策として長寿命化計画を策定し、これに基づく対策を進めている。</p>	<p>耐用年数を超過し障害が発生している機器があることから、長寿命化計画に基づき、計画的に対策を実施する必要がある。</p>
342	<p><農業用ダム・ため池の防災対策></p> <p>将来にわたるため池の機能発揮に向けて、管理マニュアルを基に定期的に点検等を実施している。 また、防災重点ため池の長寿命化計画について、町は策定済みであり、土地改良区には策定の推進を図っている。</p>	<p>町が管理する防災重点ため池については、防災重点ため池の見直しにより追加されることから長寿命化計画の策定を継続していく必要がある。</p>
343	<p><ダム施設等の非常用電源の整備></p> <p>災害発生時においても、ダム施設や農業水利施設の電力を確保し、適切な管理体制を維持するため、非常用電源装置を設置している。</p>	<p>災害発生時でも非常用電源設備が適切に機能するよう、引き続き適切な維持管理を行っていく必要がある。</p>
344	<p><ため池ハザードマップの作成></p> <p>ため池ハザードマップは作成しているが、近年の豪雨災害において、ため池の決壊等による被害が発生していることから、新たな基準により再選定された防災重点ため池について、ハザードマップの改訂を進めている。</p>	<p>下流に人家や公共施設等があり、ため池が決壊した場合、人命に関わるため池（防災重点ため池）が町内に6カ所あることから、新たな考えに基づき、防災重点ため池のハザードマップを作成する必要がある。</p>
【防災施設の機能維持】		
345	<p><砂防関係施設の整備></p> <p>土砂災害に対し安全安心な県民生活を確保するため、砂防堰堤等の土砂災害対策を実施している。</p>	<p>土砂災害危険箇所整備率が約3割と低いことから、砂防関係施設の整備を進める必要がある。</p>
346	<p><砂防関係施設の老朽化対策></p> <p>土砂災害を防止する砂防関係施設の機能及び性能を長期にわたり維持・確保するため、長寿命化計画を策定している。</p>	<p>既存砂防関係施設の中には、施工後長期間経過し、その機能及び性能が低下したものがあることから、計画的に点検・評価を実施し、長寿命化計画を策定する必要がある。</p>
347	<p><農山村地域における防災対策></p> <p>農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。 水田等で雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。</p>	<p>治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、長寿命化計画の策定を進めるとともに、引き続き必要に応じて整備を進める必要がある。 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状態を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。</p>
348	<p><河道閉塞等による住民避難のための情報提供></p> <p>河道閉塞（天然ダム）等が発生した場合、被害が想定される区域の住民に対して適切な情報提供を行うため、国・県と連携して緊急調査を実施し、対応することとしている。</p>	<p>河道閉塞（天然ダム）等が発生した場合、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、緊急調査を実施し、被害が想定される区域・時期の情報を速やかに住民へ周知して避難させる必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】			
ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生を防ぐため、ダム施設、防災施設等の老朽化対策等を推進するとともに、ため池ハザードマップの作成により危険地区の周知や防災意識の醸成を図る。			
重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	ダム施設が機能不全に陥ることがないように、老朽化対策として、耐用年数・障害の頻度等を考慮し、計画的に機器の更新・修繕等を行う。	国 県	
○	町管理の防災重点ため池について、計画的に点検を実施の上、長寿命化計画を策定する。 土地改良区が管理する防災重点ため池に係る長寿命化計画の策定に向けて、引き続き指導する。	県 町 土地改良区	個別施設ごとの長寿命化計画 (農業用ため池)の策定数 【R2】 【R7】 00% → 100%
	災害発生により電力の供給が停止しても、ダム施設や農業水利施設の適切な管理体制を維持できるよう、引き続き、適切に維持管理を実施する。	国 県	
	防災重点ため池について、ハザードマップの作成を行う。	県 町	防災重点ため池ハザードマップの作成 【R2】 100% (6箇所)
○	災害履歴のある箇所のほか、避難所、防災拠点、要配慮者利用施設が立地する箇所などを対象として、国の防災・安全交付金等を活用し、砂防関係施設の整備を推進する。	県	
○	砂防関係施設長寿命化計画に基づき、国の防災・安全交付金等を活用しながら、施設の機能及び性能を維持・確保する。	県	
○	荒廃地(荒廃するおそれのある場所含む)の早期復旧のため、治山施設等を整備すると共に、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。 ダムや水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、維持管理を適切に実施するとともに、必要に応じて水田の区画整理など、農業農村整備事業を実施する。	県 町	
	被害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を図る。	国 県 町	

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ 6-2 有害物質の大規模流出・拡散

現在の取組・施策		脆弱性評価
【有害物質の流出・拡散防止対策】		
349	<p><有害物質の流出・拡散防止対策></p> <p>消防本部では、災害発生に伴う毒劇物の流出・拡散を防止するため、事業者の施設管理、保管等を関係法令等に基づき指導している。 また、毒物劇物取り扱い施設に対し保管・管理・使用等について監視指導を行っている。</p>	<p>災害発生時においても、危険物・毒劇物の流出拡散が起こることのないよう、適切な管理・保管や、流出防止対策の実施等について指導等を行っていく必要がある</p>
350	<p><公共用水域等への有害物質の流出・拡散防止対策></p> <p>公共用水域及び地下水への有害物質の流出・地下浸透を防止するため、水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設に適用される構造等基準の遵守を指導している。</p>	<p>水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設に適用される構造等基準については、災害発生時を考慮したものではないことから、流出時の措置について、指導・周知する必要がある。</p>
351	<p><毒性ガスの大規模漏えいに係る保安対策></p> <p>アンモニアガス等の毒性ガスの大規模漏えいの災害を防止するため、保安検査を実施するとともに、法令改正や技術上の基準等の必要な情報等を適宜提供することにより、保安対策の向上を図っている。</p>	<p>引き続き、災害発生時の毒性ガスの大規模漏えいを防止するため、第一種製造者の設備が技術上の基準に適合しているか確認するなど、保安検査を実施するとともに、法令改正や技術上の基準等の必要な情報等を適宜提供する必要がある。</p>
352	<p><有害な産業廃棄物の流出等防止対策></p> <p>廃棄物の飛散、流出等防止のため、事業者に対し、廃棄物処理法に基づく廃棄物の処理基準、保管基準等の遵守、管理責任者の設置等を指導している。</p>	<p>有害な産業廃棄物（特にPCB廃棄物等）が事業場外に流出することにより、住民の健康被害、生活環境への影響が懸念されることから、適正保管の確保、緊急時における拡散防止対策、連絡体制等を整備する必要がある。 また、健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業者に対し、有害な廃棄物の適正な保管や早期の処分を指導していく必要がある。</p>
353	<p><大気中への有害物質の飛散防止対策></p> <p>特定粉じん（アスベスト）排出等作業現場において、アスベスト飛散がないことを確認するため、アスベストの濃度測定を行っている。</p>	<p>災害発生時には、被災建物等の解体等により大気中にアスベストが飛散するおそれがあることから、大気中のアスベスト濃度を測定し、状況を把握する必要がある。</p>
【有害物質流出時の処理体制の構築】		
355	<p><有害物質流出時の処理体制の構築></p> <p>有害物質が河川等に流出した場合の迅速な処理を行うため、平時から国及び県管理河川において水質事故等発生時の連絡体制が構築されている。 流出事故発生時には、公共用水域の水質保全のため、必要に応じて現地調査及び水質測定を実施している。</p>	<p>災害発生時に、有害物質が河川等に流出した場合、健康被害の発生や水質汚染等の二次被害が発生するおそれがあることから、平時と同様に迅速な処理が行えるよう速やかに水質測定を行い、汚染の度合い把握する必要がある。</p>
356	<p><有害物質の大規模流出・拡散対応></p> <p>有害物質の流出等が発生した場合は、被害の拡大防止、事態収束のため、消防機関が出動し、対応している。</p>	<p>有害物質が大規模に流出等した場合は、早期に事態を収束させる必要があることから、消防機関の対応力の向上を図る必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

有害物質の大規模流出・拡散による二次災害の発生を防ぐため、有害物質取扱事業所等に対する監視・検査指導等を通じた流出・拡散防止対策の推進や、坑廃水処理関係施設の稼働の確保等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>災害発生に伴う危険物・毒劇物の流出拡散を防止するため、引き続き、関係法令等に基づき監視・検査・指導等を実施する。</p>	<p>県 町 消防本部 民間事業者</p>	
	<p>災害発生時に有害物質が流出した時に迅速に適切な措置を講じさせるため、すべての有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設に年1回以上立入検査を行い、流出時の措置について、指導・周知を図る。</p>	<p>県</p>	
	<p>災害発生時の毒性ガスの大規模漏えいを防止するため、引き続き保安検査を実施するとともに、法令改正や技術上の基準等の必要な情報等を適宜提供する。</p>	<p>県 民間事業者</p>	
	<p>災害発生時の健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業者に対し、PCB廃棄物の期限内処理及び処理するまでの間の適正保管について普及啓発等を進める。</p>	<p>県</p>	
	<p>災害発生時における、大気中へのアスベストの飛散の度合いを迅速に把握するため、緊急時のモニタリング体制の強化を図る。</p>	<p>県</p>	
	<p>災害発生時の有害物質の流出・拡散時に、迅速な処理が行えるよう、速やかに汚染の度合いを把握するため、引き続き連絡体制を維持するとともに緊急時のモニタリング体制の強化を図る。</p>	<p>国 県 町</p>	
	<p>有害物質が大規模に流出した場合における事態の早期収束等のため、資器材の整備等、消防機関の対応力の向上を図る。</p>	<p>国 県 消防本部 町</p>	

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ 6-3 原子力施設からの放射性物質の放出

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
【放射性物質の放出による被ばく防止対策】		
357	<p><原子力施設の安全対策></p> <p>町民の安全と安心を守るという立場から、原子力施設について安全に業務を遂行してもらうために、隣接町として、原子力関連の委員会等に出席し、徹底した安全対策を取るよう働きかけている。</p>	<p>原子力施設について、新規制基準への適合性を含め、その安全性を確保する必要がある。</p>
358	<p><原子力施設に係る環境放射線モニタリング></p> <p>環境放射線モニタリング計画を策定し、モニタリングを実施しており、その結果については専門家による評価を受けるとともに、広く県民に公表している。</p>	<p>再処理工場に係る、環境モニタリングについて、必要に応じ対象項目の追加を行う等、充実を図る必要がある。</p>
359	<p><原子力災害時の防災対策></p> <p>万が一の原子力災害の発生に備え、県では地域防災計画の整備や防災訓練の実施、防災資機材の整備を行い、町は原子力防災マニュアルを策定し防災訓練の実施等により、防災対策の充実・強化に取り組んでいる。</p>	<p>原子力災害対策については、一般的な災害対策と同様の対応によることとしているが、放射線は五感で感じるできないといった原子力災害の特殊性を考慮した上での対応となることから、放射線や原子力施設等についての基本的な知識を習得しておく必要がある。</p> <p>また、原子燃料サイクル施設に隣接していることから、住民避難等の具体的な防護措置の対応について、充実を図る必要がある。</p>
360	<p><原子力施設の安全性検証></p> <p>原子力施設に係る立地要請や安全協定などに際し、原子力施設の安全性等について、国や事業者の対応を踏まえつつ、県民の安全・安心に重点を置いた対応を行う観点から、県として節目において検証を行っている。</p>	<p>原子力施設の安全性については、国による新規制基準への適合性審査が進められているが、国や事業者の対応を注視し、適切に対処する必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

原子力施設からの放射性物質の放出による二次災害の発生を防ぐため、国・事業者が責任をもって施設の安全性確保に取り組むことはもとより、県としても平時から安全協定に基づく立入調査や環境放射線モニタリング等を実施する。

また、万が一の原子力災害の発生に備え、地域防災計画の見直し、防災訓練の実施や防災資機材の整備など、防災対策の充実・強化を図る。

さらに、施設の安全性確保に係る事業者の対策や国の対応について、県議会、関係市町村長、原子力政策懇話会、県民説明会等の意見を踏まえつつ、安全性を検証していく。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	原子力施設の安全を確保するため、引き続き、事業者との関係を密にし、必要な報告等を求めていく。	県 町	
○	環境モニタリングを継続し、施設からの影響について調査していく。	県	
○	県地域防災計画【原子力災害対策編】、原子力防災マニュアル及び避難計画の見直しを行うとともに、引き続き、防災訓練等を通じた関係機関との連携強化や資機材の整備等を推進する。 また、異常事態等に関する職員の参集、情報収集・連絡体制を確認するとともに、原子力災害の特殊性について基本的な知識を習得するための勉強会等を実施する。	県 町	
○	事業者の対策や国の対応について、県議会や関係市町村長、原子力政策懇話会、県民説明会、各種団体など各界各層の意見を踏まえつつ、県民の安全・安心に重点を置いた観点から、適時・適切に検証を行う。	県	

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ 6-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
【荒廃農地の発生防止・利用促進】		
361	＜農地利用の最適化支援＞ 荒廃農地の発生防止と、農業の生産性の向上を図るため、農地中間管理事業を活用した農地貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援している。	有効に活用されていない荒廃農地は、災害発生時に崩壊等の危険性が高いことや、湛水機能の低下を招き洪水発生リスクが高まること、さらに災害発生後の生産を維持していく上で障害となる可能性があることから、担い手への農地の集積・集約化と再生作業の支援により荒廃農地の解消を推進する必要がある。
362	＜農地の生産基盤の整備推進＞ 荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するため、農地の大区画化や用排水対策など生産基盤の整備や適切な維持管理を支援している。	異常気象による被害発生・拡大防止には、農地を農地として維持し、適切に管理しながら農作物を生産していくことが有効であることから、引き続き、農業生産基盤の整備等を推進していく必要がある。
【森林資源の適切な保全管理】		
363	＜森林の計画的な保全管理＞ 将来にわたり、森林が有する土砂災害防止を始めとする多面的機能の維持・増進を図るため、国の造林補助事業等を活用し、間伐や再造林などの森林整備を推進している。	森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在等により、間伐等の管理や森林整備が行われず森林の荒廃が進んでいることから、適切な森林環境の整備が必要である。
364	＜森林整備事業等の森林所有者への普及啓発＞ 土砂災害防止等重要な役割を持つ森林を良好な状態で次世代に引き継ぐため、森林組合等を対象とした説明会や巡回指導などの普及啓発活動を実施している	森林を良好な状態で次世代に引き継ぐためには、森林所有者の理解が不可欠であるため、これまで以上に、森林整備の必要性等について、森林所有者への普及啓発活動を強化する必要がある。
【農山村地域における防災対策】		
365	＜農山村地域における防災対策＞ 農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。水田等で雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。	再掲 治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、長寿命化計画の策定を進めるとともに、引き続き必要に応じて整備を進める必要がある。 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状態を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。
【農林水産業の生産基盤の防災対策】		
366	＜農業・水産施設の老朽化対策＞ 農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給する農業水利施設の長寿命化対策を実施するため、計画を策定しており、定期的に点検並びに維持管理を行っている。	再掲 老朽化した農業用排水路があることから、計画に基づき必要な老朽化対策等を推進していく必要がある。 漁港施設については、老朽化対策が講じられていないため、老朽化対策を検討する必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐため、荒廃農地の発生防止・利用促進や森林資源の適切な保全管理を推進するとともに、砂防・治山施設等の老朽化対策等を実施する。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	地震や豪雨等による二次災害防止に向けて、県、農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、農地の利用集積を促進するとともに、荒廃農地等利活用促進交付金事業を活用しながら再生利用を進め、荒廃農地の発生防止・解消に取り組む。	県 町 農業委員会	担い手が利用する農地面積の割合 【R1】 【R5】 49% → 60% 荒廃農地面積 【H29】 【R5】 73.8ha → 0ha
	災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、引き続き、荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するための、農業生産基盤の整備を推進する。	県 町	
○	森林が有する多面的機能の維持・増進を図るため、引き続き、森林施業の集約化や地域材の利活用を促進するとともに、除間伐などにより、適切な森林環境の整備を図る。	県 町 民間事業者	
○	森林整備事業等の推進に向けて、引き続き、森林組合等を対象とした説明会や巡回指導を行うほか、再造林のPRリーフレットを整備し、森林所有者等への普及啓発活動を実施する。	県 民間事業者	
○	荒廃地(荒廃するおそれのある場所含む)の早期復旧のため、治山施設等を整備すると共に、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。 ダムや水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、維持管理を適切に実施するとともに、必要に応じて水田の区画整理など、農業農村整備事業を実施する。	県 町	
	農業水利施設及び漁協施設の機能保全を図るため、長寿命化計画の策定や見直しを行い、計画的に老朽化対策を実施する。	県 町	

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ 6-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

※人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオ

現在の取組・施策		脆弱性評価
【風評被害の発生防止】		
367	<p>＜正確な情報発信による風評被害の防止＞</p> <p>農産物・畜産物・水産物の安全・安心をアピールするため、県が実施している放射性物質のモニタリング結果を情報提供している。</p>	<p>災害時の風評被害は、正しい情報が伝わらないことで起こることから、災害発生時の正確かつ速やかに情報発信を行う体制を構築する必要がある。</p>
368	<p>＜物流関係者との信頼関係の構築＞</p> <p>農産物、水産物、畜産物の安全・安心をPRするため、食のイベント等に参加し県内外の販売関係者と信頼関係を構築するとともに、消費者に対する情報発信を行っている。</p>	<p>災害発生に伴う風評被害を防止するためには、日ごろから本県産の安全・安心性を積極的にPRし、物流・販売関係者や消費者との強固な信頼関係を構築しておく必要がある。</p>
【風評被害の軽減対策】		
369	<p>＜風評被害の軽減対策＞</p> <p>消費者の信頼を確保するため、県は放射性モニタリング調査を実施しており、その結果をホームページに公表している。</p> <p>町は農林水産品の安全性を確認するため、放射線測定器を所有しており、消費者の信頼を確保するための測定を実施できる。</p>	<p>災害発生等により風評被害が発生した場合には、直ちに正確な情報を発信するなど被害軽減のための活動を実施し、速やかに風評被害を根絶する必要がある。</p> <p>また、放射線測定器の数値を証明するためには、定期的に機器の点検と校正を行う必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

風評被害等による地域経済等への甚大な影響の発生を防ぐため、平時より県産品に関する正確な情報を発信する体制の整備や、物流関係者との信頼関係の構築等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	<p>災害発生時における風評被害の防止に向けて、正確かつ速やかに情報発信できる体制を構築する。 また、引き続き、放射性物質モニタリング調査結果の情報提供を実施する。</p>	<p>県 町</p>	
	<p>災害発生時の風評被害防止に向けて、量販店・スーパーや消費者等との間にさらに強い信頼関係を構築するため、県との連携によるトップセールスの実施や、ウェブサイト適切な更新等により、安全・安心性のPRの強化を図る。 引き続き、生産・流通・販売等関係者との情報共有を図るとともに、消費者に対して正確な情報を提供するための研修会等を実施する。</p>	<p>県 町</p>	
	<p>災害発生等による風評被害が発生した場合には、平時において構築された情報発信・連携体制を最大限に活用して早急に正確な情報を発信し、風評被害を根絶する</p>	<p>県 町</p>	

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ 7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

現在の取組・施策		脆弱性評価
【災害廃棄物の処理体制の構築】		
370	<p><災害廃棄物処理計画の策定></p> <p>近年、各地で多発する地震や豪雨等の災害が発生している状況や、災害廃棄物が人の健康や生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、災害時における生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、災害廃棄物の円滑な処理を行うため、災害廃棄物処理計画の策定に取り組んでいる。</p>	<p>災害廃棄物は一般廃棄物とされ、町が処理を担うことから、国の示す対策指針や行動指針を踏まえ、青森県災害廃棄物処理計画や地域防災計画などと整合性を図りつつ、災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。</p>
371	<p><災害廃棄物等の処理に関する連携の強化></p> <p>災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理の推進を図るため、平時の備えとして、関係市町村や関係団体、関係機関等との連携協力について検討している。</p>	<p>広域的処理も含め、災害廃棄物の円滑な処理を行うため、平時から関係市町村や関係団体、関係機関等との連携を図る必要がある。</p>
372	<p><農林水産業に係る災害廃棄物等の処理に関する連携の強化></p> <p>農業用資材廃棄物の適正処理推進のため、農協、資材業者、ごみ処理業者等、関係機関との連携を図っている。</p>	<p>災害発生時においても農業資材等の廃棄物が、円滑かつ適正に処理される必要があることから、関係機関との連携を強化する必要がある。</p>
373	<p><大気中への有害物質の飛散防止対策></p> <p>特定粉じん（アスベスト）排出等作業現場において、アスベスト飛散がないことを確認するため、アスベストの濃度測定を行っている。</p>	<p>再掲</p> <p>災害発生時には、被災建物等の解体等により大気中にアスベストが飛散するおそれがあることから、大気中のアスベスト濃度を測定し、状況を把握する必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、災害廃棄物等の処理に関する連携体制の強化等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	災害廃棄物の適正処理の確保と円滑かつ迅速な処理に向けて、災害廃棄物処理計画の策定を進める。	町	東北町災害廃棄物処理計画の策定 【R2】 0% → 【R7】 100%
○	災害発生時において、災害廃棄物の処理が円滑になされるよう、関係市町村、関係機関、関係団体等との連携を図る。	県 町	
○	災害発生時における農業資材等の廃棄物が、円滑かつ適正に処理するために、関係団体との情報共有や連絡体制の構築など、連携体制の強化を図る。	県 町	
	災害発生時における、大気中へのアスベストの飛散の度合いを迅速に把握するため、緊急時のモニタリング体制の強化を図る。	県	

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ 7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

現在の取組・施策		脆弱性評価
【防災ボランティア受入体制の構築】		
374	<p><防災ボランティア受入体制の構築></p> <p>災害ボランティアのスムーズな受入のため、総合防災訓練時にボランティアセンターの開設、運営訓練を実施している。</p>	<p>災害ボランティアセンターの開設、運営については、町社会福祉協議会で実施されていることから、関係機関との平時からの連携や情報共有を図る必要がある。</p>
375	<p><防災ボランティアの育成></p> <p>災害発生時においては、被災者のニーズとボランティアのニーズの調整役を行う災害ボランティアコーディネーターの役割が重要となることから、その育成に係る取組について、他自治体の事例等も参考にしながら検討を行っている。</p>	<p>災害発生時に、被災者の多様なニーズに対応し円滑な救援活動ができるよう、「調整役」となる災害ボランティアコーディネーターの育成強化を図る必要がある</p>
【技術職員等の確保】		
376	<p><復旧作業等に係る技術者等の確保></p> <p>大規模災害等が発生した場合の応急対策業務（障害物除去用の重機・資機材等の調達を伴う工事）を速やかに実施するため、官民連携による対応力強化を図っている。</p>	<p>再掲</p> <p>大規模災害発生時に、技術者の不足により復旧作業等に支障をきたすおそれがあることから、建設企業との連携を強化するとともに、道路啓開や応急対策業務を迅速に行う人材を確保・育成する必要がある。</p>
377	<p><災害応援の受入体制の構築></p> <p>災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、受入体制の構築を図っている。</p>	<p>再掲</p> <p>災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることが必要であることから、受入体制を構築することが必要である。また、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認するなど受入体制を強化する必要がある。 特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、配慮する必要がある。</p>
【建設業の担い手の育成・確保】		
378	<p><建設業の担い手の育成・確保></p> <p>社会資本整備や災害対応を担うなど、県民の暮らしと地域の安全・安心を守り、地域に不可欠な建設業が将来にわたり存続できるよう、経営の多角化支援とともに、担い手確保に向けた取組を進めている。</p>	<p>本県の建設業は、建設投資の縮小に伴う競争の激化や、従業員の高齢化、若年入職者の減少による担い手不足がとりわけ深刻であることから、地域の建設業が将来にわたり存続していくため、担い手の安定的な確保に向けた取組を引き続き推進していく必要がある。</p>
【農林水産業の担い手の育成・確保】		
379	<p><農林水産業の担い手育成・確保></p> <p>基幹産業である農林水産業を将来にわたって維持・発展させるため、担い手の育成・確保に取り組んでいる。</p>	<p>災害による被害から経済を迅速に復旧するためには、基幹産業である農林水産業の振興と持続的発展が重要となるが、農林水産業従事者が減少傾向にあることから、平時から後継者や新規就業者の育成を推進し担い手を確保していく必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、受援・連携体制の構築を図るとともに、建設業・農林水産業の担い手の育成・確保や産業を支える人材の育成等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	<p>防災ボランティアの円滑な受入れと効果的に活動できる体制の構築に向けて、引き続き、総合防災訓練において、災害ボランティアセンターの開設、運営訓練を実施する。</p> <p>また、平時から「災害ボランティアセンター」の事務局である、町社会福祉協議会との顔の見える関係づくりに努める。</p>	町 社会福祉協議会	
○	<p>災害ボランティアセンターの円滑な運営においては、コーディネーターが重要な役割を担うことから、県が主催する研修会への積極的な参加を促すとともに、町民を対象とした研修会の実施についても検討する。</p>	県 町 社会福祉協議会	
	<p>道路啓開や応急対策業務を迅速に行うため、官民連携による対応力強化に引き続き取り組んでいく。</p>	県	
○	<p>引き続き、応援機関の受入体制を構築するとともに、環境を整備し、連絡・要請等の実施手順や手続等を確認、訓練・研修等によりその実効性を高める。</p> <p>また、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を構築するため、受援計画やマニュアル等を整備する。</p>	町	受援計画の策定 【R2】 0% → 【R7】 100%
	<p>社会資本整備や災害からの復旧・復興を担う建設業の担い手の安定的な確保に向けて、中長期的な観点から、女性建設技術者の入職促進を図る取組や、児童・生徒及びその親に対し、建設業の魅力を発信する取組を引き続き実施していく。</p>	県	
	<p>基幹産業である農林水産業の成長産業化に向けて引き続き、農業・林業・水産業それぞれの課題を踏まえながら、担い手の育成・確保に取り組む。</p>	県 町	

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ 7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

現在の取組・施策		脆弱性評価
380	<p>（農業の担い手育成・確保）</p> <p>安全・安心な農産物を供給していくため、農業の担い手育成や労働力確保が不可欠であることから、人材確保に向けた取り組みを実施している。</p>	<p>安全・安心な農産物を安定供給するためには、後継者や新規就農者の確保が必要であるが、現状では減少傾向にあることから、後継者の育成及び新規就農者の掘り起こしの必要がある。</p>
381	<p>（林業の担い手育成・確保）</p> <p>森林が将来にわたって適正に整備・管理され、木材生産機能をはじめ、森林の持つ多目的な機能が持続的に発揮されるよう、「東北町森林整備計画」を策定し、林業従事者の育成及び確保に向けた取組みを検討している</p>	<p>近年の木材需要の停滞や価格の低迷など、林業を取り巻く情勢が依然として厳しい状況が続いており、新規就業者の確保が難しく、就業者の減少及び高齢化が進み森林機能の総体的な低下が懸念されていることから、林業従事者の育成や新規就業者の参入を推進する必要がある。</p>
382	<p>（水産業の担い手育成・確保）</p> <p>水産業の成長産業化に向けて、漁業労働力の需給情報の収集・提供や人材の育成、後継者への事業継承などにより、新規就業者の確保・育成に取り組んでいる。</p>	<p>災害による被害から経済を迅速に復旧するためには、水産業を維持し、成長産業として発展させていくことが重要となるが、水産業従事者が減少傾向にあることから、平時から後継者の育成や新規就業者の参入を推進し担い手を確保していく必要がある。</p>
【人材育成を通じた産業の体質強化】		
383	<p><産業を支える人材の育成></p> <p>経済や雇用の大きな柱である本県のものづくり産業を支えるため、技術者から経営者に至る各階層を対象とした人材育成カリキュラムを実施し、産業基盤の強化に取り組んでいる。</p>	<p>大規模災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、高度な人材が必要になることから、引き続き開発力やマネジメント力などの様々な技能を有した人材の育成を積極的に進める必要がある。</p>
【キャリア教育等の推進】		
384	<p><キャリア教育等の推進></p> <p>建設業・農林水産業の担い手や地域産業を支える人材を育成するため、工業高校・農業高校等の専門高校等において、インターンシップや体験学習などのキャリア教育・職業教育を推進している。</p>	<p>建設業や農林水産業において担い手確保が課題となっている現状を踏まえながら、それぞれの業種に必要とされる知識、技能、態度等を備えた人材の育成を図るため、キャリア教育、職業教育の一層の充実を図る必要がある。</p>
【防災人材育成】		
385	<p><災害医療・救急救護・福祉支援に携わる人材の育成></p> <p>災害発生時における医療救護活動及び福祉支援活動を行うため、DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、DCAT（災害福祉支援チーム）の育成や訓練の実施、研修会の開催等に取り組んでいる。</p>	<p>災害発生時に被災地の医療・福祉ニーズに応じた活動が円滑に実施できるよう、高度な知識や専門的な技術を有する人材を育成するための訓練・研修を実施するとともに、チーム数の増加を図る必要がある。</p>
386	<p><自主防災組織の設立・活性化支援></p> <p>災害発生時に地域の被害を防止・軽減するため、自助・共助の要となる自主防災組織の設立に向け、自主防災組織リーダー研修会等への参加を呼びかけているほか、自主防災組織の活動費を助成する支援を行っている。</p>	<p>自主防災組織の組織率は55%（令和2年11月現在）であるが、さらなる地域防災力向上のため、未組織地域の自主防災組織設立の支援を行うとともに、既存組織の活性化を図っていく必要がある。</p>
387	<p><消防力の強化></p> <p>消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。</p> <p>また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定や青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。</p>	<p>大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	当町の農業の発展のため、後継者の育成や新規就農者の掘り起こし等、労働力確保に向けた取組を実施する。	県町	
	今後、森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用関係の安定化、雇用管理の改善を推進するとともに、青森県林業労働確保支援センターを活用し、県内外の女性を含む若年層を中心とした林業相談会の開催、就業体験等の実施を計画し、新規就業者の確保及び技能・技術取得のために、森林資源の成熟に伴い、間伐や道作りを効率的に行える人材育成を行っていく。	県町	
	水産業の成長産業化に向けて、引き続き、水産業における課題を踏まえながら、担い手の育成・確保に取り組む。	県町	
	円滑な復旧・復興を支える技術者の専門スキルの向上や経営者層に必要な技術習得を支援するなど、各階層を対象とした人材育成カリキュラムを実施し、高度な人材の育成を図る。	県	
	災害からの復旧・復興を担う建設業・農林水産業の担い手や、地域産業を支える人材に必要な知識、技能、態度等を育むため、関係校におけるキャリア教育、職業教育の充実を図る。	県	
○	災害発生時の医療救護活動及び福祉支援活動を行うため、DMAT、DPAT、DCATの育成等を計画的に推進していく。	県	
○	自主防災組織の設立促進と活動の活発化に向けて、引き続き、県と連携を図り、リーダー研修会や防災啓発研修等の取組を実施する。	県町	自主防災組織の組織率 【R2】 55% → 【R7】 70%
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練を含めた取組を行う。	県消防本部町	

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ 7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

現在の取組・施策			脆弱性評価
388	<p><消防団の充実></p> <p>町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p> <p>また、消防団員の確保及び新入団員加入促進のため、消防団協力事業所表示制度を導入し、消防団員の確保に努めている。</p>	再掲	<p>近年、当町の消防団員は定数よりは少ないものの、消防団員の数は横ばいで維持している。</p> <p>しかし、他市町村では年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。</p>
389	<p><被害認定調査の体制確保></p> <p>災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、担当者の育成を行っている。</p> <p>また、他自治体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れや被害認定調査の実施体制の構築を進めている。</p>		<p>被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に対応すべき事項について、平時から説明会等に参加してスキルの向上を図り、災害時には迅速かつ適切に実施していく必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
○	引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 町	
	発災時に迅速かつ適切な被災者支援を行えるよう、平時より災害救助事務等の説明会や被害認定調査の研修会等に積極的に参加しスキルの向上を図る。 また、被災自治体へ応援職員の派遣を行い、被害認定調査実務の経験によりスキルの向上を図る。	県 町	

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ 7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

現在の取組・施策		脆弱性評価
【応急仮設住宅の確保等】		
390	<p><応急仮設住宅の迅速な供給></p> <p>災害発生時において、迅速に応急仮設住宅を供給するため、建設候補地のリストを作成し、県と情報を共有し、体制を整えている。</p>	建設に関する具体的な手順等が定められていないことから、建設に関する具体的な整備マニュアルを作成する必要がある。
【地域コミュニティ力の強化】		
391	<p><地域防災力の向上・コミュニティ再生></p> <p>地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の設立を推進している。</p>	地域コミュニティの希薄化により、地域防災力の低下が懸念されることから、地域コミュニティの再生、自助・共助を軸とした地域防災力の向上が急務である。
392	<p><地域コミュニティ力の強化></p> <p>地域防災力の要となる自主防災組織は、地域コミュニティと関係が深く、有機的なつながりがあることから、その中心となる町内会の基盤強化に取り組んでいる。</p> <p>また、助成事業等を活用して、コミュニティ活動に必要な設備等の整備に対して間接的に補助をしている。</p>	少子高齢化や個人の価値観の変化などに加え、地域における人口減少が進んでおり、地域活動の担い手不足が大きな課題等から地域コミュニティの希薄化が進み、地域防災力の低下が懸念されることから、自助・共助の中心となる町内会の基盤強化・活性化に取り組んでいく必要がある。
393	<p><農山漁村の活性化></p> <p>「農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる」との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付け、その一環として地域力の再生を実現するための取組を推進している。</p>	人口減少が進む中、農山漁村が有する自然・景観・文化などの地域資源を将来に引き継いでいくためには、自立した農林水産業の確立を図りながら地域コミュニティ機能の維持・再生に取り組んでいく必要がある。
394	<p><地域コミュニティを牽引する人材の育成></p> <p>災害発生時に共助を支える地域コミュニティの活性化に向けて、人材育成等に取り組んでいる。</p>	地域コミュニティの維持と活性化のため、人材育成に取り組む必要がある。
395	<p><地域を支えるリーダーの育成></p> <p>チャレンジ精神、豊かな発想力、広い視野を持って、起業・創業、経営革新、地域おこしに果敢に挑戦していく人材の育成とネットワークづくりを図るため、著名な講師による講演やワークショップなど「あおり立志挑戦塾」の取組を実施している。</p>	地域コミュニティ維持・活性化のためには、地域の核となるリーダーを育成する必要があるが、リーダーの数を増やすこと、人材のスキルを上げるには継続的な取組が必要である。
396	<p><消防団の充実></p> <p>町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。</p> <p>また、消防団員の確保及び新入団員加入促進のため、消防団協力事業所表示制度を導入し、消防団員の確保に努めている。</p>	再掲 近年、当町の消防団員は定数よりは少ないものの、消防団員の数は横ばいで維持している。しかし、他市町村では年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。
【被災地域の治安維持】		
397	<p><被災地の社会秩序の維持></p> <p>大規模災害発生時における災害警備活動を迅速・的確に実施するため、災害警備計画を策定し、毎年度、同計画に基づき救出救助部隊のほか治安対策、交通対策等の各部隊を編成し、被災地の社会秩序の維持を図ることとしている。</p>	再掲 大規模災害発生時における災害警備活動を迅速・的確に実施するため、引き続き、災害警備計画を策定し、同計画に基づき、救出救助部隊のほか治安対策、交通対策の各部隊を編成し被災地の社会秩序を維持する必要がある。

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、応急仮設住宅を迅速に供給する体制を確保するとともに、地域コミュニティ・農山漁村の活性化や地域を支えるリーダーの育成等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	災害発生時に、より迅速に応急仮設住宅を供給するため、県と連携して、建設候補地の選定と整備マニュアルの作成を行う。	県 町	
○	地域単位での新しい形の訓練を構築・実施し、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図る。	町	
○	災害発生時における自助・共助の中心となる町内会の基盤強化・活性化に向けて、引き続き、地域における取組を支援し、自主的・主体的な活動の促進を図る。	町	
	あおり環境公共推進基本方針に基づき、公共事業のプロセスに、農林漁業者はもとより地域住民など、多様な主体（地区環境公共推進協議会）の参加のもとで、水路の泥上げや草刈りなどの作業を通じて、自ら行えることは自ら実施していくことにより、地域力の再生を実現していく。	県 町	
	災害時には地域コミュニティにおける共助が重要な役割を果たすため、引き続き、人材育成に取り組む。	県 町	
	地域コミュニティの維持・活性化を担う地域の核となるリーダーの育成に向けて、今後も継続して「あおり立志挑戦塾」を開催する。	県	
○	引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 町	
	大規模災害発生時における災害警備活動を迅速・的確に実施するため、引き続き、災害警備計画を策定し、同計画に基づき、救出救助部隊のほか治安対策、交通対策の各部隊を編成し被災地の社会秩序の維持を図る。	県	

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ 7-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

現在の取組・施策		脆弱性評価
【鉄道の運行確保】		
398	<p>< 鉄道事業者との連携による早期復旧 ></p> <p>災害発生時における鉄道の運行確保・早期復旧を図るため、JRとの間で、列車の重大事故、トンネル橋梁の崩落等、大規模な交通障害が発生又は発生するおそれのある場合における連絡体制を構築している。</p> <p>また、その他の鉄道事業者との間で、緊急時対応のため、運休情報等を含む情報共有を平時から行っている。</p>	<p>災害発生時における人員輸送・物流の確保と、早期復旧に向けて、引き続き、平時からの情報共有をはじめ、鉄道事業者との連携を図っていく必要がある。</p>
399	<p>< 青い森鉄道の災害対策 ></p> <p>災害発生時における鉄道施設の被害状況や青い森鉄道線の運行状況に係る情報を収集し、必要な対策を講じるため災害時初動体制マニュアルを定めている。</p>	<p>青い森鉄道は、地域住民の足であることとはもとより、我が国の物流の大動脈であることから、災害発生時の輸送体制を維持するとともに、被災した場合においても早期に復旧できる体制を構築する必要がある。</p>
【道路施設の防災対策】		
400	<p>< 緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策 ></p> <p>災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	<p>依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。</p>
401	<p>< 緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策 ></p> <p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。</p>	<p>緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。</p>
402	<p>< 市町村管理農道・林道の機能保全・老朽化対策 ></p> <p>災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検等を実施している。</p>	<p>整備後、相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。</p>
403	<p>< 道路における障害物の除去 ></p> <p>道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。</p> <p>また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。</p>	<p>地震や津波、風水害により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。</p>
【基幹的道路交通ネットワークの形成】		
404	<p>< 基幹的道路交通ネットワークの形成 ></p> <p>被災地への速やかなアクセスや多様なルートを確認するため、高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を推進している。</p>	<p>被災地への速やかなアクセスや多様なルートを確認するため、高規格幹線道路や地域高規格道路の建設が遅れているところは、早期に整備を進める必要がある。</p>

【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、応急仮設住宅を迅速に供給する体制を確保するとともに、地域コミュニティ・農山漁村の活性化や地域を支えるリーダーの育成等を図る。

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	災害発生時における人員輸送・物流の確保と、早期復旧に向けて、引き続き、平時からの情報共有をはじめ、鉄道事業者との連携を図っていく。	県	
	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう青い森鉄道と一層の情報共有を図るとともに、引き続き、施設の安全対策等の取組を促進していく。	県	
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町	
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 県 町	
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検や維持補修等を実施する。	県 町	
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、必要に応じて道路管理者が国へ交通の確保のための支援を要請するほか、東北地方整備局と締結した協定等による支援を速やかに要請する。	国 県	
○	被災地への確実かつ速やかなアクセスや多様なルートを確保するため、高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を実施する。	国 県	

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ 7-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

現在の取組・施策			脆弱性評価
【代替交通・輸送手段の確保】			
405	<p><代替交通手段の確保></p> <p>災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、関連事業者（鉄道・バス等）と情報共有を図っている。</p>	再掲	<p>災害発生時等に道路が通行困難となった場合に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、関連事業者（鉄道・バス等）と情報共有を図る必要がある。</p>
407	<p><輸送ルートの代替性の確保></p> <p>災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、航路運行事業者・航空会社等と情報共有を図るほか、離島航路について、地元市村が行う航路運航事業者の欠損に対する支援に対し、補助を行っている。</p>	再掲	<p>災害発生時等に道路が通行困難となった場合の代替交通手段確保のため、引き続き、航路運航事業者及び航空会社等と情報共有を図る必要がある。</p>

重点	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標 (参考値)
	災害発生時等に道路が通行困難となった場合に代替交通手段が確保されるよう、引き続き、関連事業者（鉄道・バス等）と情報共有を図っていくことを検討する。	県 町	
	災害発生時において、円滑な連携が図られるよう航路運航事業者及び航空会社等と一層の情報共有を図っていく。	県	

東北町国土強靱化地域計画
(別冊)

～ リスクシナリオごとの対応方策 ～

令和3年3月29日 策定

東北町 総務課

〒039-2492

青森県上北郡東北町上北南四丁目32-484

TEL 0176-56-3111

FAX 0176-56-3110